

令和3年度

包括外部監査結果報告書

補助金等に関する事務の執行について

尼崎市包括外部監査人

弁護士 重田 和寿

第1章	包括外部監査の概要	9
第1	監査の種類	9
第2	選定した特定の事件及び監査対象期間	9
1	選定した特定の事件（監査テーマ）	9
2	監査対象期間	9
第3	監査テーマ選定の理由	9
第4	包括外部監査の方法	10
1	監査の視点・着眼点	10
(1)	基本的な視点	10
(2)	特に留意した着眼点	10
2	主な監査の実施方法	10
(1)	監査の方法	10
(2)	監査手続で留意した事項	11
(3)	監査の結果・意見の対象とした補助金等の一覧	12
第5	監査の実施体制	15
第6	往査等の状況	15
第7	包括外部監査の実施期間	15
第8	利害関係	15
第9	報告書の構成及び記載方法	16
1	留意した事項	16
2	構成	16
3	監査結果の書き分け	16
(1)	【監査の結果】	16
(2)	【意見】	16
4	監査の結果及び意見の記載方法	16
第2章	尼崎市の補助金等の概要	17
第1	補助金等の定義	17
第2	補助金等の根拠	17
1	地方自治法	17
2	条例・規則	17
3	個別の補助金における補助金交付要綱	17
4	補助金等に係る予算の適正化に関する法律	18
第3	補助金等交付事務の概要	18
第4	補助金等の推移	19

第5	尼崎市における補助金等に関連する取組みについて	19
第3章	監査の結果及び意見（全般的事項）	20
第1	補助金等に係る全庁的ルール確立の必要性	20
1	公益目的と執行手続の適正	20
	(1) 公益目的	20
	(2) 事務執行の適正	20
	(3) 市民の目線	21
2	尼崎市の補助金等交付事務の現状	21
第2	監査の結果及び意見	22
1	【意見1】補助金等交付手続に関する基本ルールの策定	22
2	【意見2】交付要綱作成にあたってのガイドラインの策定	22
3	【意見3】補助金等の交付事務一般に関する実質的な指針の策定	23
4	【意見4】交付要綱作成の徹底	24
5	【意見5】交付要綱の市ウェブサイトへの掲載の徹底	25
6	【意見6】補助金等に関する統括部署の設置	26
第3	共通する問題点について	27
1	はじめに	27
2	外郭団体への人件費補助について	27
3	利益相反について	29
第4章	監査の結果及び意見（各論）	31
第1	危機管理安全局の補助金等に係る監査の結果及び意見	31
1	交通安全協会補助金	31
	【意見7】補助金交付の必要性に関する見直し	32
	【意見8】補助金額の相当性のチェック	33
2	犯罪被害者等見舞金	35
	【意見9】補助金の周知状況に関する実態把握	35
3	防犯協会補助金	36
	【意見10】補助金額の相当性のチェック	37
第2	総合政策局の補助金等に係る監査の結果及び意見	38
1	尼崎市路線バス運行支援補助金	38
	【意見11】補助金額の相当性のチェック	40
	【意見12】補助金の効果測定	41
2	兵庫県旅券事務所尼崎出張所に係る負担金	42
3	（公財）尼崎市文化振興財団に対する補助金	43

	【意見 13】 補助金交付の根拠	44
4	市民運動各地区推進協議会事業補助金	45
	【意見 14】 補助金の適正使用（支出の裏付け資料の提出）	46
	【意見 15】 補助金の効果測定	46
	【意見 16】 利益相反のおそれ（事務局体制）	47
5	あまらぶチャレンジ事業補助金	48
	【意見 17】 補助金の効果測定	49
6	地域コミュニティ活動支援事業補助金	50
	【意見 18】 補助金の適正使用（政教分離への配慮）	51
	【意見 19】 補助金の効果測定	51
7	集会施設借上補助金	52
	【意見 20】 補助金の必要性等のチェック	53
	【意見 21】 補助金の効果測定	53
8	集会所借地補助金	54
	【意見 22】 補助金交付の必要性等のチェック	55
	【意見 23】 補助金の効果測定	55
9	尼崎市社会福祉協議会補助金	56
	【意見 24】 補助金の適正使用（裏付け資料の提出）及び効果測定	58
	【意見 25】 補助金の適正使用（契約のルール）	59
10	あまがさき市民まつり事業補助金	61
	【意見 26】 利益相反のおそれ（双方代理）	62
	【意見 27】 補助対象経費と補助率の明記	62
	【意見 28】 交付先団体の予算・決算状況の正確な把握	63
	【意見 29】 補助金の効果測定	63
11	尼崎人権啓発協会補助金	64
12	東園田町総合会館建替補助金	67
	【意見 30】 補助金額の返還	68
	【意見 31】 補助金の適正使用の確認	68
第 3	総務局の補助金等に係る監査の結果及び意見	70
1	職員厚生会補助金	70
	【意見 32】 OB 職員の人件費負担（補助率及び必要性の再検討）	71
第 4	健康福祉局の補助金等に係る監査の結果及び意見	73
1	社会福祉事業団補助金	73
	【意見 33】 OB 職員の人件費負担（本補助金の必要性）	75

	【意見 34】 OB 職員の人件費負担（補助率）	75
2	尼崎市民生児童委員調査等活動補助金	76
	【意見 35】 補助金額の適正（活動に支障のない経費の調査）	77
3	高齢者乗合自動車運賃助成	78
	【意見 36】 助成金の効果測定とデータの活用.....	79
4	地域福祉推進事業補助金	80
	【意見 37】 交付対象団体の拡大.....	83
	【意見 38】 補助金額の妥当性	83
5	ボランティアセンター事業補助金	84
	【意見 39】 目的の設定.....	86
	【意見 40】 補助金の効果測定	87
	【意見 41】 交付対象団体の拡大.....	87
	【意見 42】 補助金額の妥当性	87
6	社会福祉協議会マネジメントアドバイザー設置事業補助金.....	88
	【意見 43】 補助金の必要性のチェック	89
	【意見 44】 交付要綱の策定	89
	【意見 45】 補助金の効果測定	90
7	尼崎市地区民生委員児童委員協議会関係業務補助金.....	91
	【意見 46】 補助金額の相当性のチェック	91
8	地域高齢者福祉活動推進事業補助金.....	92
	【監査の結果 1】 対象団体	95
	【意見 47】 予算編成及び交付対象.....	95
	（補足）市社協に対する補助金についての総括的意見	96
	【意見 48】 市社協に対する補助金の横断的視点からの見直し.....	96
9	住宅改造費助成金	97
	【意見 49】 申請書類の簡素化	99
10	老人クラブ活動等社会活動促進事業運営助成金.....	100
	【意見 50】 団体数及び加入率増加に向けた取り組み	102
	【意見 51】 活動の促進.....	102
11	産休等代替職員費補助金.....	103
	【意見 52】 補助金の必要性のチェック	103
12	福祉医療事務協力負担金.....	104
13	重症心身障害者通園事業体制維持補助金.....	106
	【意見 53】 補助対象事業者の見直し	107

14	グループホーム等新規開設サポート事業補助金.....	108
	【意見 54】 補助金の必要性のチェック.....	109
15	障害者小規模作業所運営費等補助金.....	110
	【意見 55】 補助金の必要性のチェック.....	111
16	尼崎口腔衛生センター事業補助金（運営費補助）.....	112
	【意見 56】 補助金交付の対象となる費用等の明確化.....	113
	【意見 57】 補助金の適正使用（支出根拠資料の確認）.....	114
17	第2次救急医療補助金.....	115
	【意見 58】 補助金の趣旨・目的の明確化.....	116
第5	こども青少年局の補助金等に係る監査の結果及び意見.....	117
1	乳幼児一時預かり事業補助金.....	117
	【意見 59】 補助金額の相当性のチェック.....	118
2	神戸婦人同情会等補助金.....	119
3	一時預かり事業補助金.....	120
	【意見 60】 補助金の適正使用（利用児童数の正確な把握）.....	121
4	法人保育施設等特別保育事業等補助金（延長保育事業補助金）.....	122
	【意見 61】 補助金の適正使用（利用実態の正確な把握）.....	123
5	民間社会福祉施設運営支援事業補助金.....	124
	【意見 62】 補助金の適正使用（裏付け資料の提出）.....	124
6	備品及び施設改修費等補助事業費.....	125
	【意見 63】 補助金額の相当性のチェック.....	126
7	新卒保育士確保事業費.....	127
	【意見 64】 人材確保のための方策の拡充等.....	128
8	保育環境改善事業費（保育環境事業費 [政策分]）.....	129
	【意見 65】 選考過程の公開.....	130
第6	経済環境局の補助金等に係る監査の結果及び意見.....	130
1	創業支援（創業拠点運営支援）事業補助金.....	130
	【意見 66】 交付申請書の内容審査.....	131
	【意見 67】 補助金の適正使用（事業完了報告書の内容審査）.....	131
2	尼崎版観光地域づくり推進事業補助金.....	132
	【意見 68】 交付申請書の内容審査.....	133
	【意見 69】 補助金額の相当性のチェック（自主事業の損益状況の確認）.....	133
	133
	【意見 70】 補助金の適正使用（事業実績報告書の内容審査）.....	134

	【意見 71】 利益相反のおそれ（市長と理事長の兼職）	134
3	（一財）近畿高エネルギー加工技術研究所補助金（土地賃借料補助金）	135
	【意見 72】 債務負担行為の定め の 要否	136
4	ものづくり技術支援事業補助金（事業費）	137
	【意見 73】 交付申請書の内容審査	138
	【意見 74】 補助金の適正使用（実績報告書の内容審査）	138
5	（一財）近畿高エネルギー加工技術研究所人件費補助金	139
	【意見 75】 交付申請書の内容審査	140
6	尼崎地域産業活性化機構補助金（尼崎地域産業活性化機構人件費補助金・商 業専門家派遣等事業補助金）	140
	【意見 76】 人件費補助の必要性・相当性のチェック	141
7	尼崎地域産業活性化機構補助金（尼崎商工会議所事業補助金）	144
	【意見 77】 交付申請書の内容審査	145
8	実践型インターンシップ推進事業補助金	145
	【意見 78】 政策目的の明記	146
	【意見 79】 事業の適法性のチェック	146
9	シルバー人材センター補助金（人的支援分）	147
	【意見 80】 補助金の必要性のチェック	147
	【意見 81】 補助金額の相当性のチェック	148
	【意見 82】 補助金の効果測定	148
10	高齢者就業機会確保事業費補助金	149
	【監査の結果 2】「消費税仕入税額控除の確定に伴う補助金の返還」に係る条 項	149
11	尼崎環境財団補助金	152
	【意見 83】 OB 職員の人件費負担	153
12	資源集団回収運動奨励金	154
	【意見 84】 奨励金の実効性確保	155
第 7	都市整備局の補助金等に係る監査の結果及び意見	156
1	老朽危険空家等除却費補助金	156
	【意見 85】 補助要件の整備	157
2	尼崎緑化公園協会補助金（人件費）	158
	【意見 86】 OB 職員の人件費負担（補助金額等の見直し）	158
第 8	消防局の補助金等に係る監査の結果及び意見	159
1	消防団等交付金	159

	【監査の結果 3】 補助金の適正使用（添付書類の妥当性 [その 1]）	160
	【監査の結果 4】 補助金の適正使用（添付書類の妥当性 [その 2]）	163
	【監査の結果 5】 交付金の適正使用（餞別の支出）	163
	【意見 87】 補助金の適正使用（添付書類の妥当性 [その 3]）	164
	【意見 88】 修正収支報告書の再提出	164
	【意見 89】 支出対象費目のルール	165
第 9	教育委員会事務局の補助金等に係る監査の結果及び意見	166
1	学校プール開放支援事業補助金	166
	【意見 90】 プール貸し出し後の現状復旧の確認の徹底	167
2	尼崎市体育協会補助金	167
	【意見 91】 利益相反のおそれ（事務局体制）	168
3	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団補助金	169
	【意見 92】 OB 職員の人件費負担	169
4	英語検定料補助金	170
	【意見 93】 補助金の効果測定	171
5	定期演奏会支援事業補助金	172
	【意見 94】 補助金の効果測定	173
6	幼稚園型一時預かり事業補助金	174
	【意見 95】 補助金の適正使用（実地調査の検討）	175

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

第2 選定した特定の事件及び監査対象期間

- 1 選定した特定の事件（監査テーマ）
補助金等に関する事務の執行について

- 2 監査対象期間

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び令和3年度の事務についても監査対象とした。

第3 監査テーマ選定の理由

事件の選定にあたっては、尼崎市の施策としての重要度、財政への影響度、過去の包括外部監査テーマとの重複の有無等を考慮した。

尼崎市においては、現在、平成30年に策定された「後期まちづくり基本計画」等にかかる様々な施策の取り組みが行われているが、その実現のために給付行政の一環として、様々な種類の補助金が活用されており、また、補助金に類するものとして、負担金及び交付金（以下、負担金、補助及び交付金を総称して「補助金等」という。）が存在する。

尼崎市における令和元年度の補助金等の支出額は約274億円（一般会計歳出性質別「負担金補助及び交付金」節）、一般会計歳出総額の約13.4パーセントに達しており、財務に与える影響が極めて大きいため、補助金等の存在意義を確認し、その趣旨目的に照らして財務事務の執行が効率的かつ効果的になされているかについて検証することは重要な意義があると考えた。

さらに、尼崎市において、過去に包括外部監査のテーマとして取り上げられたことがないことも考慮したうえで、補助金等に関する事務の執行を監査対象として選定することとした。

第4 包括外部監査の方法

1 監査の視点・着眼点

(1) 基本的な視点

監査テーマとして選定した補助金等についての関係部局による財務事務の執行について、以下の基本的視点をもって監査を実施した。

- ① 法令違反の事務執行はないか(地方自治法第2条第16項―適法性の視点)
- ② 最少の費用で最大の効果をあげているか(同法第2条第14項―経済性・効率性・実効性 [いわゆる3E] の視点)
- ③ 住民福祉の増進に寄与するものであるか(同法第2条第14項)
- ④ 組織及び運営の合理化が図られているか(同法第2条第15項)

(2) 特に留意した着眼点

- ① 補助金等の交付事務手続の関係法令等への準拠性
- ② 補助対象事業の必要性・公益性と補助金等支出の合目的性
 - ・ 補助金等の目的が現在の社会情勢のもとで合理性を有し、市民の理解を得られるものであるか。
 - ・ 近時執行されていない補助金等は、既に当初の目的を果たしており存続させる合理的な理由に乏しいのではないか など
- ③ 補助金等の額及び算定方法の適法・適正性
- ④ 交付された補助金等の使用実績確認方法の妥当性
- ⑤ 補助金等支出の効果の検証・評価の妥当性
 - ・ PDCAサイクル(「Plan=計画」「Do=実行」「Check=評価」「Action=改善」)が有効に機能しているか など

2 主な監査の実施方法

(1) 監査の方法

監査手続は、概ね以下の手法で行った。

ア 予備調査

令和3年4月下旬から6月上旬にかけて、尼崎市総務局行政法務部行政管理課(以下、「行政管理課」という。)を通じて、令和元年度財務会計報告(決算データ)をもとに、各部局・課から、令和元年度に事業として存在した補助金等(一般会計歳出性質別「負担金補助及び交付金」節内の細節「会費」「出席者負担金」を除いた支出)の概要及び当該補助金等にかかる事業についてその内容がまとめられた資料(事務事業シート)の提出を受けた。

なお、決算データ上、形式的に上記条件に当てはまる補助金等は 488 件存在したが、監査の効率性及び担当部局・課の負担軽減を図るため、予備調査段階において、行政管理課と協議のうえ、監査対象とすることが適当でないと考えられる補助金等（他市との共同事業に支出されている補助金等や、令和 3 年 3 月 31 日の時点で廃止されている補助金等など）については、予備調査の対象から外した。

イ 概要説明

令和 3 年 7 月上旬から下旬にかけて、上記予備調査において各部局・課から資料の提出を受けた 224 の補助金等について、本調査対象を絞り込む目的で、予備調査結果のみではその内容を把握しがたい補助金等につき、各部局・課担当者から、交付手続に関連する基本的な資料の提供、口頭での概要説明を受けた。

ウ 本調査

令和 3 年 8 月上旬以降、上記概要説明を経て、監査の対象とすべきと判断した 9 局 36 課にまたがる補助金等 116 件について、質問表の送付、手続資料の閲覧、ヒアリング等の本調査を実施し、指摘意見の対象となる事項が検出されなかったものを除いたうえで、最終的に監査の結果・意見を述べる対象となる補助金等 62 件を確定した。

エ 概要報告

令和 3 年 12 月上旬、監査の結果・意見の概要案を作成したうえで各部局・課に示し、事実認定や結果・意見案に対する意見を聴取した。

(2) 監査手続で留意した事項

ア 予備調査段階では、少額の補助金等こそ目的・効果の検証が不十分なまま支出されている可能性があること、決算ベースで執行がないものも存続の必要性を確認する必要があることから、金額の多寡・令和 2 年度の執行の有無にかかわらず、調査の対象とした。

イ 概要説明を経て本調査対象を絞り込むにあたっては、実質面のみならず、尼崎市の財務への影響の度合い、監査結果・意見の充実化の観点から、令和 2 年度の交付額が概ね 200 万円を上回るものを対象とし、例外的に少額であっても監査の必要があると判断されるものについては対象に含めることとした。

ウ 監査を実施するにあたっては、補助者 9 名をそれぞれ主担当・副担当とする 7 つのチームに分け、それぞれ担当部局・課を分担することにより効率化

を図った。

監査対象の絞り込みにあたっては、適宜全体会議を開いて監査の視点・問題意識を共有し、各補助金等に共通する横断的な問題点も意識しながら進めた。

各担当部局・課の概要説明・本調査には、原則として主担当・副担当の補助者に監査人を加えた3名あたり、各部局・課の窓口担当者との電話・メールでの連絡は主担当が、監査全般にわたる事項についての行政管理課との連絡は監査人が、それぞれ行うこととした。

エ 包括外部監査人補助者の経験が豊富で、自治体職員の経験も有する公認会計士1名が補助者として加わり、他の補助者に対し、適宜会計的視点からの助言を行った。

(3) 監査の結果・意見の対象とした補助金等の一覧

	局(部)	課	補助金等の名称
1	危機管理安全局 (危機管理安全部)	生活安全課	交通安全協会補助金
2	危機管理安全局 (危機管理安全部)	生活安全課	犯罪被害者等見舞金
3	危機管理安全局 (危機管理安全部)	生活安全課	防犯協会補助金
4	総合政策局(政策部)	都市政策課	尼崎市路線バス運行支援補助金
5	総合政策局(政策部)	都市政策課	兵庫県旅券事務所尼崎出張所に係る負担金
6	総合政策局(文化担当)	文化振興担当	尼崎市文化振興財団補助金
7	総合政策局(協働部)	協働推進課	市民運動各地区推進協議会事業補助金
8	総合政策局(協働部)	協働推進課	あまらぶチャレンジ事業補助金
9	総合政策局(協働部)	協働推進課	地域コミュニティ活動支援事業補助金
10	総合政策局(協働部)	協働推進課	集会施設借上補助金
11	総合政策局(協働部)	協働推進課	集会所借地補助金
12	総合政策局(協働部)	協働推進課	尼崎市社会福祉協議会補助金
13	総合政策局(協働部)	生涯、学習！推進課	あまがさき市民まつり事業補助金

14	総合政策局（協働部）	ダイバーシティ 推進課	公益財団法人尼崎人権啓発協会補助金
15	総合政策局 （園田地域センター）	園田地域課	東園田町総合会館建替補助金
16	総務局（人事管理部）	給与課	職員厚生会補助金
17	健康福祉局	企画管理課	社会福祉事業団補助金
18	健康福祉局（福祉部）	福祉課	尼崎市民生児童委員調査等活動補助金
19	健康福祉局（福祉部）	福祉課	高齢者乗合自動車運賃助成
20	健康福祉局（福祉部）	福祉課	地域福祉推進事業補助金
21	健康福祉局（福祉部）	福祉課	ボランティアセンター事業補助金
22	健康福祉局（福祉部）	福祉課	社会福祉協議会マネジメントアドバイザー設置事業補助金
23	健康福祉局（福祉部）	福祉課	尼崎市地区民生委員児童委員協議会関係事業補助金
24	健康福祉局（福祉部）	福祉課	地域高齢者福祉活動推進事業補助金
25	健康福祉局（福祉部）	高齢介護課	住宅改造費助成金
26	健康福祉局（福祉部）	高齢介護課	老人クラブ活動等社会活動促進事業運営助成金
27	健康福祉局（福祉部）	高齢介護課	産休等代替職員費補助金
28	健康福祉局（福祉部）	福祉医療課	福祉医療事務協力負担金
29	健康福祉局 （障害福祉担当）	障害福祉政策担 当	重症心身障害者通園事業体制維持補助金
30	健康福祉局 （障害福祉担当）	障害福祉課	グループホーム等新規開設サポート事業補助金
31	健康福祉局 （障害福祉担当）	障害福祉課	障害者小規模作業所運営費等補助金
32	健康福祉局（保健部）	保健企画課	尼崎口腔衛生センター補助金
33	健康福祉局（保健部）	保健企画課	第2次救急医療補助金
34	こども青少年局	こども福祉課	乳幼児一時預かり事業補助金
35	こども青少年局（子どもの 育ち支援センター）	いくしあ推進課	神戸婦人同情会等補助金
36	こども青少年局 （保育児童部）	こども入所支援 担当	一時預かり事業補助金

37	こども青少年局 (保育児童部)	こども入所支援 担当	延長保育事業補助金
38	こども青少年局 (保育児童部)	保育管理課	民間社会福祉施設運営支援事業補助金
39	こども青少年局 (保育児童部)	保育管理課	備品及び施設改修費等補助事業費
40	こども青少年局 (保育児童部)	保育管理課	新卒保育士確保事業費
41	こども青少年局 (保育児童部)	保育管理課	保育環境改善事業費(政策分)
42	経済環境局(経済部)	経済活性課	創業支援(創業拠点運営支援)事業補助金
43	経済環境局(経済部)	観光振興課	尼崎版観光地域づくり推進事業補助金
44	経済環境局(経済部)	地域産業課	近畿高エネ研用地借地補助金
45	経済環境局(経済部)	地域産業課	ものづくり技術支援事業補助金(事業費)
46	経済環境局(経済部)	地域産業課	近畿高エネルギー加工技術研究所人件費補助金
47	経済環境局(経済部)	地域産業課	尼崎地域産業活性化機構補助金(人件費補助金・商業専門家派遣等事業補助金)
48	経済環境局(経済部)	地域産業課	尼崎地域産業活性化機構補助金(尼崎商工会議所事業補助金)
49	経済環境局(経済部)	しごと支援課	実践型インターンシップ推進事業補助金
50	経済環境局(経済部)	しごと支援課	シルバー人材センター補助金(人的支援分)
51	経済環境局(経済部)	しごと支援課	高齢者就業機会確保事業費補助金
52	経済環境局(環境部)	資源循環課	尼崎環境財団補助金
53	経済環境局(環境部)	資源循環課	資源集団回収運動奨励金
54	都市整備局(住宅部)	住宅政策課	老朽危険空家等除却費補助金
55	都市整備局(土木部)	公園計画・21世紀の森担当	尼崎緑化公園協会補助金(人件費)
56	消防局	企画管理課	消防団等交付金
57	教育委員会事務局 (社会教育部)	スポーツ推進課	学校プール開放事業費補助金
58	教育委員会事務局 (社会教育部)	スポーツ推進課	体育協会補助金

59	教育委員会事務局 (社会教育部)	スポーツ推進課	スポーツ振興事業団補助金
60	教育委員会事務局 (学校教育部)	学校教育課	英語検定料補助金
61	教育委員会事務局 (学校教育部)	学校教育課	定期演奏会支援事業補助金
62	教育委員会事務局 (学校教育部)	幼稚園・高校企画推進担当	幼稚園型一時預かり事業補助金

第5 監査の実施体制

包括外部監査人	弁護士	重田和寿
補助者	弁護士	春名一典
	弁護士	中山稔規
	弁護士	吉田裕樹
	弁護士	藤原孝洋
	弁護士	新井大介
	弁護士	荻野泰三
	弁護士	難波泰明
	弁護士	西尾和則
	公認会計士	道幸尚志

第6 往査等の状況

監査手続においては、主に、①監査人事務所や補助者事務所における記録の精査・検討、調査結果を踏まえた監査対象の絞り込み作業、報告書起案に関する業務、②監査人事務所に集合し、あるいは監査人事務所をホストとしたウェブ会議（COVID-19 流行を考慮）による全体会議での意見交換、③尼崎市役所あるいは出先機関に赴いての資料閲覧、ヒアリングなどの業務を実施した。

第7 包括外部監査の実施期間

令和3年4月1日から令和4年1月25日まで

第8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第9 報告書の構成及び記載方法

1 留意した事項

監査結果報告書の提出先は尼崎市であるが、ウェブサイト等による公表が予定されているため、同報告書を読んだ尼崎市民にとって、少しでもわかりやすい記載内容・形式となるよう努めるとともに、監査の結果及び意見が、所管課をはじめとする関係者にとって対応しやすいものとなるよう、可能な限り具体的な内容となるよう心掛けた。

2 構成

本報告書は、目次のとおりの構成としている。

第3章及び第4章において監査の結果及び意見を記載したが、①全体に共通する問題については第3章にまとめて記載し、次に、②第4章において各部局ごとに当該部局が管轄する個別の補助金等に関する監査の結果及び意見を記載した。

3 監査結果の書き分け

監査結果については、原則として次のとおり書き分けた。

(1) 【監査の結果】

適法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、是正・改善を求めらるもののうち、違法・不当な状況が生じていると考えられるもの

(2) 【意見】

上記監査の結果には該当しないが、上記観点から、尼崎市の組織及び運営の合理化のため、是正・改善がなされるべきもの

4 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見については、【監査の結果】【意見】ごとに通し番号を付したうえで、簡単な見出しを記載し、結論、理由の順に内容を記載した。

また、一読して各補助金等の内容と監査の結果・意見が把握できるよう、【監査の結果】【意見】の前に、各補助金等の概要を表形式（補助金等の名称、補助開始年度、根拠規程等をまとめたもの）で記載し、補助金等の概要の把握のためにさらなる説明が必要と考えられる事項については「補足説明」欄に追記した。

なお、上記のとおり、本報告書における主な監査対象期間は令和2年度であるため、令和2年度の時点では問題があったものの、令和3年度中には是正・廃止がなされた補助金等については、【監査の結果】【意見】としては述べず、「補足説明」欄に従前の問題点及び是正・廃止がなされた経緯を記載するにとどめている。

第2章 尼崎市の補助金等の概要

第1 補助金等の定義

尼崎市において、補助金等は以下のとおり定義されている（「財務会計事務の手引き」参考編）。

「補助金」

特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの（法令に基づくものと、地方公共団体の単独で奨励的に支出するものがある）。

「負担金」

法令または契約に基づいて国または他の地方公共団体等に対して負担しなければならない経費。

「交付金」

法令等により組合、団体等に対して地方公共団体に属する負担金等の徴収義務を負わせている場合（委託契約という形をとっていないもの）に、その事務処理の報償として交付する経費。

第2 補助金等の根拠

1 地方自治法

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」と規定されている。

これにより、普通地方公共団体は、公益上の必要がある場合に、補助金の交付をすることができる。

2 条例・規則

尼崎市事務処理規程第11条第2項第32号、別表第1「財務に関する事項」において、補助金等の支出額ごとの決裁権限者が定められているが、補助金等の交付手続一般を包括的に規律する条例・規則等は存在しない。

3 個別の補助金における補助金交付要綱

個別の補助金における補助金交付要綱は、行政機関の職員が事務手続きを進めるための行政機関の内規として定められるものである。

補助金交付要綱が定められている補助金の交付手続は、同要綱に定めるところによるが、尼崎市では、全ての補助金について補助金交付要綱が定められている

わけではなく、また、補助金交付手続一般を包括的に規律する規則等が存在しないことは上述したとおりである。

4 補助金等に係る予算の適正化に関する法律

補助金等に係る予算の適正化に関する法律の適用対象である「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する補助金等をいい（同法第2条第1項）、尼崎市が交付する補助金等は原則として同法の適用対象とはならない。

もっとも、同法第2条第4項において、「間接補助金等」として、「国以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、補助金等を直接または間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、本補助金等の交付の目的にしたがって交付するもの（同項第1号）」が定められていることから、尼崎市が交付する補助金等の財源の全部又は一部に同法第2条第1項の「補助金等」が含まれ、当該「補助金等」の交付目的にしたがって尼崎市が補助金等を交付する場合には、「間接補助金等」として同法の規律対象となる。

第3 補助金等交付事務の概要

上述のとおり、補助金等の交付手続を規律する一般的なルールは定められておらず、当該補助金等の所管課において策定した、補助金等の交付要綱にしたがい、概ね①有資格者による申請、②審査、③交付決定、④交付決定された者による交付請求、⑤補助金等の交付、⑥実績報告（報告を求められる時期は各補助金により異なる）という手続で進められる。

所管課が策定する各交付要綱の記載方法について、統一的なルールや手引きが定められているわけではないが、記載内容は概ね①当該補助金の趣旨・目的、②補助対象事業、③補助対象経費、④補助金額及び補助率、⑤交付申請の時期（期限）及び申請にあたっての必要書類⑥交付決定手続、⑦交付決定された者による補助金交付請求手続（請求期限）、⑧補助金交付の期限、⑨実績報告書の提出期限と添付書類、⑩申請の取り下げや事業計画変更に関する規定という形式に統一されており、支出負担行為である交付決定以降の交付手続は、予め定められた会計事務のルール（財務会計事務の手引き〔支出編〕参照）にしたがって進められる。

なお、後述するとおり、補助金の中には、市の外郭団体など交付先が予め特定されたもの等について、交付要綱が策定されず担当機関の決裁により処理されているものも散見されるが、交付申請手続から交付決定、交付手続、実績報告書の提出まで、概ね他の補助金における交付要綱に定めたものに準じた手続、添付書類に基づいて交付事務が進められている。

第4 補助金等の推移

尼崎市における、平成28年度から令和2年度までの一般会計歳出決算額及び補助金等が主に含まれる一般会計歳出性質別「負担金補助及び交付金」節の決算額の推移は以下のとおりである。

COVID-19の影響で歳出決算額が大幅に増加した令和2年を除くと、歳出決算額はほぼ現状維持の傾向にある一方で、補助金等を含む上記節の決算額は微増の傾向にある。

なお、令和2年については、COVID-19対策関連事業（483億円）を除いた補助費等の額は302億円であり、実質的に微増傾向が継続している。

(単位：億円)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
歳出決算額	2,045	2,004	2,051	2,044	2,623
負担金補助及び交付金	258	270	262	274	785
歳出決算額に占める割合	12.62%	13.47%	12.77%	13.41%	29.93%

第5 尼崎市における補助金等に関連する取組みについて

尼崎市は、平成20年から24年にかけて実施された「あまがさき」行財政構造改革推進プランにおいて、市事務事業の見直し、外郭団体経営改善及び統廃合への取組促進を目指し、その中で委託料・補助金の削減方針を掲げた。

また、その後平成25年から実施された「あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト」においても、持続可能な行財政基盤の確立に向けて、効果的・効率的な行財政運営、事務事業の改革方針が示されている。

監査委員による財務・行政監査においては、これまで①市から人件費、土地賃借料などの補助金をはじめとした1億円を超える財政支援がなされている(一財)近畿高エネルギー加工技術研究所に対する実績と評価の検証要請(平成25年度)、②特定の事業に係る補助金について、不明瞭な補助対象経費の算定、不適切な補助金交付の指摘(平成30年度)、③補助事業と委託事業の区別が不明確であり、補助金から委託料への転換方針にあたり消費税の影響が考慮されていないなどの指摘(令和2年度)等がなされているほか、④毎年、補助金等が交付されているものも多い各出資団体の財務状況に関するチェックが行われ、報告書を通じて補助金等の内容も公開されている。

もっとも、これまで、補助金等の交付事務に係る執行手続全般について、横断的に意見が述べられたり、チェックが行われたり、することはなかったようである。

第3章 監査の結果及び意見（全般的事項）

第1 補助金等に係る全庁的ルール確立の必要性

1 公益目的と執行手続の適正

(1) 公益目的

補助金とは、前述のとおり、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が「公益上必要があると認めた場合に」「対価なくして」支出するものをいう。

公益上の必要性があるか否かについては、当該地方公共団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならないところ（行政事例昭和28年6月29日自行発186号）、当該地方公共団体が下した公益上の必要性（公益目的）に関する判断に裁量権の逸脱または濫用があったか否かについては、明確な客観的基準があるわけではなく、最終的には「当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方行政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に検討して判断すべき（広島高判平成13年5月29日）」とされるため、地方公共団体としては、当該補助金の必要性及び効果等について、慎重に検討することが必要となる。

(2) 事務執行の適正

いわゆる給付行政の主要な部分を担う補助金等は、市民あるいは国民が支払う税金等を原資とする一方で、特定の者に対し相当の反対給付を受けずに金員を供与することを内容としていることから（補助金の法的性質は「負担付贈与契約」とされている。）、目的に公益上の必要性があることを前提に、当該補助金等の目的達成手段としての有効性・効率性、交付手続の公平性・平等性について不断に吟味・検証し、執行手続の適正を図ることが肝要である。

すなわち、有効性・効率性の観点からは、①公益目的達成のために、当該補助金等の交付が有効であるか（有効性）、②最小限の交付額で最大限の効果を上げているか（効率性）、③既に当初の目的を達成しあるいは目的自体の重要性が失われているものに、漫然と補助金等の交付が継続されていないか（終期の問題）等について、公平性・平等性の観点からは、①公益目的達成のために有効な補助金等の申請について市民に平等に機会が与えられているか、合理的な理由なく実質的に特定の者を優遇するような運用がなされていないか（公

平・平等の問題)、②財務内容が良好で資金も潤沢な者に対し補助金等が交付されるような事態が生じていないか(補充性)、③補助金等の交付手続において、市の担当者による恣意的な運用がなされることのないよう、当該補助金等の法令上の根拠や、交付対象者を選定し金額を決定する手続規定が整備されているか(公正決定の問題)等について、常に問題意識をもった検証が必要となる。

(3) 市民の目線

上記事務執行の適正は、単に行政機関内部での検証にとどまらず、市民から「公益目的にかなった適正な事務執行がなされている」と見える状態にあるか、また、市民に適正な事務執行が行われていないのではとの疑念を抱かせるような状況が生じていないかについて、広報や各補助金に関する情報を市ウェブサイト上で公開することの可否も含めて、十分に検討する必要がある。

2 尼崎市の補助金等交付事務の現状

上述のとおり、尼崎市においては、補助金等の交付手続を規律する一般的なルール(補助金等交付規則など)は定められておらず、多くは当該補助金等の所管課において個別に策定した補助金等の交付要綱にしたがい、また交付要綱が存在しないものについては決裁のみで補助金等の交付事務が執行されている。

また、個別に交付要綱を作成するための手引きやガイドラインも整備されていないため、①国等が制度設計している補助金等については国等の交付要綱をベースに各所管課が交付要綱を策定し、②尼崎市の独自施策に係る事業については、既存の他補助金に関する交付要綱を参考に、当該補助金に見合った形式・内容に修正しながら要綱を作成しているというのが現状のようである。

もちろん、新規に創設される補助金には様々なものがあり、既存の類似の補助金の交付要綱の一部修正では対応できないものについては、複数の交付要綱を参考にし、いわゆる「いいとこ取り」等の手法により要綱を完成させる作業を行っているようであるが、あくまでも統一的なルールがない中での各所管課の作業となることから、非効率性を招き、完成した交付要綱の不備というリスクは常に生じることになる。

上述したとおり、そのような過程を経て作成された各交付要綱は、他の自治体の一般的な補助金等交付規則で規律されているような基本的な形式(①補助金等の申請手続②決定手続③交付手続④実績報告など)を充足してはいるものの、後述する各論でも述べるとおり、記載内容については、目的と手段の区別が明確で

ない、申請時や実績報告時に要求する添付書類に具体性が乏しい等の理由で、適正な効果検証の障害となっている例も散見されるため、統一的なルールを定めて、各所管課の業務の効率化、交付要綱の記載内容や効果検証の適正化を図ることが早急に必要であると考えます。

上記現状を踏まえ、以下において、具体的事項について「監査の結果」「意見を述べる。

第2 監査の結果及び意見

1 【意見1】 補助金等交付手続に関する基本ルールの策定

尼崎市は、補助金等交付規則など、補助金等交付手続に関する基本方針を定めたルールを策定すべきである。

(理由)

上述のとおり、現状の補助金等交付事務が、統一的なルールがないまま、各所管課により個別に策定された交付要綱あるいは決裁により執行されていることで、業務の非効率化、交付要綱不備のリスクが生じていることから、補助金交付手続の基本的ルールを定めることが必要である。

具体的には、①用語の定義のほか、②交付申請書への必要的記載事項③申請書への添付書類④補助金等の交付決定手続（申請の取り下げや決定の取消し手続も含む）⑤補助事業等の実施（実績報告を含む）⑥交付決定を受けた者の交付請求手続（交付時期を含む）等についての基本的ルールを定めることが望ましい。

これにより、現状では交付要綱が策定されていない補助金についても、事務執行の根拠・指針が示されることになり、ひいては補助金交付事務の適正性に対する市民からの信頼も担保されることが考えられる。

2 【意見2】 交付要綱作成にあたってのガイドラインの策定

尼崎市は、補助金等に係る交付要綱作成のガイドラインを策定すべきである。

(理由)

上述したとおり、尼崎市の一般会計歳出において補助金等は多くの割合を占め、尼崎市の財政への影響も大きい中で、補助金等の交付事務は、各所管課が策定した交付要綱にしたがって執行されているところ、上記1で述べた補助金交付手続に関する基本ルールのみでは、交付要綱への必要的な記載項目や、交

付要綱が存在しない補助金等についての交付手続の指針にはなるものの、交付要綱の必要的記載事項や、各条項に記載すべき内容（特に「趣旨・目的」の具体的な記載方法や、申請時・実績報告時に要求すべき具体的な必要書類など）の確定の指針としては必ずしも十分ではない。

個別の補助金等に対する監査の結果・意見（第4章）において述べるとおり、現行の交付要綱の中には、補助対象経費や補助率等が明確に定められていないものも多くみられるところ、交付要綱作成のガイドラインにおいて、作成にあたり原則として守るべき事項を可能な限り明確に定めることにより、交付要綱に不備が生じることを避けるとともに、業務の効率化も図られる。

補助金等に係る交付要綱作成にあたっての全庁的なガイドラインを策定することは、既存の交付要綱のチェックにも役立つと考える。

3 【意見3】 補助金等の交付事務一般に関する実質的な指針の策定

尼崎市は、上記補助金等交付手続に関する基本ルール（補助金等交付規則など）、交付要綱作成のガイドラインの策定に加え、さらに、補助金等の事務執行一般についての実質的な指針を策定することが望ましい。

また、当該指針においては、①補助効果測定のための指標を確立する際にあたっての基本的な考え方、②適切な補助効果測定のために実績報告時に要求すべき添付書類を設定するにあたっての基本的な考え方、③補助金等交付先の財務状況を確認する際の基本方針、④補助金等の適切な終期を判断するにあたっての基本的な考え方等について、可能な限り具体的に定めるべきである。

（理由）

上述のように、交付要綱作成にあたってのガイドラインが策定されることにより、①当該補助金等の趣旨・目的（公益目的）が過不足なく記載されるとともに、②交付手続に関する基本ルールに則った補助金の交付手続（申請から決定、交付、実績報告に至るまで）が記載されることは重要であるが、あくまでも交付要綱においては交付手続の基本的事項が記載されるにすぎないので、上記第1の1(2)で述べた事務執行の適正の観点からは、必ずしも十分ではない。

実際の補助金等の交付事務において、公益目的達成の手段としての有効性・効率性、交付手続の公平性・平等性が実現されるためには、より実質的かつ具体的な指針を定めることが望ましい。

もちろん、補助金等には様々なものがあり、一律に妥当する具体的な指針を定めることは必ずしも容易ではないが、現場で実際に交付事務を担う各所管課

の担当者に有効性・効率性・公平性等の実現のための基本的な考え方、指針を示すことには重要な意義がある。

特に、当該補助金によって、所定の公益目的が効果的、効率的に実現されたかどうかを判断する指標については、様々な考え方が成り立ちうるところであり、尼崎市では、各事業について年度毎に作成される「事務事業シート」において、当該事業・補助金についての成果が示されているものの、単純な数値の増減など形式的な指標となっているものも多く、公益目的達成のために真に有効かつ効率的に当該補助金が貢献したかという観点に基づいた指針・考え方が示されることが有益である。

4 【意見 4】 交付要綱作成の徹底

尼崎市は、全ての補助金について交付要綱を策定することが望ましい。

(理由)

各論で後述するとおり、本報告書において結果・意見の対象となった補助金の中には、交付要綱が作成されていないものが散見され（補助金番号 6, 22 など）、最終的に結果・意見の対象とならなかった補助金の中にも交付要綱が作成されていないものが存在する。

これらの補助金は、特定の補助事業者を対象としたものが多く、申請者の一律・平等な取扱いの要請がないことや、事業の目的が明確であるなど、特に補助金交付手続に関する基本ルールが定められれば、他の補助金と比較して、交付要綱を作成する必要性が少ないこともたしかである。

しかし、各補助金について個別に交付要綱が定められることは、当該補助金の趣旨・目的を明確にし、補助金受給の要件・条件に違反があった場合のルールを明らかにするという観点からも、また、市民目線からの監視にさらすことで補助金交付事務の適正を担保するという観点からも有用である。

特に長期間にわたって、特定の補助事業者に対して交付が継続しているものについては、その趣旨や目的の吟味が疎か、曖昧になるおそれも生じることから、たとえ特定の補助事業者を対象とする補助金であっても、交付要綱を作成することが望ましい。

5 【意見5】 交付要綱の市ウェブサイトへの掲載の徹底

尼崎市は、交付要綱を作成している補助金等について、交付要綱を市のウェブサイトにおいて公表すべきである。

(理由)

本報告書において結果・意見の対象とした補助金等については、交付要綱が定められているものであっても、交付要綱が市のウェブサイトにおいて公開されているものは少なく、最終的に結果・意見の対象とならなかった補助金等についても同様である。

インターネットが広く普及するに至った現在の社会状況のもとで、各補助金等の内容、交付手続について、ウェブサイトを通じて市民に公表することは、補助金等の交付を受けうる立場にある者が、当該補助金等の存在を知らないまま、あるいは存在自体は知っていても交付手続の詳細について知る機会が乏しいことにより、交付を受ける機会を失うという事態を生じさせないために（知っている者のみが交付を受けるという不公平を招かないために）、極めて重要である。

もちろん、当該事業について資金面の援助を受けたいと考える者が、補助金等の存在自体を知る端緒として、交付要綱自体に直接アクセスすることは必ずしも多くなく、多くは市のウェブサイト上に掲載されている補助金等の概要についての案内や、市への電話等での問合せがきっかけになっていると思われる。

しかし、そのような場合でも、実際に当該補助金等の交付申請を行うかどうかを判断するにあたっては、申請時の資格要件や具体的な交付時期が当該事業のスケジュールに合致したものであるかなど、具体的な手続の確認は不可欠であることから、自ら交付要綱にアクセスできる環境を整えることが重要である。

一方、交付対象者が特定の補助事業者であり、数年以上にわたって存続している補助金については、必ずしも当該事業者への機会付与、公平の要請は妥当しないが、交付要綱の市民への公開は、主権者たる市民に対し、どのような趣旨・目的をもった補助金が存在し、どのような要件・手続を経て当該補助事業者が補助金の交付を受けるのかについて明らかにすることで、市民の「知る権利」を充足し、市民によるチェックの機会を与えるという重要な役割を果たしていることから、交付要綱の公開を行うべきである。

6 【意見6】補助金等に関する統括部署の設置

尼崎市は、補助金等に関する統括的な管理部署を設けるか、既存の部署のいずれかに統括的な役割を担わせることを検討すべきである。

(理由)

補助金等交付手続に関する基本ルール、交付要綱作成のガイドラインの策定により、補助金等交付事務について一定の適正化・効率化が図られ、さらに、補助金等の事務に関する実質的な指針も合わせて定めることにより事務執行の適正が担保されると考えるが、さらに、部局を横断し、補助金等を統括的に管理する部署を設けることにより、事務執行の適正、効率化に資すると考える。

すなわち、ガイドライン、指針等を設けたとしても、部局横断的に補助金等が管理されていない状況では、補助金等の交付に係る各所管課担当者の具体的業務において、ばらつきが生じる可能性がある。また、各所管課において、例えば、ガイドライン・指針にしたがって交付要綱を作成し、あるいは既存の交付要綱を修正しようとする際に、ガイドライン等の解釈に迷うという事態が生じた場合、補助金等を統括的に管理する部署が存在すれば、意見を聞きながら作成、修正を行うことができる。また、最終的に完成した交付要綱について同部署によるチェックを受けることができる。各所管課において、当該補助金の効果測定にあたっての具体的指標の設定を検討するような場合も然りである。

もちろん、かかる部署の設置には行政的コストも伴うところであり、尼崎市の自治体としての規模から、補助金等の管理のみに専任する部署を新設することは現実的ではないかもしれないが、補助金等の交付事務の適正化は、市の財務事務にも大きく影響することから、既存の部署に補助金等を統括的に管理する業務を担わせるなどの方策を、必要なコストとして検討されたい。

第3 共通する問題点について

1 はじめに

後述する第4章においては、部局ごとに、個別の補助金等に対する監査の結果、意見を述べるが、各補助金等に共通してみられる問題点のうち、外郭団体への人件費補助及び利益相反については、本項において意見の概要を総括的に説明したうえで、各論においてそれぞれの補助金等の個別の事情、問題点等について、「監査の結果、意見」として述べることとする。

2 外郭団体への人件費補助について

第4章において結果・意見の対象とした補助金等の中には、いわゆる市の外郭団体に対し市のOB職員を役員・職員として派遣するにあたって、人件費を補助するものが多くみられる（第1章第4の2(3)の表記載の補助金等番号〔以下、「補助金等番号」という。〕16, 17, 50など）。

外郭団体は、市の施策の実施を補完するために活動する団体であり、その活動につき市と密接に連携する必要があることから、市の現職職員やOB職員がその構成員となること自体には特段の問題はないが、当該職員が外郭団体の業務を担当している以上、本来、当該外郭団体が業務の対価（給与・報酬）を支払うことが原則である。

この点、現職職員については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）」に基づいて、派遣自体を可能としたうえで（派遣法第2条）、当該派遣職員に対し、給与不支給を原則としながらも（同法第6条第1項）、派遣先団体において従事する業務が、「地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であって、その実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合」等の要件のもと、例外的に当該派遣職員に対し、派遣期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる（同法第6条第2項）。

派遣法は、現職職員の派遣を対象とするものであるが、尼崎市においては、令和3年4月1日付け「外郭団体等への職員派遣及び職員OB斡旋等の考え方について」（以下、「通知1」という。）において、派遣法の考え方を職員OBの斡旋についても準用するとの方針を明らかにしたうえで、派遣及び斡旋の要件、給与支給及び人件費補助の要件を定めて各団体を分類し、令和3年度の具体的な補助額については、令和2年12月8日付け「令和3年度に外郭団体等の役員等に就任

する本市の元職員の報酬等に対する補助金等の参考数値の上限額について」（以下、「通知 2」という。）において、当該 OB 職員の尼崎市在籍時の役職に応じた補助金等の額の上限を定めている。

本監査の対象である令和 2 年度については、通知 1 は存在しないが、通知 2 と同様の基準にしたがい、各補助金について、人件費補助の対象となった外郭団体等について、上限額が支給されているという状況にある。

かかる状況について検討するに、そもそも派遣法は現職職員の派遣を規律する法律であり、上記のとおり、職員「派遣」にあたっての市による人件費負担の原則、例外を定めているものであるため、既に退職した OB 職員の「斡旋」には当然には適用されないことに留意する必要がある。

すなわち、現職職員を外郭団体に派遣して、市の業務と密接に関連する業務に従事させる際に、市が人件費を負担することには、市と団体との連携の観点からの「必要性」だけでなく、もともと市から給与が支給されていたという事情からの「許容性」も認められるのに対し、既に退職した OB 職員には、後者の事情はないため、給与不支給（人件費補助はしない）の原則の例外を安易に認めるべきではない。

派遣法の「準用」の適否については、本監査年度とは異なる令和 3 年度の通知によるものであるため、本監査においては意見を控えるが、現職とは異なり、OB 職員の斡旋は、市民から見ると、いわゆる「天下りの斡旋」と捉えられかねず、厳しい目が向けられることは当然であることから、その運用にあたっては、必要性和有効性・効率性が厳格に審査される必要があると考える。

すなわち、当該団体の財務状況、当該 OB 職員が当該団体で勤務することにより市にもたらされるメリット（公益目的の達成）等を考慮したうえで、人件費補助を行うべき場合は当然認められるであろうが、その場合でも、公益目的から「当該元役職の」OB を勤務させることの必要性、当該 OB 職員が団体で行う具体的な職務内容等を十分に調査したうえでの斡旋の必要性を、また、仮に斡旋が必要であるとしても通知 2 の基準の上限を補助する必要があるか（補助率）を、交付申請、実績報告の両場面で常に検証しなければならないと考える。

この点、今後の問題として、通知 1 に定める職員派遣及び人件費補助の要件自体がかなり緩やかであり、外郭団体であればほぼ人件費補助が認められるような基準が設定されていることから、補助率等を加味した細かい要件設定を行うことを検討してよいと考えられる（上記事情から、現職と OB で別個の要件を設定することも検討してよい）ことに加え、各論において個別に述べているように、実際には、ほとんどの事例で通知 2 に定める上限額を支給しているという硬直的な

運用は、必ずしも市民の理解を得られるものではないと考える。

3 利益相反について

第4章で結果・意見の対象とした補助金等の中には、補助金交付対象団体の長を市長が兼ねていたり（補助金等番号13、43）、補助金交付対象団体の事務局を市の職員が担っている（補助金等番号7、58）など、補助金交付申請者と交付決定者が実質的に同じであり、利益相反・双方代理の観点から問題があるものもいくつかみられた。

もちろん、私法上も、双方代理（一人の代理人が契約の当事者双方の代理人を務める場合など）については効果が帰属する本人が了承していれば有効であるし、会社役員利益相反取引（取締役が会社から多額の借入を行う行為など）については取締役会の承認があれば有効であるなど、上記事態が直ちに違法となるわけではなく、実際には市長が団体の長である場合には交付申請時に特別代理人を選任するなど、手続的な配慮もなされていることはたしかである。

しかし、申請者と交付決定者が実質的に同一であることは、常に「お手盛り」による不当な公金支出のリスクを伴うことになり（かかる視点を意識したうえで、特に厳格な申請時の審査、効果検証を行っているという補助金もみられなかった）、何よりも、市民の目から見て、補助金交付事務の執行について、お手盛りを疑われるような運用は避けるべきである。

また、日常の業務で多忙な市長が外郭団体等の業務執行上の責任者を兼務しているという状況は、いわゆる「名ばかりトップ」に陥り、当該団体にガバナンスが働かないという弊害も生じることは、一般に指摘されているところである。かかる事態は、尼崎市の財務事務と直接の関係を有するものではないが、ガバナンス不全により当該外郭団体の財務状況が悪化するとすれば、間接的に尼崎市の財政に悪影響を及ぼすこともたしかである。

もちろん、団体の性格や活動内容に応じ、市長が代表者を務めることが、市民や当該団体と取引関係に立つ者等へのアピール、広報の観点から一定の意義を有する場合があることも否定できないため、現在の状態を直ちに解消すべきとまではいえないが、市民に「お手盛り」を疑われる状況が生じていることを常に念頭に置きつつ、申請時の審査、実績報告を受けた効果検証については、補助金自体の必要性、金額の相当性を十分に吟味した特に厳格な運用がなされるべきと考える。

市長が補助金交付団体の代表者を兼務することのメリットとリスクのバランスを取るという観点からは、例えば、市長を代表権のない名誉会長、名誉理事長

として迎えたり、共同代表制度を置くなど、利益相反やガバナンス不全が生じる可能性を少しでも減らすような方策も検討されてよいと考える。

なお、申請者と決定者が実質的に同一であるという状況は、市長が交付先団体の代表者を務める場合だけでなく、団体の事務局の一部を市の職員が担っているような場合にも生じるところ、当該団体が実施する事業と市の施策との関連性、当該事業の円滑な実行の観点から、例外的に市の職員が事務局を担う必要性がある場合でも、当該職員は団体の意思決定には関与せず、形式的な事務作業や手続面でのアドバイスのみ行うことを周知徹底するなど、利益相反の危険とこれに向けられた市民の目を常に意識した厳格な運用がなされる必要がある。

第4章 監査の結果及び意見（各論）

第1 危機管理安全局の補助金等に係る監査の結果及び意見

1 交通安全協会補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	交通安全協会補助金		
所管部署	危機管理安全局 危機管理安全部 生活安全課		
補助金等の目的・概要	交通安全事業の推進運営に要する費用を市が補助することにより、もって交通事故の防止を図る		
補助開始年度	昭和46年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	尼崎南交通安全協会、尼崎東交通安全協会、尼崎北交通安全協会（3件）		
補助対象経費	事業費		
根拠規程等	交通安全事業運営団体補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	576,000	576,000	576,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

尼崎市内には、尼崎南交通安全協会、尼崎東交通安全協会、尼崎北交通安全協会の3つの交通安全協会がある。これらはいずれも、運転免許の更新等の窓口業務を主たる業務としており、新規・更新運転免許者から徴収する会費が、前期繰越金や資産の取崩金を除く収入の7、8割を占める。そのほか、交通安全運動関連のイベントを実施し、街頭で交通安全啓発のチラシを配布するなどの事業も実施している。

本補助金は、「交通安全思想の普及及び交通安全教育の事務、事業」（本補助金交付要綱第2条以下、本章では交付要綱を引用する場合は単に「要綱」と記載する。）に対する補助を行うものとされており、各交通安全協会による上記交通安全思想の普及・啓発活動、交通安全運動、街頭指導などがこれに該当するとして、補助金の交付がなされている。

なお、要綱の規定上は、補助の対象となる事業を行う団体であれば、補助金の交付を受けられる建前となっているが、これまで各交通安全協会以外に、本補助金の交付を受けた団体は確認できなかった。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 7】 補助金交付の必要性に関する見直し

尼崎市は、交通安全協会補助金について、補助の廃止を含めた見直しを行うべきである。

(理由)

尼崎市の担当者によると、尼崎市内にある 3 つの交通安全協会に対する補助金交付額が、一律 192,000 円となったのは、平成 24 年以前からであるところ、平成 24 年以前の資料が残っておらず、金額の根拠は不明であるとのことであった。

各協会の決算書類を確認したところ、令和 2 年度の収入・支出の実績額は、いずれの協会もマイナスであるものの、前記繰越金や積立金取り崩し等の科目によって黒字となっている状態である。

しかし、尼崎南交通安全協会は、運営基金という名目で定期預金の残高が 4,000 万円あり、尼崎東交通安全協会も業務運営積立金という名目で定期預金の残高が 900 万円ほどあり、尼崎北交通安全協会についても、1,000 万円ほどの定期預金残高があるとのことである。

これに加え、毎年の収支状況についてみると、尼崎東交通安全協会は毎年前記繰越金が 300 万円程度あり、運営資金を取り崩していることはうかがえない。尼崎南交通安全協会は、高額の出費が見込まれる年度につき、運営資金の取り崩しが認められるものの、普通預金を取り崩しており、4,000 万円の定期預金については取り崩していない。尼崎北交通安全協会は、令和 2 年度に 300 万円の運営資金を取り崩しているが、次年度繰越金は約 180 万円計上しており、1,000 万円程度の定期預金については取り崩していない

このように各交通安全協会は、程度の差はあるものの運営資金としてそれなりの蓄えを有しており、補助の必要性には疑問がある。

これに対し、尼崎市は、各協会の保有する定期預金は、いずれも現在警察署内にある執務室を他に移転させるための経費であって潤沢な資金を保有しているわけではないこと、本補助金は、事業に対する補助であり、団体の財務状況によりその必要性の判断には影響しないことを主張している。

しかしながら、各協会が執務室移転のために要する費用の額や、移転の時期等について、尼崎市において把握しているわけではなく、定期預金の全額を移転の経費に充てる見込みかどうかも定かでない。さらには、尼崎南交通

安全協会の令和 3 年度交通安全事業収支予算書では、支出の部において「事務所移転費」として 280 万円を計上しており、これが移転にかかる経費のすべてかどうか定かでないものの、定期預金 4,000 万円と比べれば極めて低い額にとどまる。また、尼崎市として行財政改革に取り組んでいる現状において、資金的に余裕のある団体への補助の必要性は低く評価すべきであって、交付先の団体の財務状況を考慮しなくてよいとする尼崎市の見解には疑問がある。

尼崎市は、各協会の財務状況を正確に把握し、その状況に応じて補助の廃止を含めた見直しを行うべきである。

【意見 8】 補助金額の相当性のチェック

尼崎市は、交付先に対して補助金額の用途を特定するとともに、交付先からの実績報告に基づき補助金額の相当性をチェックすべきである。

(理由)

尼崎市の担当者によると、尼崎市内にある 3 つの交通安全協会に対する補助金交付額が、一律 192,000 円となったのは、平成 24 年以前からであるところ、平成 24 年以前の資料が残っておらず、金額の根拠は不明であるとのことであった。

本補助金は、各団体が行う「交通安全思想の普及及び交通安全教育」(以下、要綱の定義に倣い「交通安全事業」という。)の事務、事業に対して交付されるものである(要綱第 2 条)。しかしながら、具体的にどのような経費について補助するのか、要綱には定めがない。

要綱にしたがい、各協会は、毎年補助金申請時に収支予算書を、補助金交付後に収支決算書を提出しており、これらに記載されている補助金の用途の内訳と、各協会の交通安全関連の全体の事業費は、下表のとおりである(R2 年度)。

<各協会の交通安全事業費内訳等（R2）>

単位：円

協会名	補助金収支予算書内訳	補助金収支決算書内訳	協会事業費決算額
尼崎南	交通安全運動啓発用経費 150,000	交通安全運動啓発用経費 59,130	1,432,648
	交通マナー向上街頭指導啓発経費 42,000	交通マナー向上街頭指導啓発経費 132,870	
尼崎東	交通安全運動啓発用経費 150,000	交通安全運動啓発用経費 150,000	1,277,641
	交通マナー向上街頭指導啓発経費 42,000	交通マナー向上街頭指導啓発経費 42,000	
尼崎北	交通安全運動啓発用経費 120,450	交通安全運動啓発用経費 120,648	1,135,888
	交通マナー向上街頭指導啓発経費 71,550	交通マナー向上街頭指導啓発経費 71,352	

(尼崎市提供資料より監査人が作成)

尼崎東交通安全協会は、収支予算書と収支決算書で補助金の内訳が全く同じであり、いずれの協会も、決算書に経費の裏付けとなる領収書の添付がない。

以上からすれば、本補助金は、要綱上は交付先を特定しない補助金の体裁を取っているが、実質的には各協会のみを交付先とし、補助金額に関する積算基準を持たない定額ありきの運用が定着しているとみるべきである。

今後は、交付先に対して補助金額の用途を定め、積算基準を定めるなどしたうえで、交付先からの実績報告（領収証等の根拠資料を添付させるべきである。）がこれに合致しているかの検証を行うべきである。

2 犯罪被害者等見舞金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	犯罪被害者等見舞金		
所管部署	危機管理安全局 危機管理安全部 生活安全課		
補助金等の目的・概要	犯罪被害者等が被害に遭ったことによる経済的な負担の軽減を図ること		
補助開始年度	平成27年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	個人 (5件)		
補助対象経費	見舞金のほか、家賃、転居費用等		
根拠規程等	尼崎市犯罪被害者等支援条例		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	900,000	700,000	716,950
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

本補助金は、特定の犯罪行為（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条第1項に規定する犯罪行為）によって生命又は身体を害された犯罪被害者やその遺族に対して、見舞金の支給等を行うことにより支援をするものである。死亡の場合の遺族見舞金は原則30万円、重症病（療養に1月以上の期間を要する傷害又は疾病）を負った場合の重症病見舞金は10万円が支給される。見舞金の支給のほか、家事援助、一時保育費用の助成、家賃・転居費用の助成も可能となっている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見9】補助金の周知状況に関する実態把握

尼崎市は、本補助金の周知が犯罪被害者に対して等しくなされているか、調査して実態を把握すべきである。

(理由)

本補助金について、犯罪被害者から申請がなされるきっかけとしては、ほとんどが警察からの情報提供であるとのことである。年間の申請件数は10件未満で推移しているが、交付の対象となりうる犯罪被害者の総数について、

警察から情報提供がなされるわけではないことから、本補助金が犯罪被害者に対して十分周知されているのか、そもそも判断する材料に乏しい。

そこで、尼崎市として各警察署から本補助金の周知状況について情報提供を受け、その実態を把握すべきである。例えば、本補助金創設時に作成したリーフレットについて、被害者に配布するために警察署に備え置いていたものの、現在はすべて配布済みで、警察署に残部がないとのことであるので、各警察署に対し、再度リーフレットを提供し、当初リーフレットが何部備え置かれ、それが1年間に何部配布されたかなどの情報を提供してもらい、分析することで、一定の裏付けに基づく周知状況の実態把握が可能になると思われる。

3 防犯協会補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	防犯協会補助金		
所管部署	危機管理安全局 危機管理安全部 生活安全課		
補助金等の目的・概要	安全・安心な地域社会を形成するため、地域の防犯活動を担っている防犯協会に対して補助を行う。		
補助開始年度	平成16年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	尼崎中央防犯協会、尼崎東防犯協会、尼崎西防犯協会、尼崎北防犯協会 (4件)		
補助対象経費	事業費		
根拠規程等	防犯協会補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度 720,000	令和元年度 720,000	令和2年度 720,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

尼崎市には、尼崎中央防犯協会、尼崎東防犯協会、尼崎西防犯協会、尼崎北防犯協会という4つの防犯協会があり、本補助金は、これらの各防犯協会に対して、毎年一律180,000円を交付するものである。金額が180,000円となったのは平成24年度からとのことであるが、その金額の根拠・基準について、現在の所管課は把握していない。

各防犯協会の主たる収入源は、地域の企業、団体等の防犯協会員から徴収す

る会費であって、年間概ね2,000,000円～4,000,000円の収入がある。そのため、本補助金が全体の収入に占める割合は、約4～7%にとどまる。

各防犯協会の主たる事業内容は、防犯街頭啓発キャンペーンの実施、防犯研修会の実施、防犯啓発広報誌の発行等である。これらのどの事業について、本補助金が交付されているのか、その対応関係について、要綱や実績報告書上は必ずしも明らかではない。

(3) 監査の結果及び意見

【意見10】 補助金額の相当性のチェック

尼崎市は、交付先に対して補助金額の用途を特定するとともに、交付先からの実績報告に基づき補助金額の相当性をチェックすべきである。

(理由)

本補助金は、要綱上、尼崎市内の各防犯協会のみを交付先としており、補助の対象事業は、防犯協会が地域に応じて行う「安全で安心して暮らせる地域づくりに繋がる普及・啓発事業」とされている。しかしながら、かかる事業に関するいかなる経費を補助の対象とするのか、要綱上明らかではなく、市としては特段用途を定めて交付しているわけではない。

補助金の積算基準がなく、毎年同じ金額の補助金を交付している実態は、補助の必要性・補助金額の相当性に関する正当化根拠を持たないことを意味し、望ましくない。今後は、交付先に対して補助金額の用途を定め、積算基準を定めるなどしたうえで、交付先からの実績報告（領収証等の根拠資料を添付させるべきである。）がこれに合致しているかの検証を行うべきである。

第2 総合政策局の補助金等に係る監査の結果及び意見

1 尼崎市路線バス運行支援補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎市路線バス運行支援補助金		
所管部署	総合政策局 政策部 都市政策課		
補助金等の目的・概要	市民の日常生活において必要なバス交通サービスの維持、確保を図るため、市営バス路線の移譲を受けた乗合バス事業者に対して補助金を交付する（要綱第1条）。		
補助開始年度	平成27年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	阪神バス株式会社（1件）		
補助対象経費	要綱に基づく補助金の交付については、平成31年度から令和3年度までの各会計年度において（要綱第6条）、補助を受けようとする会計年度の補助対象路線における経常費用と経常収益の差額を補助する（要綱第4条）。		
根拠規程等	尼崎市路線バス運行支援補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	199,772,000	180,648,000	180,648,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

- ア 尼崎市の乗合バス事業は昭和23年に創業され、昭和42年度には乗客数のピーク4,676万人を迎えたが、以来乗客数の減少傾向が続き、平成22年度には1,500万人になった。経常収益については、平成10年度決算では約48億円あったものが、平成24年度予算では約26億円に減少した。経常費用の削減に努めたものの、それを超える収益の減少が続き、平成24年度決算では約4億9700万円の繰越欠損金を計上した。平成23年度には3億5000万円、平成24年度には2億4000万円の経営支援（補助金支出）がなされた。
- イ このような経営状況を踏まえ、平成24年7月6日、尼崎市公営企業審議会から市営バス事業の民営化を目指すべきとの答申に基づき尼崎市は民営化に向けた取り組みを進め、平成27年10月26日に、阪神バス株式会社（以下、「阪神バス」という。）との間で「尼崎市営バス事業の廃止に係る阪神バス株式会社の運行に関する協定書」を締結し、平成28年3月をもって、尼

崎市が運行していた全バス路線を阪神バスへ移譲した。

ウ 移譲後は、尼崎市から阪神バスへ、平成 28~30 年度は各年度約 2 億円、令和元年度~令和 3 年度は各年度約 1 億 8,000 万円の補助金が支出された。

エ しかし、移譲後も、尼崎交通事業振興株式会社（以下、「尼崎交通事業振興」という。）が運行している路線がある。その路線の運行形態には、次の 3 つがある。

(ア) 共同運行路線（同じ路線を尼崎交通事業振興と阪神バスが、それぞれ別々に運行。尼崎交通事業振興が運行している路線は移譲対象外）

(イ) 委託運行路線（阪神バスが尼崎交通事業振興に運行を委託している。運賃収入は全額阪神バスに入り、阪神バスは委託料を尼崎交通事業振興に支払う）

(ウ) 一部委託路線（同じ路線の運行を時間帯で区切って、その一部の運行を阪神バスが尼崎交通事業振興へ委託している）

の 3 種類である。

なお、上記(イ)(ウ)の委託に関しては、尼崎市と阪神バスは、「運行開始日（平成 28 年 4 月 1 日）から、少なくとも 5 年間、尼崎市が尼崎交通事業振興に運行委託している事業量を基本として、移譲路線の一部の運行を阪神バスに委託する」ということを合意している（この 5 年間は既に経過している）。

オ 尼崎交通事業振興の経常利益は、平成 28 年度 47,867,619 円、平成 29 年度 67,151,722 円、平成 30 年度 57,729,380 円、令和元年度 65,953,719 円であり、令和元年度末の繰越利益準備金は、434,978,599 円である。

カ 尼崎交通事業振興の発行済み株式 200 株（出資金 1,000 万円）のうち 70% 140 株は尼崎市が所有し、その余の 30% 60 株は尼崎交通事業振興の自社株式になっている。

キ 尼崎市公営企業審議会は、前記イ記載の答申のなかで、「尼崎交通事業振興株式会社のあり方については、会社の意思を尊重しつつ、設立の経緯なども踏まえ、市として責任をもって対応すべきであること」とし、これを受けて、尼崎市は「市営バス事業の民営化に向けた取組方針」を公表しているが、そのなかで、尼崎交通事業振興株式会社のあり方については、「会社の意思は事業の継続による社員の雇用確保であり、会社においてこの方向性に基つき、これまでのバス運行に係る経験等をもとに事業を継続していくことを基本とし、現在、具体的な方策を検討しているところである。市としては、答申の趣旨を踏まえ、会社が将来的に市から自立した民間企業として事業が継

続できるよう、会社と十分に協議のうえ自立に向けて必要な支援を行っていく。」とした。

ク 現行の交付要綱に基づく補助金の交付は、平成 31 年度から平成 33 年度までとされており(要綱第 6 条)、令和 4 年度からの補助金交付については、市と阪神バスにおいて改めての協議が必要とされている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 11】補助金額の相当性のチェック

尼崎市は、尼崎交通事業振興が運行している共同・受託・一部受託路線を含む全路線が阪神バスによって運行・経営され、それによって補助金額を削減できるよう必要な対応を取るべきである。

(理由)

平成 30 年 3 月に尼崎市と阪神バスが協力し民間会社に委託して行った調査結果によれば、尼崎交通事業振興が運行する路線は、採算性が高い路線である。すなわち、営業係数が 100 以下の路線が 8 路線あるなかで、そのうち 2 路線が尼崎交通事業振興の運行する路線である。よって、結果的には、その収益分が阪神バスの事業収益に計上されないか、尼崎交通事業振興への委託料として経費計上されるので、その分事業収益は減少することになる。

そこで、補助対象路線の赤字を埋めるためにも、全路線を阪神バスが一元的に運行し、経営を一体化させ、もって阪神バスの収益を増加させ、補助路線の収支だけで補助金額を判断するのではなく、全体としての収支のなかで補助金額の削減を図るべきである。

経営の一体化については、例えば、尼崎市所有の尼崎交通事業振興株式の全部を阪神バスへ譲渡し、尼崎交通事業振興を阪神バスの 100%子会社とすることで、より効率的な運行計画に基づく利益確保と経費の削減が期待できるため、補助金額の削減に繋がると考える。ただし、前記 (2) キ記載の経緯もあるので、尼崎市は尼崎交通事業振興と抜本的な協議を行い、今後の対応方針を早急にまとめるべきである。

【意見 12】 補助金の効果測定

尼崎市は、補助金の効果測定のために、系統別、区間別での収支・乗客数などで採算を検証し、併せて社会的重要度（公共性）やクロスセクター効果などの分析も定期的に行うべきである。

（理由）

「地域住民の足」として存続すること自体に意味があるというだけでは、補助金の効果の説明としては不十分である。補助金の効果は可能な限り可視化して、具体的に説明できるものでなければならない。補助金（税金）を投入してでも、その路線を維持することに当該路線利用者のみでなく市民全体から納得が得られるかという観点からの問題提起と議論が必要である。

その結果、採算性が低い路線、政策的に維持する必要性に乏しい路線については、路線地域の主要施設、交通事情、朝昼晩の人の動き等も考慮したうえで、路線変更・廃止、減便等による補助金の削減の可否を引き続き検討するべきである。

なお、市と阪神バスが行った前記委託調査結果は、採算性だけではなく、社会的重要度（公共性）に基づく路線別評価を行い、また、クロスセクター効果も算定しており、有意義である（現に、この調査結果で採算性も社会的重要度も低いと評価された路線が廃止されている。）。ただ、公共施設の設置・利用状況は変化し、クロスセクター効果の算定もその費用計算のための金銭的条件等が変化するので、定期的な検証が必要である。

※ クロスセクター効果とは・・・地域公共交通の評価方法のひとつ。すなわち、地域公共交通が廃止されると、運転免許や自家用車を持たない高齢者や障がい者の移動手段の確保のための病院までの送迎バスや買物のためのタクシー券配布など、医療分野や商業分野をはじめ、様々な分野において地域公共交通に代わる施策のための「分野別代替費用」がかかる。この費用と「地域公共交通の運行に対する財政支出（補助金）」を比較することで定量的に把握できる地域公共交通の多面的効果（クロスセクター効果）が測定できる。

2 兵庫県旅券事務所尼崎出張所に係る負担金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	兵庫県旅券事務所尼崎出張所に係る負担金		
所管部署	総合政策局 政策部 都市政策課		
補助金等の目的・概要	尼崎出張所の業務床については、尼崎都市開発（株）が所有者に賃借料を支払い、県に無償提供（使用貸借）している。尼崎市は、市民の利便性の向上や地域の活性化を図るため尼崎出張所開設の条件整備に取り組んできた経緯があることから、賃借料の一部を負担している。		
補助開始年度	平成3年度（令和3年度末をもって廃止予定）		
令和2年度の交付先 （交付先の件数）	尼崎都市開発株式会社（1件）		
補助対象経費	賃借料		
根拠規程等	兵庫県旅券事務所尼崎出張所に係る賃借料の一部負担に関する協定書		
補助金等交付実績 （単位：円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	3,920,400	3,956,700	3,993,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 兵庫県の旅券事務は、本所（神戸）、尼崎出張所、姫路出張所、但馬空港窓口の4か所で行われている。

イ 尼崎出張所については、尼崎都市開発（株）と県は平成3年11月1日付けの使用貸借契約書に調印しているが、そこには1年ごとの自動更新条項があり、本補助金は、所有者に対し尼崎都市開発（株）が支払う賃料の50%を負担するものである。

ウ 尼崎出張所スペースの水道光熱費を含めた管理費用等は、上記使用貸借契約に基づき、県が施設管理者に対し直接支払ってきた。

エ 尼崎市は、尼崎出張所開設以来、県の無償使用は当面のものという解釈の下、使用料（賃借料）負担について再三協議を申し入れているが、県は誘致の経緯を理由に、これを拒否してきた。

オ そもそも、一般旅券発給申請の受理及び発行事務は、旅券法により都道府県知事が行うこととされ（同法第3条1項、第8条1項）、当該事務は地方

自治法第2条9項に規定する第一号法定受託事務とされており、これらの事務に要する費用は、国・県が本来負担するべきものである。

カ ニ崎出張所の利用実態を見ても、平成23年以降は、利用者に尼崎市民が占める割合は約28%にすぎず、その余は近隣市民（県民）であり、尼崎市だけが賃借料を全額負担する理由がなく、補助金支出の合理性相当性はなかった。

キ このたび尼崎市と県の長年の協議がまとまり、負担金は令和3年度末を以て廃止される予定となったため、本補助金につき監査の結果及び意見は述べないが、県との関係において同様の負担がないかの確認は必要と思われる。

(3) 監査の結果及び意見

なし。理由は上記(2)補足説明記載のとおり。

3 (公財) 尼崎市文化振興財団に対する補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	(公財) 尼崎市文化振興財団に対する補助金		
所管部署	総合政策局 文化担当 文化振興担当		
補助金等の目的・概要	尼崎市の文化振興の中核である財団に運営事業経費の一部を補助することにより優れた文化芸術に親しむ機会の提供や豊かな市民文化活動の推進を図る。		
補助開始年度	昭和49年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	(公財) 尼崎市文化振興財団 (1件)		
補助対象経費	運営事業費（役員報酬・職員人件費、ホール管理費等）、文化振興事業費など		
根拠規程等	なし（方針決裁）		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	291,926,055	294,421,511	248,711,429
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 財団は、昭和48年に財団法人尼崎市総合文化センターとして設立され、平成24年に公益財団法人へ移行し、平成30年に公益財団法人尼崎市文化振

興財団に名称変更した。

イ 財団は、尼崎市所有土地に建物（文化棟、ホール棟、駐車場、ホテル棟「あましんアルカイックホール・オクト」部分）を所有している。ホテル棟ホテル部分は、民間会社の所有となっている。財団が支払うべき地代については、尼崎市から、その支払義務を全額免除されている。

ウ 上記財団所有建物については、耐震補強工事の必要があり、それには多額の費用を要することから、これを機会に、尼崎市へ所有権を移転し、以後は、尼崎市の「公の施設」として指定管理者を選定することが検討されている。

エ 令和2年度は、施設整備等補助金 16,188,436 円及び新型コロナウイルス感染症策関係補助金（財政支援）21,580,960 円の合計 37,769,396 円を別途支出した。

オ 財団には「公益財団法人尼崎市文化振興財団役員等の報酬及び費用に関する規程」があるが、これまで公表されていなかった。しかし、役員報酬に補助金が充てられている以上、補助金の透明性の確保のために、同規程は、求めがあれば開示するというのではなく積極的に公表するべきであるところ、令和3年12月8日からは財団のホームページ上で公開されるようになった。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 13】 補助金交付の根拠

尼崎市は、補助金支出に関する要綱を定めるべきである。

(理由)

尼崎市は、補助金の交付先が1件であったとしても、補助金の内容や交付手続等を明確にするために、補助金交付要綱を策定し、その要綱中に補助金の対象となる経費の内容及び補助金額の定め方等も記載することで、尼崎市の果たすべき役割等を明確にするべきである。

また、補助金は本来公益事業に充てられるものなので、会計処理上の必要上、補助金の一部を収益事業に充てるのであれば、どの範囲で充てることができるのか等を要綱中に明記するべきである。

4 市民運動各地区推進協議会事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	市民運動各地区推進協議会事業補助金		
所管部署	総合政策局 協働部 協働推進課		
補助金等の目的・概要	市民の創意と参加によって、明るく住みよくゆたかなまちづくりをめざして、市民運動を効果的に推進することを目的とする。（要綱第1条）		
補助開始年度	昭和50年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	尼崎市市民運動中央地区推進協議会、尼崎市市民運動推進委員会小田地区推進協議会、市民運動大庄地区推進協議会、尼崎市市民運動立花地区推進協議会、尼崎市市民運動推進委員会武庫地区推進協議会、尼崎市市民運動推進委員会園田地区推進協議会（6件、要綱第2条）		
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費（要綱第4条）		
根拠規程等	市民運動各地区推進協議会事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	7,200,000	7,200,000	3,772,918
財源	市町村振興協会市町交付金		

(2) 補足説明

ア 交付対象事業は、各地区の特性に応じた要綱別表記載のいずれかの分野に係る活動であって、各地区協議会が各地区で行う公益的な事業（地域・社会の課題解決に役立ち、成果が特定の市民や団体にとどまらず広く市民に及ぶ事業）であることが求められている（要綱第3条）。

イ 地区別の事業件数は、COVID-19の影響で中止になったものも含めて、
 令和元年度（中央8、小田13、大庄10、立花7、武庫12、園田9）
 令和2年度（中央11、小田13、大庄9、立花7、武庫13、園田8）
 分野別の事業件数は、COVID-19の影響で中止になったものを含めて、6地区全体で、
 令和元年度（環境13、共生社会38、危機管理6など）
 令和2年度（環境10、まちづくり推進18、地域安全4など）
 なお、1件の事業が、複数日に実施されることもある。

ウ 令和2年度は、COVID-19の影響下にあつて、事業計画の変更・規模縮小等で、5地区から3,427,082円の返還があつた。

エ 補助金は、補助対象経費の10分の1以内の額で、1地区120万円限度と定められている（要綱第5条）。

(3) 監査の結果及び意見

【意見14】 補助金の適正使用（支出の裏付け資料の提出）

尼崎市は、要綱中に、各地区協議会に対し、支出を裏付ける領収証等の根拠資料の提出を規定すべきである。

(理由)

要綱第13条では、各地区協議会に対し、事業実績報告書、収支決算書等の提出が義務づけられているが、支出を証する領収証等の根拠資料の添付が義務づけられていない。補助金の適正使用を確認するためには、その根拠資料の提出も義務付けるべきである。

ヒアリングにおいては、各地区協議会の事務局を市の職員が担当していることから根拠資料の提出がなくても特段の問題はないとの意見もあつたが、後述する利益相反の観点からは、担当者によるチェックが甘くなる可能性も否定できないから、問題がないとまでは直ちにいえぬ。

【意見15】 補助金の効果測定

尼崎市は、本補助金の効果を測定する指標を適切に設定すべきである。

(理由)

補助金を交付する以上、その効果が問われるのは当然であつて、本補助金の目的に照らした効果測定のために、例えば、各地区各事業の参加者数であるとか、参加者に実施するアンケートの質問事項を工夫し（事業への共感や今後の参加意欲など）、集計結果を分析するなど、適切な指標を設定して、その経年的な変化をみるべきである。

【意見 16】利益相反のおそれ（事務局体制）

各地区協議会の事務局を務める尼崎市職員は、補助金に関連する事務について、協議会内部の意思決定に関与しないとの立場を、常に厳格に意識すべきである。

（理由）

各地区協議会においては、事務局の一部を尼崎市職員が担っているが、かかる状況は、補助金申請者と交付決定者が実質的に同一となり、「お手盛り」を招く危険を常に孕んでいる。

事務局の一部を尼崎市職員が担っている理由は、補助金の交付申請手続きを含めた市の施策との関連業務において、事務の円滑化、効率化を図るためであり、各職員の協議会内部での業務内容は補助的な事務に限られ、協議会の意思決定に関わる事務には携わらない運用がなされているとのことである。

しかし、市の職員が補助金申請手続きに関与することは、利益相反の観点から好ましくないことは事実であるので、必要性の観点から現状を変更しないとしても、当該職員は、補助金申請手続きについては協議会の意思決定には関与せず、円滑な手続のためのアドバイスや補助的な作業を行うにとどまるという立場を徹底して意識する必要がある。

尼崎市は、上記利益相反の観点から、各地区協議会との間で、上記職員の事務の範囲を厳格に定める内容の協定書等を締結することも検討してよいと考える。

5 あまらぶチャレンジ事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	あまらぶチャレンジ事業補助金		
所管部署	総合政策局 協働部 協働推進課		
補助金等の目的・概要	地域活動の活性化を図り、協働のまちづくりを推進することを目的に、「あまがさきチャレンジまちづくり事業」として、地域の課題解決や魅力向上に向けて取り組む団体の初期活動に対して補助する（要綱第1条）。		
補助開始年度	平成17年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	あまらぶチャレンジ事業補助金 尼崎都市農地再生協議会、特定非営利活動法人シンフォニー、ようこそことばルーム、ガサキング音楽祭実行委員会（以上、4件。いずれも3年コース）。 あまらぶチャレンジ事業補助金（ジュニアコース） 県立尼崎高校所属生徒団体が8件、県立小田高校所属生徒団体が2件。		
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費のうち、交付要領別表2に定める謝礼金、交通費、消耗品、印刷費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料、備品（補助金の2割以内）。備品については、ジュニアコースでは、補助対象外（要綱第4条、要領第3条）。		
根拠規程等	あまがさきチャレンジまちづくり事業補助金交付要綱 あまらぶチャレンジ事業補助金交付要領 あまらぶチャレンジ事業補助金(ジュニアコース)交付要領		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1,063,714	1,281,107	1,276,000
財源	市町村振興協会市町交付金		

(2) 補足説明

ア 要綱第2条によると、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助金には、
 (ア) 地域コミュニティ活動支援事業補助金、(イ) あまらぶチャレンジ事業補助金、(ウ) あまらぶチャレンジ事業補助金（ジュニアコース）の3種類がある。

イ あまらぶチャレンジ事業補助金については、尼崎市あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業審査会の審査に付し、同審査会が適当と認めたときに補助金交付を決定する（要領第6条）。

ウ あまらぶチャレンジ事業補助金は、同一補助対象事業に対し3年を限度に補助する。

1年目	30万円限度	補助対象経費の	100%
2年目	15万円限度	〃	50%
3年目	9万円限度	〃	30%

あまらぶチャレンジ事業補助金（ジュニアコース）は、1団体5万円限度、補助割合は100%以内で補助する。

エ 令和2年度の実績は、以下のとおり。

(ア) あまらぶチャレンジ事業補助金

補助金交付額 930,000円（決算額 930,000円）

5事業申請 4事業採択

(イ) あまらぶチャレンジ事業補助金（ジュニアコース）

補助金交付額 346,000円（決算額 162,000円）

10事業申請 10事業採択

(3) 監査の結果及び意見

【意見17】 補助金の効果測定

尼崎市は、年度末に、各実施事業の実施内容、成果等について、前記審査会の事後評価を受け、補助金の効果測定を図るべきである。

(理由)

補助金の効果測定は非常に重要であり、申請団体数だけで測定するのではなく、例えば、年度終了後に開催されている成果発表会の際に、尼崎市あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業審査会を事後評価のためにも開催し、この補助金により、継続的な事業として軌道に乗ったといえるか、軌道に乗せる手助けになっているか等その効果を測定し、その結果を蓄積するべきである（同審査会の審査事項追加に伴う条例改正が必要）。

6 地域コミュニティ活動支援事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	地域コミュニティ活動支援事業補助金		
所管部署	総合政策局 協働部 協働推進課 中央地域振興センター 中央地域課 小田地域振興センター 小田地域課 大庄地域振興センター 大庄地域課 立花地域振興センター 立花地域課 武庫地域振興センター 武庫地域課 園田地域振興センター 園田地域課		
補助金等の目的・概要	地域の課題解決や魅力向上に向けて取り組む団体の育成及び自立支援を行うことにより、地域活動の活性化を図り、協働のまちづくりを推進することを目的とする（要綱第1条）。		
補助開始年度	平成17年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	市内6地区（中央、小田、大庄、立花、武庫、園田）にそれぞれ設置されている市民運動各地区推進協議会。 (6件。要綱第2条)		
補助対象経費	要綱別表1に掲げる補助対象事業の実施に要する経費のうち、要綱別表2に掲げる科目（謝礼費、交通費、消耗品、印刷費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料、備品（補助金の2割以内））（要綱第3、4条）。		
根拠規程等	地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要領		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	3,000,000	2,941,000	2,015,000
財源	市町村振興協会市町交付金		

(2) 補足説明

ア 市補助金（1地区あたり60万円限度、要綱第5条）の交付を受けて、各協議会が市民団体に対して地域コミュニティ活動支援のための協議会補助金を交付する（要綱第1条）。

イ 協議会補助金は、同一補助対象事業に対し通算3年を限度に交付し、その額は各年度10万円を限度とし、補助割合は補助対象経費の8割以内とする（要綱第5条）。

ウ 各協議会は、協議会補助金の交付申請があったときは選考委員会を設け、補助対象事業を選定する。

エ 令和2年度の実績は、以下のとおり。

補助金交付額 2,524,000 円（決算額 2,015,000 円）

31 事業申請 31 事業採択

(3) 監査の結果及び意見

【意見 18】 補助金の適正使用（政教分離への配慮）

尼崎市は、各協議会に対し、協議会補助金が要綱第 3 条に定める補助対象外事業に使用されないよう注意を喚起するべきである。

(理由)

尼崎市は、要綱第 3 条において協議会補助金について補助対象外事業を定め、そのなかには「宗教的な活動」があるところ、市民運動中央地区推進協議会内の「尼いもクラブ」が実施した伝統野菜「尼いも」の収穫祭（主催者は、「尼芋奉納祭」と称している。）事業において、神道による神事としての「奉納祭」が行われ、その式次第を印刷した案内状のデザイン費と印刷費が収支予算書の「補助対象経費」に含まれていた（収支決算書では、印刷費は「補助対象外経費」に計上されている。）。

この行事そのものは地域活動の活性化という補助金支出の目的に沿うものであり、特定の宗教に対する援助・助長・促進等になる活動とまではいえない。しかし、政教分離原則の観点から、そのような疑いを招かないためには、宗教行事に直接間接に関係する経費に補助金を支出することは避けることが望ましく、市は各協議会や団体に対し要綱の前記内容を改めて周知するべきである。

【意見 19】 補助金の効果測定

尼崎市は、各協議会に対し、協議会が設置している選考委員会をして各事業の事後評価をさせ、その結果を報告させるべきである。

(理由)

尼崎市は、申請団体数をもって補助金の効果測定の指標としているが、これに追加して、補助対象事業を選定した選考委員会に各事業終了後の事後評価も行わせ、その報告を受けて総合的な効果測定を行うべきである。

7 集会施設借上補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	集会施設借上補助金		
所管部署	総合政策局 協働部 協働推進課 立花地域振興センター 立花地域課 園田地域振興センター 園田地域課		
補助金等の目的・概要	集会施設を所有していない単位福祉協会若しくは社会福祉連絡協議会又はこれに準ずる地域住民によって組織される団体が市長が認めるものが、コミュニティ活動としての活動を行うために、近隣の施設を借り上げる場合に必要な当該施設の使用料の一部を補助することにより、地域住民のコミュニティ活動の振興に寄与することを目的とする。		
補助開始年度	昭和55年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	塚口西浦福祉協会、南塚口町5丁目福祉協会、戸ノ内住宅福祉協会 (3件)		
補助対象経費	施設使用料 (建物賃料)		
根拠規程等	集会施設借上補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	420,000	420,000	420,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 補助金は、月額使用料の2分の1以内の金額で、月額12,000円を上限としている。

イ 集会施設は、理事会・役員会などの会合、娯楽・レクリエーションなどのために使用されている。

ウ 補助金交付先の3福祉協会は、施設所有者に対し、年額にして996,000円(3件合計)の使用料を支払っている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 20】 補助金の必要性等のチェック

尼崎市は、補助金交付の必要性及び相当性について、再確認するべきである。

(理由)

尼崎市は、尼崎市社会福祉協議会に対し、単位福祉協会の活動助成金を補助しており、その補助金をもって本件使用料は本来賄われるべきである。

利用実績を見ても、塚口西浦福祉協会では年間 38 日延べ 151 人利用、南塚口 5 丁目福祉協会では年間 60 日延べ 330 人利用、戸ノ内福祉協会では年間 11 日延べ 60 人利用に留まっていることから、補助金の効果に疑問がある。

さらに、塚口西浦福祉協会が利用する塚口西浦福祉会集会所（塚口本町 1 - 24 - 13 - 103）の近くには市立地域総合センター塚口（塚口本町 2 - 28 - 11）が、南塚口町 5 丁目福祉協会が利用する南塚口町 5 丁目集会所（南塚口町 5 - 13 - 32）の近くには市立塚口南地域学習会館（南塚口町 2 - 31 - 26）が、戸ノ内社宅福祉協会が利用する戸ノ内社宅福祉協会集会所（戸ノ内町 6 - 15 - 28）の近くには市立園田東会館（戸ノ内町 3 - 27 - 1）が、それぞれ存在する。

各市立施設には、いずれも貸館機能があり、無料又は廉価での利用が可能である。周辺の集会施設が各地域のコミュニティの場として代替機能を持っているかを調査して、この補助金交付の必要性及び相当性を改めて検討するべきである。

【意見 21】 補助金の効果測定

尼崎市は、本件補助金を交付したことによる効果を測定すべきである。

(理由)

尼崎市の説明では、市施設の維持管理に関しては、事務事業シートは必要とされていないとのことである。

実際の利用状況については、集会施設利用状況報告書（月別の利用日数・利用者数・事業別利用回数・使用料が記載されている。）により半期に 1 度報告を受けているものの、実際にどのような目的で利用されたのか、経年的な変化等もみて補助金の効果を検証・評価するべきである。

8 集会所借地補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	集会所借地補助金		
所管部署	総合政策局 協働部 協働推進課 中央地域振興センター 中央地域課 小田地域振興センター 小田地域課 大庄地域振興センター 大庄地域課 立花地域振興センター 立花地域課		
補助金等の目的・概要	社会福祉協会若しくは社会福祉連絡協議会又はこれに準ずる地域住民によって組織される団体で市長が認めるものが、地域住民の利用に供するための集会所の敷地を借地している場合において、当該借地に係る借地料の一部を補助することにより、地域住民のコミュニティ活動の振興に寄与することを目的とする。		
補助開始年度	昭和59年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	桜木中央福祉協会、西本町8丁目福祉協会、次屋西社会福祉協会、西寺島社会福祉協会、東大島第3福祉協会、東富松北町福祉協会、尾浜御園福祉協会 (7件)		
補助対象経費	借地料		
根拠規程等	集会所借地補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	517,236	445,236	445,236
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 補助金は、月額使用料の2分の1以内の金額で、月額6,000円を上限とする。

イ 補助金交付先7件のうち、5件に対し各72,000円、1件に対し45,240円、1件に対し39,996円を、いずれも年額補助した。

ウ 補助金の各交付先からは、要綱に定める「集会所の借地に係る賃貸借契約書等」「集会所の利用及び管理に関する規約」が提出されている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 22】 補助金交付の必要性等のチェック

尼崎市は、補助金交付の必要性及び相当性について、再確認するべきである。

(理由)

尼崎市は、尼崎市社会福祉協議会に対し、単位福祉協会の活動を助成するための補助金を交付しているため、借地料はその助成金をもって本来賄うべきである。

また、当該集会所周辺に貸館機能がある公共施設（市立地域総合センター、生涯学習プラザなど）もあるので、それらの施設の利用を促すことも検討するべきである。

さらに、補助金を支出する場合は、集会所となっている建物の所有者が当該単位福祉協会であることを、登記記載事項証明書（未登記建物の場合は、建築確認申請書類、水道光熱費領収書、固定資産税関係書類、役員からの説明書など）で確認するべきである。

当該単位福祉協会以外の者が所有者である場合、借地料は本来その所有者に支払義務があるので、尼崎市は補助金を交付するべきではない。

【意見 23】 補助金の効果測定

尼崎市は、要綱を改正して、補助金の交付を受けた単位福祉協会から集会所の利用計画と利用状況について報告させ、補助金の効果を測定するべきである。

(理由)

尼崎市が本件補助金交付を継続するのであれば、補助金の効果を測定するために、補助金交付を受けた単位福祉協会から当該集会所の利用実績（回数、参加者など）を報告させる必要がある（その前提として、利用計画書の提出も必要）。

集会施設借上補助金については、その要綱上「利用計画書」「利用状況報告書」の提出が義務付けられているが、集会所借地補助金についても、同様の書面の提出を求め、効果測定の資料とすべきである。

9 尼崎市社会福祉協議会補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎市社会福祉協議会補助金		
所管部署	総合政策局 協働部 協働推進課		
補助金等の目的・概要	尼崎市社会福祉協議会は、尼崎市における地域福祉、地域自治の担い手としての役割を果たしており、尼崎市が支援することでその経営基盤を安定させ、活動の充実と推進を図る。		
補助開始年度	昭和26年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	(社福) 尼崎市社会福祉協議会 (1件)		
補助対象経費	人件費、本部事務費、単協等活動経費、社協会館運営費、社協会館移転関係経費、地域広報活動推進費など。		
根拠規程等	尼崎市社会福祉法人助成条例第4条		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	103,189,700	114,396,500	121,666,579
財源	尼崎市の一般財源、市債		

(2) 補足説明 その1 ー 尼崎市社会福祉協議会の組織の概要

ア はじめに

尼崎市は、(社福) 尼崎市社会福祉協議会 (以下、「市社協」という。) に対して、本補助金以外にも多岐にわたる補助金を交付している。

そのうちには、本章第4の4～8 (健康福祉局福祉課) において述べるとおり、特定の事業目的の補助金ではあるが補助対象経費として人件費が含まれるものも数多く含まれており、補助金が効果的、効率的、経済的に用いられているかという観点を中心に、各補助金について監査の結果、意見を述べているが、尼崎市における市社協は、地域福祉に関連する事業の実施のみならず、地域自治 (町会や自治会) の取りまとめ役としての役割も担っているという特徴があることから、組織の概要について、以下にまとめて説明する。

イ 市社協の組織構成

市社協は、市社協を本部社協として、その下に6つの地区ごとの支部社協、各支部社協の下に連絡協議会 (連協)、連協の下に単位福祉協会 (単組) が連なる組織構成となっている。



(出典：市社協 HP より)

ウ 市社協の人員構成

市社協の令和3年4月1日時点の人員構成は以下のとおりである。

(単位：人)

	評議員 (定員 20 名以上 41 名以内)		41
役員	理事 (定員 6 名以上 19 名以下)		19
	監事 (定員 3 名以内)		3
従業員	法人本部	常勤専従職員	66
		非常勤者	24
	施設・事業所	常勤専従職員	46
		非常勤者	139

(3) 補足説明 その2ー本補助金について

ア 令和2年度の協働推進課所管の補助金 121,666,579 円の内訳は、

- ① 人件費補助金 88,609,000 円
(理事長、常務理事、本部職員 4 名、支部職員 18 名分)
- ② 事務費補助金 353,000 円
- ③ 支部運営事務費補助金 900,000 円
※ 1 支部あたり 150,000 円×6 支部
- ④ 連絡協議会補助金 1,050,000 円
※ 1 連協あたり 14,000 円×75 連協

- ⑤ 単位福祉協会補助金 12,453,000 円
※1 単協あたり 21,000 円×593 単協
- ⑥ 社協会館運営費 6,824,135 円
- ⑦ 地域広報活動推進補助金 3,543,500 円
※1 単協あたり月 500 円×12 月×599 単協
対象単協減により△50,500 円
- ⑧ 会館移転関係経費 7,933,944 円

イ 支部は尼崎市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）の定款上の組織であり、尼崎市の6つの行政区画にそれぞれ配置されており、さらに「支部」社協は10数団体の「社会福祉連絡協議会（連協）」等から構成され、その「連協」の下に福祉協会（単協）がある（詳細は上記組織図のとおり）。

ウ 全国的には小学校区を地域コミュニティの単位とする例が多いが、尼崎市では、連協若しくは単協がその単位となっており、自治活動と福祉活動が一体的に行われている点が特徴的である。すなわち、「単協」がほぼ町会であり、町会に加入する人の多くは社協に加入することになる。よって、市からの補助金は、このような町会やその連合体への補助金という意味合いも持つ。

エ 本補助金については、制度上の上限、補助率の定めはない（運用上、限度額が定められているにとどまる）。

(4) 監査の結果及び意見

【意見 24】補助金の適正使用（裏付け資料の提出）及び効果測定

尼崎市は、市社協に対し、上記(3)ア③④⑤の補助金が各支部・連協・単協において、どのような費用に充てられているかがわかる書類の提出を求め、不適切な費消がないかを確認するとともに、補助金の効果測定の指標を設定すべきである。

(理由)

尼崎市は、市社協に対して、6支部運営事務費、75連協活動費、594単協活動費（1単協が辞退）、地域広報活動推進費として補助金を交付しているが、その金額は活動実績に応じたものではなく、定額的な金額である。この補助金の使途、支出について、交付先からは報告書等の提出はない。

本補助金の趣旨として、各支部・連協・単協の諸活動全般に要する費用の補助という側面があることは理解するが、やはり公金を支出している以上、1団体あたりの金額が少額であっても、「渡し切り」ではなく、市社協には、当該

補助金が何の費用に充てられたかを明らかにし、補助対象経費以外の経費に支出されていないことを説明する責務があり、市にもその確認をする責務があると考え（なお、上記(3)ア⑦の補助金については、報償費的な性格があるため、各単協の収支報告書上での使途確認をもって足りるものとする）。

各支部・連協・単協の予算書・決算書のみにより補助金の使途が明確になるのであればよいが、そうでない場合には、その使途に関する報告書が別途必要である。なお、支部・連協・単協の数が多いので、費用対効果の観点から、市の確認は、全件ではなくサンプリング調査にとどめ、問題点があれば、それを各支部・連協・単協において共有し改善することが現実的であるとする。

また、単協数が減少している昨今の状況からは、本補助金の効果測定のための指標も設定すべきである。具体的には、社協加入率に加えて、会員から徴した会費の収入金額、会費以外の収入金額、実施事業数、実施事業参加者数など活動の実勢を示す数字が考えられる。

【意見 25】 補助金の適正使用（契約のルール）

尼崎市は、市社協に対し、市社協が当事者になる売買、貸借、請負、保管、運送等の契約の方式については、市契約規則に準じる方式で、これを行うよう要請すべきである。

(理由)

地方自治法第 234 条及び同法施行令第 167 条から第 167 条の 3 までにおいて、地方公共団体が締結する売買、貸借、請負、保管、運送等の契約について、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの 4 つの契約方法を定めている。原則は競争入札であり、一定の場合にのみ随意契約、せり売りが認められる。

上記法令の定めの下、尼崎市契約規則においても、市が締結する契約は公正を第 1 とし、さらに、機会均等の理念にも叶い経済性の原則を確保しうる方式として、一般競争入札をもって原則とし、地方自治法施行令第 167 条、同条の 2 第 1 項、第 167 条の 3 の要件に合致するものに限り、指名競争入札、随意契約又はせり売りに付することができる旨定められている。そして、随意契約の方法によることができる契約の金額は、契約の種類に応じて定められており、

「工事又は製造の請負」契約の金額は 130 万円

「財産の買入れ」契約は 80 万円

「物件の借入れ」契約は 40 万円

「財産の売払い」契約は 30 万円

「物件の貸付け」契約は 30 万円

これら以外の契約は 50 万円

であり、各金額を超える契約の方式は、競争入札によらなければならない（同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、尼崎市契約規則第 23 条）。

ところで、市社協においては、その経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、経営成績及び財政状態を適正に把握することを目的として「社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会経理規程」（平成 27 年 4 月 1 日施行）が定められている。そして、同規程第 12 章「契約」では、契約は、原則としては一般競争入札（第 74 条）によるものとし、その「必要性がない場合及び適当でないと認められる場合」でかつ「合理的な理由」があれば指名競争入札（第 75 条）に付することができることとされていることから、競争入札による契約が原則である。ただし、例外的に、「合理的な理由により」競争入札に付することが適当でないと認められる場合には随意契約によることができるとされ（第 76 条）、その「合理的な理由」の 1 つに、「売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が 1,000 万円を超えない場合」が規定されている（同条第 1 項(1)。ただし、随意契約による場合は、複数の業者からの見積もりを徴することが求められている。）。

この点、厚労省通知でも、法上の会計監査を受けない社会福祉法人については、1,000 万円を超えなければ随意契約ができるとされているところ、市社協は、直近会計年度の収益が 30 億円を超えず又は負債が 60 億円を超えていない社会福祉法人であるので、法定監査の対象外である。

市社協では、令和 2 年度では 19 件の契約が締結され、そのすべてが上記経理規程に従い随意契約であった。契約金額が高い順では、①社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会建物移転による改修工事設計業務 9,790,000 円、②尼崎市社協会館清掃業務 2,904,000 円、③尼崎市社協会館空調設備保守点検業務 1,188,000 円、④尼崎市社協会館建築物環境衛生管理業務 693,000 円であったが、上記①については 130 万円を、上記②③④については 50 万円をそれぞれ超えているので、市契約規則に従えば 19 件中 4 件は競争入札案件であったことになる。

競争入札を経るとなると、それだけ時間と費用が掛かる。しかし、市社協の事業活動による収入のうち約 3 割は市補助金収入が、約 4 割は市受託金収入がそれぞれ占めており、また、人件費のほとんどを市補助金に頼っていると

いう現状にあっては、市社協は財政的・組織的には非常に公的な性格が強い団体であるといわざるを得ない。

よって、市は、市社協に対し、地方自治法及び同法施行令の規定の趣旨に基づき、公正性・経済性確保の観点から、①市契約規則が定める金額以上の契約については、競争入札を行う、②見積合わせをとる業者について資格要件を定める、③予定価格に応じた見積合わせ業者数を定めるなど然るべき手続を経るよう要請すべきである。なお、その際、指定管理業務関係については、指定管理料等その制度のなかで効率性が確保されていることから要請対象から除外することはあり得る。

10 あまがさき市民まつり事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	あまがさき市民まつり事業補助金		
所管部署	総合政策局 協働部 生涯、学習！推進課		
補助金等の目的・概要	市民まつりの安定的な開催を支援し、市民相互の親睦と連帯意識を高め、尼崎の発展を図る（要綱第1条）。		
補助開始年度	平成25年度		
令和2年度の交付先 （交付先の件数）	尼崎市民まつり協議会（1件）		
補助対象経費	尼崎市民まつり協議会が実施する事業に必要な経費		
根拠規程等	あまがさき市民まつり事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 （単位：円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	3,183,378	2,500,000	0（中止）
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 令和2年度の予算額は2,500,000円が計上されていたが、開催はCOVID-19の影響により中止され、令和3年度第50回の開催も中止された。

イ 協議会事務局は、平成29年度以降は、協議会が組織する実行委員会と尼崎市の協働で担っている。

ウ 本事業の収入に占める補助金の割合は、決算書によると、平成28年度が37.8%（24,355,593円のうち9,200,000円）、平成30年度が21.7%（16,995,968円のうち3,683,378円）、令和元年度が23.2%（10,782,091円）

のうち2,500,000円)である。

エ 本補助金については、補助対象経費の「全部又は一部」を補助するとされている(要綱第2条)。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 26】利益相反のおそれ(双方代理)

尼崎市は、尼崎市民まつり協議会の代表者に市長が就任している現状について、利益相反の危険を考慮したうえでの必要性、不可欠性を再検討されたい。

(理由)

尼崎市民まつり協議会(以下、単に「協議会」という。)規約では、協議会の会長には、尼崎市長をもって充てるとされているところ(第5条)、かかる状況においては、補助金の交付申請者と交付決定者の代表者が同一となり、利益相反(いわゆる「お手盛り」)が生じるおそれがある。

また、最高裁平成16年7月13日判決も、「普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約の締結には、民法108条が類推適用されると解するのが相当である。」と判示しているとおおり、補助金の交付決定は行政処分ではなく、契約の申込み(補助金の交付申請)に対する承諾と考えられるので、補助金の支出者と受領者の代表者が同一であることは、双方代理禁止の規定にも反するおそれがある。

広報、協賛者へのアピール等の観点から、市長を代表者とすることのメリットが存することは否定しないが、一方で補助金の申請者と決定権者が同一という利益相反状況が生じることから、「お手盛り」の危険及びこれに対する市民の厳しい目を意識したうえで、市長を代表者とする必要性、不可欠性について、再検討する必要がある(現状を変更するには協議会規約の変更が必要となる。)。例えば、第3章第3の3において述べたように、市長を代表権のない名誉会長のポストに迎えるなど、上記メリットとのバランスを考慮した方策も検討の余地はあると考えられることから、メリットを重視して現状を変更しない場合には、厳格な効果検証を行うべきである。

【意見 27】補助対象経費と補助率の明記

尼崎市は、要綱中で、補助対象経費の範囲を明確に定めるべきである。

(理由)

要綱第2条では、補助対象経費について「事業に必要な経費の全部又は一部」と定めるのみであり、費目や補助率の定めがなく、補助金支出の透明性が確保されているとはいいがたい。

補助対象経費としては、会場設営費、会場警備費、ポスター・パンフレット印刷費、環境に配慮したリユース食器レンタル料などが考えられるので、できるだけ具体的に定めることが望ましい。

また、全国的にみれば、イベント事業への補助金については、廃止・削減の傾向があることから、実行委員会でも検討されているように、記念グッズ販売、クラウドファンディング、ふるさと納税制度などを利用した独自財源の確保に努め、補助率を徐々に下げていくことが事業の自立化に繋がると考える。

【意見 28】 交付先団体の予算・決算状況の正確な把握

尼崎市は、交付先団体に対し、補助金収入だけでなく他の収入も記載した収支予算書及び収支決算書の提出を求めるべきである。

(理由)

尼崎市が要綱で定める収支予算書及び収支決算書の各様式については、すべての収入支出について記載を求めているが、実際に提出されたものの収入欄には、補助金収入の記載しかなく、協議会の収支会計の全体像がわからないので、本補助金の必要性・補助金額の相当性を判断する資料として、必ずしも十分とはいえない。

【意見 29】 補助金の効果測定

尼崎市は、参加者数を補助金の効果測定の指標とするのであれば、市民まっりの全体参加者数だけでなく、企画別、部会別、地区別の各参加者数を測定し、その経年変化も検証するべきである。

(理由)

事務事業シートにおいては、市民まっりの参加者数（来場者数）を活動指標としているが、「市民相互の親睦と連帯意識の醸成」という本補助金の目的に照らした効果測定指標としては、もう少し細かな単位で測定したうえで、経年的な変化を検証することが望ましい。

11 尼崎人権啓発協会補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	(公社) 尼崎人権啓発協会補助金		
所管部署	総合政策局 協働部 ダイバーシティ推進課		
補助金等の目的・概要	地方公共団体の責務である人権問題の解決を図るため、市民の立場で市との協働により人権啓発活動を実施している協会を補助する。(要綱第1条)。		
補助開始年度	昭和56年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	(公社) 尼崎人権啓発協会 (1件)		
補助対象経費	人件費、管理費、事業費 (要綱第3条)		
根拠規程等	公益社団法人尼崎人権啓発協会補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位:円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	37,803,000	36,453,450	33,701,422
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア (公社) 尼崎人権啓発協会 (以下、「協会」という。) は、尼崎市における同和対策事業及び同和問題解決に向けた啓発活動等を目的として、昭和 28 年に尼崎市同和対策事業協議会として設立され、その後、尼崎部落解放事業促進協議会、尼崎市部落解放事業促進協議会、社団法人尼崎同和問題啓発促進協会を経て、平成 14 年に名称を社団法人尼崎人権啓発協会に改め、その目的を「部落差別の解消」から「同和問題をはじめとする人権問題の解決」に寄与することに定款変更し、平成 24 年に県から公益社団法人の認定を受けた。

イ 令和2年度補助金 33,701,422 円のうち 22,640,000 円が人件費(理事1人、職員3人、臨時職員1人)に、その余の 11,061,422 円が事業費に充てられている。人件費は総額 25,228,800 円で補助金割合は 89.7%、事業費は総額 14,974,440 円で補助金割合は 73.9%である。

ウ 協会がこれまで実施してきた事業は、(ア)市からの補助事業としての人権問題に関する地域啓発事業、(イ)市からの委託事業としての人権問題市民啓発映面上映業務等、(ウ)自主事業としての各種団体への人権啓発事業協力・助成の3種類がある。また、この3事業とは別に、令和2年4月から指定管

理事業（市立地域総合センター南武庫之荘）を行っている。

エ 協会の中期経営計画（平成30年度から令和2年度まで）では、当初は財政基盤強化策として「補助金から委託料への転換」が提示されていたが、総括時には、「市からの委託事業を協会の自主事業とし、補助金で実施するなど市と協議する必要がある」「市の委託事業を協会の自主事業へ転換するなどの検討が必要」と方針が変更されるなど混乱がみられ、市としても、協会に委託する事業（実施主体は市）と協会を補助する事業（実施主体は協会）と協会の自主事業の3つの区分基準と具体的区分について、協会と協議して整理する必要があった。

オ このような状況の中、協会は、令和2年度監査委員監査において、委員措置要求として、(ア)各種の人権啓発事業を効果的かつ効率的に実施するためには、市が実施主体となるのか協会が実施主体となるのか、これまでの実態を含めて検証が必要である、(イ)人件費については、補助事業と委託事業の区分経理がなされておらず、市が委託事業に係る人件費を補助金で交付した場合、外形上、委託料に加えて補助金を二重払いしたことに見え不適切な事務処理になるとして、その是正を求められた。

カ 令和2年度の監査委員監査における前記措置要求は、協会の人件費経理の面からのものであったが、その問題が生じた背景には、市の人権啓発活動における委託事業と補助事業の仕分け基準が不明確であったこと、つまり市と協会の役割分担が明確に意識されてこなかったことがある。

そこで、令和3年度に入り、尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会から「地域における人権啓発を進めるにあたっては、全てを市が担うのではなく、その一部を地域に密着した同和問題をはじめとした人権啓発活動に実績を有する団体が主体となり、地域の声を取り込みながら実施する方が良いことから、公益社団法人尼崎人権啓発協会については、市の施策に基づき人権啓発を行う団体として、その機能を最大限発揮すべきだと考えます。」という意見が出され、これを受けて、市は、現行の委託事業を補助事業に転換する方針を決めた。

この方針決定は、市の役割は「人権施策を策定し推進すること」にあり、協会の役割は「市の施策に基づき人権啓発を行うこと」にある、という基本的な考え方に基づくものである。

ただし、委託事業であれば市の仕様に基づき業務を行うが、補助事業であれば協会に裁量が生じることから補助金の増額が懸念される。また、要綱上、補助対象経費は定められているものの、補助限度額・補助率の定めはないた

め、委託事業を補助事業へ転換するに際しては、運用上の歯止めが必要である
と考える。

今後は、補助事業化された事業が、その目的どおり実施されて成果が上が
っているか、補助金が効果的、効率的に使われているか否かを十分に検証し
ていく必要がある。

(3) 監査の結果及び意見

なし。理由は上記(2)補足説明記載のとおりであり、監査委員監査を受けて、
令和3年度以降問題点の是正が試みられていることから、特に個別の指摘・
意見は述べず、上記補足説明カで今後の方向性を提案するにとどめる。

12 東園田町総合会館建替補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	東園田町総合会館建替補助金		
所管部署	総合政策局 園田地域振興センター 園田地域課		
補助金等の目的・概要	園田地区においては、地域振興センターと地区会館の複合会館が藻川以西に新たに設置されたことにより、藻川と猪名川に囲まれた「島の内」地域にあった地区会館がなくなるので、コミュニティの場を維持するために、東園田総合会館を地区会館の代替として建て替える。		
補助開始年度	令和元年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	尼崎市認可地縁団体東園田町会 (1件)		
補助対象経費	現会館解体撤去費、コミュニティホール増築費(仮交番設置費)、新会館建設に係る必要経費(設計、施工)		
根拠規程等	なし(市長決裁)		
補助金等交付実績 (単位:円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	—	9,795,000	159,019,000
財源	競馬場周辺整備事業負担収入		

(2) 補足説明

ア 市からの補助金 2 億円は集会施設関係事業費から支出されるものであるが、その補助財源は、兵庫県競馬組合(地方自治法上の特別地方公共団体である一部事務組合)から特例として前倒しで受け入れる競馬場周辺整備事業負担収入(上限 2 億円)であり、それを充当している。

イ 尼崎市と兵庫県競馬組合は、昭和 56 年度に、「園田競馬場周辺整備事業に関する覚書」を締結し、競馬場周辺の渋滞対策や住環境改善を目的として、尼崎伊丹線以東・山手幹線以北の道路・公園などの整備を進めており、兵庫県競馬組合は、事業費の 2 分の 1 を負担している。

ウ 補助金の交付方法は、年度ごとかつ工事ごとの概算払いとされている。

エ 建替えについては、当初、

令和元年 10 月～令和 2 年 3 月に設計

令和 2 年 4 月～6 月に旧会館解体

令和2年7月～令和3年3月に新会館建築工事

令和3年3月に竣工・引渡（4月開館）

というスケジュールであったが、設計業務が令和2年3月末までに完了せず、引渡も5月末、7月末と延期されていった。

オ 建替えられた東園田総合会館の維持管理経費は、東園田町会が全額負担することとされている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見30】 補助金額の返還

尼崎市は、交付先である尼崎市認可地縁団体東園田町会（以下、「町会」という。）に対し、このまま建替建物の引き渡しを町会が施工業者から受けられず開館できない状況が長期化した場合は、補助金の返還を求めるべきである。

(理由)

建替え工事のうち旧会館解体撤去工事、コミュニティホール増築（仮交番設置）工事は完了したものの、新会館建設工事については、外見上は、外構工事も含めて完成しているように見えるが（令和4年1月20日現在）、町会は、施工業者から未だに建物の引き渡しを受けておらず、市に対し事業の完了年月日記載欄がある「補助金交付事業実績報告書」を提出していない。施工業者は、追加工事代金の支払いを受けるまで引き渡しを拒否する留置権を主張している。これに対し、町会は「見積り・協議も経ずに、工事完了後に追加工事代金を請求されても支払うことはできない」と主張している。

施工業者と町会の各主張の当否は別として、この補助金交付にあたっては、交付条件が付されており、「交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき」は、市は交付決定の全部又は一部を取り消し、その取消部分について、既に交付した補助金の返還を命じることができるとされている。

補助対象事業のスケジュールは(2)エ記載のとおりであり、完成建物の完成引渡時期を大幅に徒過している。建物が完成していても、町会が引渡しを受けられず、開館できないのであれば、住民は使用することができず、補助金の効果はゼロと評価されることから、補助金支出の根拠・理由がなくなる。

【意見31】 補助金の適正使用の確認

尼崎市は、補助金交付先に対し、補助対象事業が一定期間継続するような場合は、リスクマネジメントの観点から、補助金が適正に使用されているか

の確認を適宜行うべきである。

(理由)

本補助金は、各工事段階に応じて 15 回に分けて合計 2 億円が交付された。その交付にあたっては、町会は、施工業者からその都度「工事管理・施工報告書」の提出を受け、それを添付して市へ補助金交付請求書を提出し、市は補助金を交付しており、概算払いを適正に執行しようとしたことは見てとれる。

しかし、完成間近になって、本件工事に関して、町会と元請工事業者との間で追加工事代金の有無・金額を巡って紛争が発生し、建物の引き渡しを受けられず、使用もできない状態が継続している。

そもそも、建設工事請負契約のような継続的事業への補助は、その履行債務内容が複雑多岐にわたり、履行期間が長くなること等から、紛争発生リスクが高まる。それを予防するためには、予め予想されるリスクとその対応策を検討し、その検討結果をもって、補助金交付先を事前指導し、補助金の支出を期中においても管理する必要がある。書類上の形式的な確認だけでは不十分であるといわざるを得ない。

例えば、建設工事請負を伴う事業を補助する場合、補助金交付先の業務は

- ・ 建築プランの策定
- ・ 設計監理業者の選定（対象業者の資格・実績確認、決定方法等）
- ・ 施工業者の選定（対象業者の資格・実績確認、決定方法等）
- ・ 下請業者の届出（対象業者の資格・実績確認、暴排条項等）
- ・ 工事監理（建築確認申請、出来高確認、近隣対策等）
- ・ 工事竣工（諸検査合格確認等）

などがあり、その各段階において考えられるリスクがある。

現に、町会は、設計監理業者と施工業者は入札や見積合わせで決定したとしているが、決定した業者について、各業務に必要な資格・許可を有していることが書面をもって確認されておらず、工事監理（出来高確認）も工事請負契約調印時の工事内訳書に照合するような形式のものではなかった。市も、町会がこれらの業務を適正に行っているか否かを確認するべきであったところ、その確認が十分ではなかった。補助金額が 2 億円と多額であり、しかもそれを概算払いにするのであれば、補助事業における支出について、市はより深く関与するべきであったと考える。

市としては、補助金交付先が、そのリスクを認識し、予防し、顕在化したリスクに適切に対応することを補助金の交付条件（付款）とし、それが実行され

ているか否かを補助事業継続中に適宜確認する必要がある。

また、このような確認作業は、所管課だけの業務とするのではなく、市行政全体の内部統制、リスクマネジメントのシステムの中に位置付け、実行されるべきと考えることを付言する。

第3 総務局の補助金等に係る監査の結果及び意見

1 職員厚生会補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	職員厚生会補助金		
所管部署	総務局 人事管理部 給与課		
補助金等の目的・概要	職員の福利厚生の上昇を図るため、尼崎市職員の厚生制度に関する条例第4条第2項の規定に基づき、一般財団法人尼崎市職員厚生会が実施する福利厚生事業のうち固有職員1人の人件費を補助するもの。		
補助開始年度	昭和55年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	一般財団法人尼崎市職員厚生会 (1件)		
補助対象経費	一般財団法人尼崎市職員厚生会の固有職員の人件費		
根拠規程等	尼崎市職員の厚生制度に関する条例第4条第2項		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	7,632,000	7,656,000	7,731,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 概要

本補助金は、一般財団法人尼崎市職員厚生会（以下、「厚生会」という。）からの人的支援の要請に基づき派遣している事務局長（元部長級職員）1名の人件費を補助するものである。

イ 沿革

厚生会は、「尼崎市職員の厚生制度に関する条例」に基づき設置された、会員の福祉の増進と福利厚生の実現を図り、もって尼崎市行政の円滑かつ能率的な運営に寄与することを目的として、平成30年に設立された団体である。

尼崎市職員の共済保険に関する各種申請の受付等の手続を、尼崎市からの委託を受けて行っている。

尼崎市職員の福利厚生については、地方公務員法上、地方公共団体がこれを実施しなければならないとされている（同法 42 条）。自治体によっては内部に組織を設けて職員が事務を担当しているケースもあるが、尼崎市では条例により、外部団体を設けてこれに行わせる形で行っている。当初は、財団法人尼崎市職員自治振興会として設立されたが、平成 17 年 4 月に権利能力なき社団である尼崎市職員厚生会となり、平成 30 年 4 月に設立された。

尼崎市は、市との円滑な意見調整などを行うために事務局長として元部長級職員を配置する必要があるとの厚生会からの人的支援の要請に基づき元部長級職員を派遣し、これにかかる人件費の補助を行っている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 32】OB 職員の人件費負担（補助率及び必要性の再検討）

尼崎市は、派遣する職員の元役職及び補助率について、当該職員を派遣する必要性を踏まえて再検討されたい。

(理由)

本補助金は、令和 2 年 12 月 8 日尼崎市給与課長発給第 8080 号通知「令和 3 年度に外郭団体等の役員等に就任する本市の元職員の報酬等に対する補助金等の参考数値の上限額について」（第 3 章第 3 の 2 における「通知 2」－以下本章では「OB 職員報酬通知」という。）に基づき、その金額を定めている。そして、尼崎市は、事務局長として部長級職員を配置する必要があるとの厚生会からの人的支援の要請に基づき元部長級職員を派遣しているため、元部長級職員に対する人件費補助の上限額を補助金として支出している。

しかしながら、厚生会には現在派遣している OB 職員の他に、係長級に昇格した 1 名を含む 2 名のプロパー職員（ともに勤続 15 年目）がいる。尼崎市は、当該プロパー職員では未だ事務局長のポストを担うには能力、経験共に十分とはいえず、将来を見据えた人材育成の観点から、人的支援をすることとしているが、総務局給与課において、当該事務局長ポストについては市の組織における係長級（又は課長補佐）に相当すると考えていることからすれば、そもそも派遣の必要があるか疑問がある。

この点をおいたとしても、係長級（又は課長補佐）に相当すると考えているにもかかわらず、元部長級職員のように人件費上限が高額になる階級の職員

を派遣する必要性があるかが定かではない。尼崎市の説明によると、市との意見調整、折衝をするにあたって、ある程度の階級の職員である必要性があるとのことであるが、その例として挙げられたのは福利厚生事業としての運動会の際に事務局長が各部署を回って説明をすることにより円滑に進んだというものがある。しかし、理事として総務局長や人事管理部長などが兼務している中で、その調整のために元部長級職員でなければならないというのは合理的で説得的なものとはいえない。

また、仮に元部長級職員である必要があったとしても、補助率がその上限額である必要があるかは定かではない。上記通知はあくまでも補助をする際の上限額について定めたものであって、必要最少の補助率とするような折衝が補助金交付団体との間でなされたものとは見受けられず、上限額の補助を行うという前提ありきで決定されているものと思われる。

尼崎市では、プロパー職員が一定の経験を積み、事務局長ポストを担っていけるようになるまで少なくとも4～5年は人的支援を行うことを検討しているようであるが、要請のあった役職について、そもそも人的支援が真に必要なか、また、仮にこれが必要だとしてもその必要とする職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、補助率が適切かについて再度検討されたい。

第4 健康福祉局の補助金等に係る監査の結果及び意見

1 社会福祉事業団補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	社会福祉事業団補助金		
所管部署	健康福祉局 企画管理課		
補助金等の目的・概要	社会福祉事業の推進の図るために運営費（人件費）を補助するもの。		
補助開始年度	平成28年度		
令和2年度の交付先 （交付先の件数）	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団（1件）		
補助対象経費	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団に対して人的支援として推薦するOB職員の報酬額及び社会保険料事業主負担金額		
根拠規程等	なし（方針決裁）		
補助金等交付実績 （単位：円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	14,650,079	14,698,128	14,716,166
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 概要

尼崎市は、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団（以下、単に「事業団」という。）からの要請に基づきOB職員の推薦を行っている。本補助金は、尼崎市が事業団に対して推薦しているOB職員の人件費を補助するものであり、令和2年度は、事業団の理事長及び常務理事の2名分の人件費を補助している。

それぞれの令和2年度の人件費は以下のとおりである。

（単位：円）

役職	金額
理事長	6,192,672
常務理事	8,523,494

イ 沿革

本事業は平成 28 年度が補助開始年度となっているが、沿革としてはさらに以前にさかのぼる。

社会福祉事業団に関しては、「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号・平成 28 年 11 月 11 日最終改定。以下、「基準」という。）があり、「理事長は原則として都道府県知事又は市長とし、民生部（局）長が副理事長又は理事に加わるものとする」、「理事、監事又は評議員には関係都道府県、市の職員が相当数選任されることはやむを得ない」とされているなど、役員に関して通達が出されており、これに基づいて運用されているところである。事業団は、尼崎市の外郭団体として昭和 59 年 4 月 1 日に設立されたものであるが、事業団についても、基準に基づいて尼崎市職員と理事などの役員等の兼務がされていた。

尼崎市は、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革が推し進められる中、事業団がこれまで以上に尼崎市から独立し、尼崎市の支援に依存しない自立経営を進めていく必要があるため、事業団との調整により、平成 28 年度から、理事長と副市長の兼職を止め、事業団専任の理事長をおくこととした。その際、直ちに尼崎市との関連性のない理事長をおくことが難しかったことから事業団からの推薦により OB 職員による支援を行い、間接的に尼崎市から事業団に人件費補助を行うこととした。

ウ 事業団の決算状況

事業団の資金収支計算書によると、事業団の決算状況は以下のとおりであり、毎年度、一定額の黒字となっている（なお、このほかに毎年、一定額の施設整備等積立資産支出を行っているが、割愛する。）。

（単位：円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当期資金収支差額合計	12,612,003	14,775,123	56,081,469
当期末支払資金残高	279,039,565	293,814,688	349,896,157

(3) 監査の結果及び意見

【意見 33】OB 職員の人件費負担（本補助金の必要性）

尼崎市は、事業団の収支が黒字であり、潤沢な資金残高があることを踏まえ、補助金の必要性について再考されたい。

(理由)

事業団は、基準により、「事業団の主たる事業は、都道府県、市が設置した施設の受託経営に限るものとする。」とされている。企画管理課によると、このように事業団の事業の範囲が限定されており、経営基盤が脆弱であることが、本補助金を必要とする理由とのことである。

しかし、上述のとおり、事業団は直近3年度で最低約1200万円以上の資金収支差額を生み出しているだけでなく（このほか毎年度500万円を超える資産積み立てがある。）、資金残高も潤沢に保有している。したがって、本補助金を継続する必要性はないと思われる。

このほか、事業団に対してOB職員を推薦すること自体は、その必要性について監査人として肯定否定し難いものではあるが、本補助金が始まった際の決裁文書を見ても、OB職員推薦の必要性についての記載はあるものの、本補助金によってその人件費を負担することの必要性までも読み取ることはできなかった。

したがって、事業団の収支が黒字であり、潤沢な資金残高があることを踏まえ、補助金の必要性について再考されたい。

【意見 34】OB 職員の人件費負担（補助率）

尼崎市は、事業団の収支が黒字であり、潤沢な資金残高があることを踏まえ、現在、100%としている補助率について再考されたい。

(理由)

本補助金は、前記「OB職員報酬通知」に基づき、その金額を定めている。同通知は、現役職員として在籍していた当時の役職に応じて、例月報酬額及び年間賞与の上限額を定めたものである。

しかし、同通知は、その表題からも明らかなおおりに、補助金支出をする際の「上限額」を定めたものであって、その金額でなければならないとしたものではない。すなわち、個々の補助金交付先団体の財政状況や補助金支出の必要性に応じて、上限額の範囲内で必要最少の補助金とすべきである。

尼崎市としては、令和2年度末時点で349,896,157円の資金残高があるものの、8つの施設、組織を抱える中で、当該資金は運転資金（運営資金）の4か月分程度であり一概には資金が潤沢であるとはいえないとの意見である。この点をどのように評価するかは価値判断の分かれるところとも思えるが、監査人としては、貸借対照表上、純資産が542,113,132円となっていることや各種積立金の額、流動資産の額などに鑑みると、十分な財政的余力があると考え。

したがって、事業団の財政状況からして補助金の必要性は認められず、補助金の必要性を見直すべきである。しかし、仮に補助金の必要性を肯定した場合であっても、事業団に対して本補助金の継続を必要とする場合であっても、補助率については補助金支出の必要性と整合性のある割合を真摯に検討されたい。

2 尼崎市民生児童委員調査等活動補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎市民生児童委員調査等活動補助金		
所管部署	健康福祉局 福祉部 福祉課		
補助金等の目的・概要	尼崎市民生児童委員調査等活動補助金 民生児童委員の活動を促進するとともに、資質の向上を図り、地域福祉の増進を図ること		
補助開始年度	平成21年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	尼崎市民生児童委員調査等活動補助金 (6件)		
補助対象経費	尼崎市民生児童委員調査等活動補助金交付要綱第4条 (1) 民生児童委員の活動費用弁償に要する経費 (2) 民生児童委員の研修及び社会調査等に要する経費 その他民生児童委員の活動に必要な経費		
根拠規程等	尼崎市民生児童委員調査等活動補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度 75,382,165	平成30年度 75,382,165	平成30年度 75,382,165
財源	尼崎市民生児童委員調査等活動補助金		

(2) 補足説明

民生児童委員及び主任児童委員の活動費用弁償に要する経費等を補助するものであり、尼崎市民生児童委員調査等活動補助金交付要綱が定められている。

民生児童委員の活動に伴う実費弁償費として、一人当たり 92,220 円を交付している（うち 60,200 円は地方交付税措置がされ、これに市独自で 32,020 円の上乗せをした金額）。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 35】 補助金額の適正（活動に支障のない経費の調査）

民生児童委員調査等活動費補助金については、一定の単価の実費弁償費が支給されているが、実際に要している実費の額との乖離がないか、具体的に調査をしたうえで実費弁償費の額を検討されたい。

(理由)

民生委員は、法律上、給与を支給しないものとされ（民生委員法第 10 条）、かつては名誉職とされていた。中核市では、170～360 世帯ごとに 1 人の配置基準が定められており、尼崎市では、857 人が定員となっている（令和 3 年 4 月 1 日時点）。しかし、同日時点での民生委員数は 799 人となっており、定員に満たないだけでなく、近年は減少傾向にある。このようななり手不足の傾向は全国的にも指摘されており、民生委員の負担軽減なども制度的課題となっている。

尼崎市では、民生委員の調査等活動費補助金として年額 9 万 2,220 円を交付しているが、その算定根拠は明確ではない。実費弁償費の額が実際に要している実費の額を上回る場合もさることながら、これを下回っている場合は、民生委員に必要以上の負担をかけていることとなり、なり手不足を助長するおそれがある。

については、活動に支障が生じない経費の額について十分調査をしたうえで、活動に必要な額と著しい乖離のない額の補助金を交付されたい。

3 高齢者乗合自動車運賃助成

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	高齢者乗合自動車運賃助成		
所管部署	健康福祉局 福祉部 福祉課		
補助金等の目的・概要	高齢者に対し、バスの運賃の一部を助成することにより、高齢者の社会参加を支援し、もってその福祉の増進を図る。		
補助開始年度	平成28年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	70歳に達する日の翌日の属する月の初日以後にある者で引き続き1年以上本市内に住所を有する者 (45、855件)		
補助対象経費	運賃		
根拠規程等	尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例 尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例施行規則		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	358, 118, 435	366, 070, 401	315, 481, 166
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 概要

70歳に達する日の翌日の属する月の初日以後にある者で引き続き1年以上尼崎市内に住所を有する者に対して、阪神バス株式会社（以下、「阪神バス」という。）が運行する路線バスの運賃の一部を助成するものである。

運賃助成を受けようとする者は、申請により、高齢者定期購入助成券（以下、「定期助成券」という。）又は高齢者バス運賃乗車払カード（以下、「乗車払カード」という。）のいずれか一方の交付を受け、定期助成券の交付を受けた者はこれを使用して助成対象定期乗車券を購入する。尼崎市は、定期助成券又は乗車払カードの使用実績に応じて、助成額を阪神バスに支払っている。

イ 助成額

(ア) 定期助成券

- ① 尼崎市介護保険条例第5条第1号に該当する受給資格者 36,830 円
- ② 尼崎市介護保険条例第5条第2号又は第3号に該当する受給資格者
33,450 円
- ③ ①及び②に掲げる受給資格者以外の受給資格者 25,000 円

(単位：円)

定期区分	バス所得段階	所得区分	助成額	自己負担額
半年 (22,000円)	低所得1	第1段階	18,370	3,630
	低所得2	第2段階～第3段階	16,700	5,300
	一般	第4段階以上	12,500	9,500
一年 (41,900円)	低所得1	第1段階	36,830	5,070
	低所得2	第2段階～第3段階	33,450	8,450
	一般	第4段階以上	25,000	16,900

(イ) 乗車払カード

- ① 1乗車につき 100 円
- ② 助成対象1日乗車券を購入する場合 販売金額の2分の1に相当する額(10円未満切り捨て)

ウ 交付枚数

(単位：枚)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
乗車払カード	37,310	37,914	37,702
1年定期券	7,825	7,962	7,129
半年定期券	1,142	1,151	1,024
交付枚数合計	46,277	47,027	45,855

(3) 監査の結果及び意見

【意見36】助成金の効果測定とデータの活用

尼崎市は、本助成金の成果につき、交付枚数とともに様々なデータ等を活用しつつ多角的に検証されたい。

(理由)

尼崎市は、本助成金の事業成果について、毎年度3月末時点での乗車払カード及び定期券の交付枚数を目標指標として成果の検証を行っている。確かに、交付枚数は本助成金の目的とする高齢者の社会参加の促進を図る指標の一つとはいえる。しかし、交付枚数が直ちに社会参加、すなわち路線バスの利

用に結びつくものではなく、実際の利用回数、利用状況など、より直接的な指標も用いて成果を検証する必要がある。

また、高齢者の社会参加の促進が究極的に目的とするところ、いわば本事業の正当性を基礎づける根拠は、高齢者の社会参加がフレイル予防につながることにあり、監査人としては考える。また、そのような観点から目的ではないとしても、市民に対する説明として、そのような観点からの効果検証も必要である。さらに、本事業の利用者個人の乗車状況に関するデータを活用して、効果的な介護予防指導、より多くの利用促進に結び付けるなど、本助成金の効果を最大限引き出す工夫も考えられる。

については、本助成金の成果を多角的な指標を用いて検証したうえで、利用状況に関するデータを活用し、本助成金の効果を最大化する取組みを検討されたい。

4 地域福祉推進事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	①尼崎市地域福祉推進事業補助金 ②尼崎市地域福祉啓発事業補助金		
所管部署	健康福祉局 福祉部 福祉課		
補助金等の目的・概要	あまがさきし地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が地域福祉の推進に取り組む事業経費を補助することにより、地域福祉の推進を図ること		
補助開始年度	①平成23年度 ②平成27年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	①社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 (1件) ②社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 (1件)		
補助対象経費	後掲のとおり		
根拠規程等	①尼崎市地域福祉推進事業補助金交付要綱 ②尼崎市地域福祉啓発事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度 37,770,000	令和元年度 37,752,000	令和2年度 37,636,000
財源	国、尼崎市		

(2) 補足説明

ア 補助対象経費

尼崎市地域福祉推進事業の補助対象事業及び補助対象経費は以下のとおりである（要綱別表）。

項目	内容	補助対象経費
地域福祉活動専門員の配置	市社協が配置する地域福祉のコーディネート機能を有する専門職の person 費を助成する。	人件費
地域福祉活動普及啓発	市社協が行う既に見守り活動などの地域福祉活動を実践している方を対象として、市内各地域での取り組み事例や市外の先進事例などを学び、それぞれの活動を更に推進・発展するための講演会の経費を助成する。	講演会実施にかかる経費
	市社協が見守り活動などの地域福祉活動を実践している地域を対象に、地域課題を参加者が共有し、活動を更に推進・発展するための研修経費等を助成する。	地域福祉活動(地域福祉会議・(仮称)地域福祉ネットワーク会議を含む)の研修等の実施にかかる経費
地域福祉活動の調査研究	地域福祉活動を推進する地域福祉活動専門員のコミュニティソーシャルワーク機能を高めるため、地域福祉活動をテーマにした研修会等への参加や、学識経験者等から指導・助言を得るために要する経費を助成する。	研修・フォーラム等参加経費及び学識経験者等の謝礼
	専門機関のネットワークを強化するため、地域福祉活動専門員が中心となり地域包括支援センターやNPOなどの各種支援機関、市外のコミュニティソーシャルワーカー等との意見交換の場を設定ための経費を助成する。	専門機関ネットワーク会議及び研究会等開催にかかる経費
	地域福祉活動専門員の人材育成のための専門書籍等を購入するための経費を助成する。	書籍等購入経費
	地域福祉マップ、地域福祉カルテの作成及び地域福祉活動を推進するためのガイドブックを作成するための経費を助成する。	地域福祉マップ、地域福祉カルテ及びガイドブック作成等経費

尼崎市地域福祉啓発事業の補助対象事業及び補助対象経費は以下のとおりである（要綱別表）。

項目	内容	補助対象経費
地域福祉啓発事業	市社協が地域の様々な団体が行う地域福祉活動の啓発、担い手の育成等にかかる助成経費	市社協が地域の様々な団体が行う地域福祉活動の啓発、担い手の育成等にかかる助成経費 ただし、次に掲げるものは補助対象とする事業及び経費から除く。 1 単なる娯楽事業（例：親睦会や旅行、忘年会等）及びそれらに供する旅費、飲食費 2 その他、社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの

イ 各補助金の内訳

① 地域福祉活動専門員の配置（尼崎市地域福祉推進事業補助金）

市社協に対し、市民に対する地域福祉活動の理解促進に向けた啓発や地域福祉のネットワークの形成に向けた支援、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員 6 人の配置にかかる経費を補助する。直近 3 年度の推移は以下のとおりである。

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
36,398,000	36,398,000	36,398,000

② 尼崎市地域福祉啓発事業補助金

市社協が行う、地域の様々な団体が自主的に行う地域福祉活動についての理解を深めるための研修会等の実施や地域福祉活動の周知、参加促進活動に対しての助成経費を補助する。

直近 3 年度の推移は以下のとおりである。

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1,372,000	1,354,000	1,238,000

(3) 監査の結果及び意見

【意見 37】 交付対象団体の拡大

尼崎市は、本補助金の交付対象団体について、市社協に限定せず、広く募られたい。

(理由)

本事業の目的は、要綱上、「地域福祉の推進を図ること」とされているが、かかる業務は市の本来的業務である。本補助金は、その手段として、市社協が地域福祉活動専門員の配置をすることを補助するものであり、交付対象団体が市社協に限定されている。

しかし、業務内容からして、これまでの経緯や実績を除けば、市社協でなければ行えないという事情はなく、地域福祉に貢献する他の団体でも同様の地域福祉推進活動を行うことは可能である。そのため、市社協のみを交付対象とすることは、他の団体との公平性を欠く。

については、市社協以外にも本補助金の交付対象団体に加えたいうえで、広く募られたい。

【意見 38】 補助金額の妥当性

尼崎市は、本補助金について、補助金額の妥当性について十分検討されたい。

(理由)

本補助金は、交付対象団体が市社協に限定されているうえ、補助率が限定されていないため、予算の限り、必要経費の全額が補助金として補てんされているのが現状である。尼崎市は、当初、必要となる人件費を検討したうえで本補助金の額を設定しているが、それ以降は据え置かれているうえ、交付対象団体が市社協に限定されているため、外部の事業者が自主的に行う事業に対する補助金の額としての妥当性について、十分な検証がされているか疑問がある。

したがって、補助率や限度を定めるなどして、市において適切に事業経費の統制、補助金額の妥当性の確保を図るべきである。

5 ボランティアセンター事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎市ボランティアセンター事業補助金		
所管部署	健康福祉局 福祉部 福祉課		
補助金等の目的・概要	あまがさきし地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が地域福祉の推進に取り組む事業経費を補助することにより、地域福祉の推進を図ること		
補助開始年度	平成27年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 (1件)		
補助対象経費	後掲のとおり		
根拠規程等	尼崎市ボランティアセンター事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	16,747,000	16,747,000	16,747,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 補助対象経費

本補助金の補助対象事業及び補助対象経費は以下のとおりである（要綱別表）。

項目	内容	補助対象経費
ボランティア活動普及・啓発事業	市社協がボランティアセンターを円滑に運営するための経費	人件費 事業費
	市社協が市民への福祉意識の啓発を行うために実施するボランティア講座等にかかる経費	講座等の実施にかかる経費（飲食にかかる経費を除く）
ボランティアグループ活動助成事業	市社協が助成するボランティアグループの活動に要する経費	ボランティアグループの活動に係る経費。 ただし、次に掲げるものは補助対象とする事業及び経費から除く。1 単なる娯楽事業（例：親睦会や旅行、忘年会等）及びそれらに供する旅費、飲食費 2 その他、社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの

イ 各補助金の内訳

(ア) ボランティア活動普及・啓発事業

① 人件費

市社協がボランティアセンターを円滑に運営するための人件費（ボランティアセンター所長を務める係長級職員1名と一般職員1名、アルバイト1名分）

（単位：円）

平成30年度	令和元年度	令和2年度
12,408,000	12,408,000	12,408,000

② 事業費

市社協がボランティアセンターを円滑に運営するための運営経費

（単位：円）

平成30年度	令和元年度	令和2年度
613,000	613,000	613,000

③ 活動普及啓発事業費

市社協が市民への福祉意識の啓発を行うために実施するボランティア講座等にかかる経費

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
936,000	936,000	936,000

④ グループ活動助成金

市社協が助成するボランティアグループの活動に要する経費

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
2,790,000	2,790,000	2,687,882

(3) 監査の結果及び意見

【意見 39】 目的の設定

尼崎市は、本補助金の要綱において適切な目的を設定されたい。

(理由)

要綱第 2 条によると、本補助金の目的は、「社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が地域福祉の推進に取り組む事業経費を補助することにより、地域福祉の推進を図ること」とされている。しかし、本補助金は、単に市社協の活動を補助することが目的なのではなく、ボランティア活動の促進と発展等にあると思われる。市社協は、かかるボランティア活動の促進と発展等のための媒体の一つにすぎず、市社協の活動を補助することそのものが目的ではない。すなわち、現在、要綱で設定されている目的は、本来の目的と手段が逆転しており、市社協に補助をすること自体が目的化しているきらいがある。

要綱で定める目的は確かに理念的なものではあるが、補助金はその目的に沿ったものかを判断し、その目的にかなった効果が得られているかを検証し改善に結び付ける際の重要な指標となる重要なものである。

については、改めて、本補助金によって何を実現したいのかを明確に定められたい。

【意見 40】 補助金の効果測定

尼崎市は、本補助金について、適切な成果指標、効果指標を設定したうえで、事業評価をされたい。

(理由)

尼崎市は、本補助金について、事務事業名「社会福祉関係団体補助金」としたうえで、他の補助金と一括して事務事業シートを作成している。そして、目標指標として、「尼崎市社会福祉協議会（ボランティアセンター）による相談受付及びコーディネート件数」を設定し、事業成果の点検を行っている。

しかし、【意見 38】で述べたように、市社協への補助金支出はあくまで手段であって目的ではない。現在設定されている目標指標は、本来の目的から導き出されたものとは思われない指標であって不適切であり、そのため、効果検証自体も適切ではない。本補助金の目標指標を適切に設定したうえで（ボランティア団体数、会員数、活動数など）、事業評価をされたい。

【意見 41】 交付対象団体の拡大

尼崎市は、本補助金の交付対象団体について、市社協に限定せず、広く募られたい。

(理由)

本事業の目的は、要綱上、「地域福祉の推進を図ること」とされているが、かかる業務は市の本来の業務である。本補助金は、その手段として、市社協が地域福祉活動専門員の配置をすることを補助するものであり、交付対象団体が市社協に限定されている。

しかし、業務内容からして、これまでの経緯や実績を除けば、市社協でなければ行えないという事情はなく、地域福祉に貢献する他の団体でも同様の地域福祉推進活動を行うことは可能である。そのため、市社協のみを交付対象とすることは、他の団体との公平性を欠く。

については、市社協以外も本補助金の交付対象団体に加えたうえで、広く募られたい。

【意見 42】 補助金額の妥当性

尼崎市は、補助金額の妥当性について十分検討されたい。

(理由)

本補助金は、交付対象団体が市社協に限定されているうえ、補助率が限定されていないため、予算の限り、必要経費の全額が補助金として補てんされ

ているのが現状である。尼崎市は、当初、必要となる人件費を検討したうえで本補助金の額を設定しているが、それ以降は据え置かれているうえ、交付対象団体が市社協に限定されているため、外部の事業者が自主的に行う事業に対する補助金の額としての妥当性について、十分な検証がされているか疑問がある。

したがって、補助率や限度を定めるなどして、市において適切に事業経費の統制、補助金額の妥当性の確保を図るべきである。

6 社会福祉協議会マネジメントアドバイザー設置事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	社会福祉協議会マネジメントアドバイザー設置事業補助金		
所管部署	健康福祉局 福祉部 福祉課		
補助金等の目的・概要	あまがさきし地域福祉計画に基づき、尼崎市社会福祉協議会を中心とした、地域住民や地域の団体、事業者等といった多くの主体が参画し、連携・協働する体制づくりを本市とともに推進する。本事業は、地域福祉全般に精通した学識経験者を市社協のマネジメントアドバイザーとして招聘し、市社協の運営等に係る理事会や事務局への助言を行うことで、本市の地域福祉計画のより一層の推進を図ることを目的とする。		
補助開始年度	平成26年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 (1件)		
補助対象経費	市社協が地域福祉全般に精通した学識経験者をマネジメントアドバイザーとして招聘する経費		
根拠規程等	尼崎市社会福祉法人助成条例		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1,269,000	648,000	0
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

マネジメントアドバイザー招聘経費の単価は、大学教授、医師、弁護士、民間企業役員等を講師として招く場合の講師謝礼に準じて、1 時間 9,000 円とされている。

令和 2 年度は COVID-19 の影響で活動がなかったため、支出されていない。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 43】 補助金の必要性のチェック

尼崎市は、本補助金について、アドバイザーを招く必要性について再考されたい。

(理由)

本補助金は、アドバイザーに対して、専門家を招く際の費用として、1 時間につき、9,000 円の費用を投じており、これまでの 6 年間に合計 5,697,000 円の費用を投じている。しかし、専ら職員の能力向上であれば、他の補助金によって研修費を支出しているはずであり、内容として重複する。また、特定の課題についてアドバイザーを必要としたのであれば、それによる課題に対する効果を検証したうえで、徐々にその必要性が低減していくはずである。恒常的に必要な専門家であれば、市社協自らがその費用負担において理事役員などとして招聘すべきである。

また、本補助金は、尼崎市社会福祉法人助成条例第 2 条の規定に基づいて交付されているが、同条項は市社協のみではなく広く社会福祉法人全般を対象としているものであって、市社協のみに交付することの公平性についても疑義がある。

したがって、本補助金の必要性について再考されたい。

【意見 44】 交付要綱の策定

尼崎市は、本補助金について、要綱を定められたい。

(理由)

本補助金については、要綱が定められておらず、「市長は、市長の指定する事業を行なう社会福祉法人(中略)に対し、予算の範囲内において、補助金を支出(中略)できる。」とする尼崎市社会福祉法人助成条例第 2 条の規定のみによって交付されている。そのため、その手続きはおろか、補助金の目的や補

助対象軽費、補助金の額などが明確に定められていない（補助金の目的は、内部決裁文書に記載されているのみである。）。

しかし、補助金の透明性を高め、統制をするためにも、事業目的を明記したうえで、要綱を定められたい。

その際、複数の社会福祉法人がある中で市社協のみに対して専門家を招聘する費用を捻出することは公平性の観点から疑義があるため、支出費用の上限を設定の上、市社協以外も利用可能な制度とすべきである。また、目的に対して一定の効果が得られ、課題が解決するはずであることを考えると、一定の補助対象期間を定めるべきである。

【意見 45】 補助金の効果測定

尼崎市は、本補助金について、必要性があると判断される場合は、目的に即して効果を検証されたい。

(理由)

上記のとおり、監査人としては本補助金についてそもそもその必要性について疑問をもっているところである。そのうえで、なお本補助金を必要と判断するのであれば、目的に即した効果検証をされたい。

7 尼崎市地区民生委員児童委員協議会関係業務補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎市地区民生委員児童委員協議会関係業務補助金		
所管部署	健康福祉局 福祉部 福祉課		
補助金等の目的・概要	民生委員・児童委員関係業務を行う尼崎市社会福祉協議会に対し、市長が補助を行うことにより、尼崎市内の民生児童委員活動を支援するとともに、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。		
補助開始年度	平成29年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 (1件)		
補助対象経費	民生児童委員関係業務に取り組む市社協の職員に係る人件費の一部		
根拠規程等	尼崎市地区民生委員児童委員協議会関係業務補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	30,318,000	30,318,000	30,318,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

尼崎市では、市内の6つの地域ごとに地区民生委員・児童委員協議会（地区民協）があり、以前は、尼崎市職員（係長）が各地区民協の事務局を務めていた。本補助金は、当該事務局を、市社協に6つある支部社協が務めることとなったことから、当該職員（支部社協の各事務局長）の人件費（6名分）の一部を補助するものである。

補助金の額は、尼崎市が当該業務を行っていた時の人件費に相当する額としている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見46】補助金額の相当性のチェック

尼崎市は、本補助金について、金額の妥当性が確保されるように検討されたい。

(理由)

本補助金は、民生委員協議会の規約において、地区民協の事務局を市社協支部事務局とするよう定められていることから、尼崎市の判断によって市社協以外に事務を移管したり、委託したりすることはできないとのことである。

しかしながら、要綱上、補助率が限定されていないため、予算の限り、必要経費の全額が補助金として補てんされているのが現状であり、補助額について適切な統制が働いていない。

については、実際の業務内容の複雑さや量などに応じて、補助率や限度を定めるなどして、市において適切に事業経費の統制、金額の妥当性の確保を図るべきである。

8 地域高齢者福祉活動推進事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎市地域高齢者福祉活動推進事業補助金		
所管部署	健康福祉局 福祉部 福祉課		
補助金等の目的・概要	あまがさきし地域福祉計画の基本理念の実現に向けて社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が行う、高齢者の生きがいを促進するとともに、広く市民が高齢者福祉に関心を持って理解を深め、もって自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を推進するといった地域福祉の推進に取り組む事業経費を補助することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。		
補助開始年度	平成22年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 (1件)		
補助対象経費	尼崎市地域高齢者福祉活動推進事業補助金交付要綱第4条		
根拠規程等	尼崎市地域高齢者福祉活動推進事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	46,631,000	45,720,593	40,303,062
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 概要

本補助金は、市民活動団体等が行う次項に定める対象事業に対して市社協が行う助成に対する補助事業である。すなわち、本補助金の交付対象は市社協ではあるが対象事業について、市社協を通じて対象事業に対して助成している形となっている。

イ 対象事業

本事業が対象とする、市民活動団体等が行う対象事業は以下のとおりである（要綱第3条）。

1 一般事業

高齢者が参画する次の(1)から(4)の1つ以上を行う事業とする。

(1) 地域における安全安心活動

- ア 高齢者福祉に関する情報収集
- イ その他安全安心に資する事業

(2) 高齢者の引きこもり防止又は解消活動

- ア 地域への参加促進
- イ 健康・生きがいをづくり

(3) 高齢者が参画する地域住民交流事業

- ア 地域における高齢者福祉ネットワーク構築
- イ 住民交流事業

(4) 高齢者が参画する学習教養・敬愛事業

- ア 学習教養事業
- イ 敬愛活動・友愛訪問

2 地域高齢者ふれあい活動事業

家に閉じこもりがちな高齢者、虚弱高齢者又は軽度の認知症高齢者等、5人以上に対して昼食の提供や養護等の福祉活動とし、週1回以上の基本事業（必須）に付帯して1つ以上の選択事業を行うものとする。

(1) 基本事業

- ア 昼食の提供
- イ 安否確認
- ウ 昼食をはさんで概ね5時間以上、地域の高齢者の養護

(2) 選択事業

- ア 地域イベント等交流事業の実施
- イ 話し相手、買物代行等地域見守り活動の実施

- ウ 家事援助、外出介助、送迎、入浴等日常生活支援活動の実施
- エ 地域情報誌の発行等情報提供活動の実施
- オ 公的機関等と連携した介護相談や健康相談の実施

ウ 対象団体と交付実績

対象団体は、尼崎市自治のまちづくり条例(平成28年尼崎市条例第51号)第2条1項5号に規定する市民活動団体等をいうとされている。

同号は、市民活動団体等について、以下のとおり定めている。

条例第2条

- (5) 市民活動団体等 市民活動団体等本市の区域内において、公共の利益又は社会貢献を目的とした活動（以下「活動」という。）に取り組む個人及び法人その他の団体（営利を目的とするものを除く。）をいう。

同条例の逐条解説によると、市民活動団体等については、以下のように説明されている。

【説明】

活動に取り組む団体としては、以前から広く公益的な活動を担ってきた社会福祉協議会をはじめ、多様な地縁型市民活動団体があるほか、特定の公益目的をもって活動しているボランティア団体やNPO法人（特定非営利活動法人）などのテーマ型市民活動団体があります。

しかしながら、市社協が実際に交付を行っている団体は市社協の構成団体である社会福祉連絡協議会（連協）及び単位福祉協会（単組）のみであり、市社協の外部団体に交付された実績はない。

エ 補助金の内訳

市社協に対して交付される本補助金の予算編成の内訳は以下のとおりである。

① 一般事業

均等割り 5,000円×606協会=3,030,000円

地区割り 39,376,000円-3,030,000円=36,346,000円

② 地域高齢者ふれあい活動事業

650,000円×7グループ=4,550,000円

③ 事業実施に係る社会福祉協議会人件費相当

2,705,000円×1式=2,705,000円

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果1】対象団体

尼崎市は、本補助金の対象団体を市社協組織内の団体（支部社協、社会福祉連絡協議会〔連協〕及び単位福祉協会〔単組〕）に限定せず、広く助成されたい。

(理由)

要綱上、本補助金は、尼崎市自治のまちづくり条例で定める市民活動団体等が行う定める対象事業に対して市社協が助成することとなっている。同条例で定める市民活動団体は、同条例及び逐条解説が定めるとおり、市社協組織内の団体（支部社協、連協、単組）には限られていない。

しかし、これまでに、市社協が市社協組織内の団体以外に交付された実績はない。また、予算編成においても、市社協の単組に対して均等割りをしたうえで、地区割りとして連協全体に予算を割り付けている。この点、予算編成は前年度の実績を踏襲しているためであって、交付団体を限定する趣旨ではないというのが尼崎市担当者の説明であるが、これまでに市社協組織外の団体に交付するような活動が行われてきたという事実はなく、市社協の組織構成をもとにした予算組をすることは特異であることを付言する。

このように対象団体を市社協組織内の団体に事実上限定していることは要綱及び尼崎市自治のまちづくり条例に整合しないため、この点を改め、広く市民活動団体等に周知し、対して助成するよう市社協と調整されたい。

【意見47】予算編成及び交付対象

尼崎市は、本補助金の対象団体が、事実上、市社協組織内の団体に限定されているため、補助金のあり方を再考されたい。

(理由)

上記のとおり、本補助金の交付団体は、一見、市民活動団体等全般に対する補助金となっているが、実際には市社協組織内の団体に対する補助金となっている。また、予算編成においても、一般事業について、均等割り及び地区割りをを用いて積算されているように見えるが、地区割りは、固定の金額から均

等割りを控除して算出されており、つまるところ、一般事業に対する補助金として一定の金額を捻出することが所与のものとなっている。すなわち、市社協及びその構成団体という特定の団体に一定の活動費の助成を行っているにほかならず、他の市民活動団体等との間で不公平が生じている。

本補助金が目的としているところは、あまがさきし地域福祉計画の基本理念の実現のため高齢者の生きがいを促進し、市民が高齢者福祉に関心をもって理解を深め、自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を推進する地域福祉の推進を図ることにあるが、かかる目的の担い手が市社協に限られるものではない。自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を推進するためには、特定の団体に限らず、多種多様な市民や団体がそれぞれの創意工夫のもと活動し、発展していくこと、行政がかかる活動を促進することが必要である。

したがって、本補助金が究極的に目的とするところに立ち返り、交付対象を見直したうえで、予算編成も含めて、適切な補助金のあり方を検討されたい。

(補足) 市社協に対する補助金についての総括的意見

尼崎市から市社協に対して交付されている補助金は以上のとおりであるが、各補助金のうち、あまがさきし地域福祉計画の推進や地域コミュニティの形成という同種の目的のもと、各事業にかかる人件費を補助対象経費とするものが含まれており、補助金の重複が生じていると思われるため、以下に総括的意見を記載する。

【意見 48】 市社協に対する補助金の横断的視点からの見直し

尼崎市は、市社協に対する補助金について、その目的や事業内容、補助対象経費が重複していると思われるため、横断的に見直されたい。

(理由)

上記のとおり、市社協に対する補助金は極めて多岐、かつ多額に上っている。細かな文言の相違を捨象すれば、その多くは「社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会に補助することにより地域福祉の推進を図ること」であり、目的を共通にしているものも多い。また、内容としても各事業に関する事務局機能やコーディネートを行うための人件費相当額、運営費を補助するものである。すなわち、市から市社協に対しては、地域福祉の推進という名の下において定められる様々な事業

を通じて、同様の役割を担うべき人件費、運営費相当額の補助がなされている。

これらに求められる人財、能力は重複する部分も多いと思われ、集約することによってコストダウンすることができる可能性がある。については、市社協に対する補助金の目的や内容を横断的に見直し、補助金額を全体として減少させる工夫をされたい。

9 住宅改造費助成金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	住宅改造費助成金		
所管部署	健康福祉局 福祉部 高齢介護課		
補助金等の目的・概要	身体の機能の低下した高齢者又は障害者が居住する住宅について、それらの者の身体状況に配慮した住宅改造を行うために必要となる費用の全部又は一部を助成することにより、それらの者の福祉の増進に資すること		
補助開始年度	平成7年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	身体の機能の低下した高齢者又は障害者 (82件)		
補助対象経費	住宅改造に要する費用		
根拠規程等	尼崎市住宅改造費助成事業実施要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度 20,886,000	令和元年度 30,275,000	令和2年度 38,214,000
財源	県、尼崎市		

(2) 補足説明

ア 申請手続

本助成金の申請手続は以下のとおりである。

(ア) 申請書の提出

申請者は、住宅改造に着手する前に、住宅改造費助成申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとされている（要綱第6条第1項）。

- ① 対象世帯に属する者全員の住民票の写し又はこれに代わるべき書類
- ② 第2条第1項第1号に該当する者が属する世帯にあっては、当該者が要介護認定若しくは要支援認定を受けていることを証する書類又は当該者

がこれに相当すると尼崎市福祉事務所長が認めていることを証する書類

- ③ 第2条第1項第2号又は第3号に該当する者が属する世帯にあつては、身体障害者手帳又は療育手帳の写し
- ④ 難病住宅改修の対象である者が属する世帯にあつては、特定疾患医療受給者証等の写し
- ⑤ 対象住宅及びその敷地が対象世帯の所有に係ることを証する書類又は第4条第1項の規定により得た書面
- ⑥ 対象世帯の生計中心者（対象世帯において最も所得のあるものいう。）の前年分（1月から9月までに申請する場合は前々年分）の所得税額を証明する書類及びこれが非課税の場合にあつては、当該年度分（4月から9月までに申請する場合にあつては、前年度分）の市民税額を証明する書類
- ⑦ 住宅改造に係る計画書及び見積書
- ⑧ 対象住宅が戸建て住宅であるときは、当該対象住宅が要診断住宅でないことを証する書類又は耐震診断を申し込んだことを証する書類

(イ) 申請書の調査

市長は、前項の申請を受理したときは、速やかに当該申請について必要な調査を行うものとされている（要綱第6条第2項）。

尼崎市は、申請書の調査を社協に委託しており、社協が一次的に不備を確認した後、高齢介護課に回付され、同課でも確認を行っている。

ウ 助成決定

調査の結果、要件を満たしている場合は助成決定がされる。

エ 助成金の交付

助成決定を受けた申請者は、住宅改造の完了後速やかに工事完了届を、市長に提出し、尼崎市において住宅改造工事の完了確認を行った後、助成額の決定を行ったうえで、助成金を交付する。通常、助成金申請の手続きは、当該工事業者が代行しており、助成金は当該工事業者に代理支払されている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 49】申請書類の簡素化

尼崎市は、マイナンバー制度などを有効活用し、申請書類の簡素化を検討されたい。

(理由)

本助成金の申請者は、申請書に住民票の写し又はこれに代わるべき書類をはじめとする各種公的資料を添付しなければならないとされている。しかし、かかる書類は担当課においても閲覧可能な資料が多く、あえて申請者に添付させる必要がない。

また、申請書中には、「資格審査に必要な税務資料の調査をすることを承諾します。」という欄が設けられており、別途署名押印をすることとなっており、担当課では、かかる申請者自身の同意のもと、税関係の資料の閲覧を行った上で要件の該当性を確認しているところである。したがって、課税証明についても、添付の必要性がない。

なお、この点に関する所管課の回答は、「住宅改造費助成事業は、世帯の課税状況によって階層区分（助成率）が異なることから、世帯構成及び世帯員の所得状況を確認する必要がある。申請書にある税務資料の調査の承諾は、世帯の状況等を聞き取り、必要となる税務資料が何であるかを調べることに對して、申請者の同意を取るものである。」とのものであり、同意を取得する理由ではあっても所得証明書の添付の必要性に対する正面からの回答とはなっていない。

現在は、マイナンバー制度の導入によって様々な情報が紐づけられているうへ、申請者の同意を得れば庁内で確認することも可能であるから、添付資料を必要最小限としたうえで手続を簡素化されたい。

10 老人クラブ活動等社会活動促進事業運営助成金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	老人クラブ活動等社会活動促進事業運営助成金		
所管部署	健康福祉局 福祉部 高齢介護課		
補助金等の目的・概要	老人クラブ及び老人クラブ連合会が実施する多様な社会活動に対し助成金を交付することにより、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資すること		
補助開始年度	昭和43年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	市内の老人クラブ及び尼崎市老人クラブ連合会 (298件)		
補助対象経費	老人クラブ等が行う社会奉仕活動、老人教養講座開催等及び健康増進事業等に必要な賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃貸料		
根拠規程等	尼崎市老人クラブ活動等社会活動促進事業運営助成金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	31,599,492	30,966,820	28,461,790
財源	国、県、尼崎市		

(2) 補足説明

ア 老人クラブ及び老人クラブ連合会

(ア) 老人クラブ

老人クラブは、活動が円滑に行える程度の同一小地域内に居住する概ね 60 歳以上の者で組織される、会員数概ね 30 人以上で構成される団体である。老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的としている。

老人クラブの活動費は本助成金の他、会員からの会費によって賄われている。

尼崎市内の老人クラブ数及び会員数の推移は次のとおりである。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
老人クラブ数 (団体)	325	320	298
会員数 (人)	16,705	16,333	14,893

(イ) 老人クラブ連合会

老人クラブ連合会は、尼崎市のすべての老人クラブによって組織される団体である。尼崎市では、市内を6つの地区に分けたうえで、各地区に老人クラブ連絡会を設け、6つの老人クラブ連絡会を束ねる組織として老人クラブ連合会が位置づけられている。

老人クラブ及び兵庫県老人クラブ連合会等と連携し、老人クラブ役員の研修、老人クラブ間の交流等を促進する事業などを行っている。

イ 交付対象事業及び運営助成金の額

本助成金の交付対象事業及び運営助成金の額は以下のとおりである。

運営助成金の区分	運営助成金の額
1 老人クラブ助成事業 (尼崎市老人クラブ運営要領の規定に基づき、市内の老人クラブにより行われる社会活動に対する運営助成金)	3,500円×老人クラブ活動月数
2 老人クラブ活動強化推進事業 (老人クラブ活動強化推進事業運営要領(別紙2)の規定に基づき、市内の老人クラブにより行われる社会活動に対する運営助成金)	(1) 子育て支援活動・地域における見守り活動 3,500円×老人クラブ活動月数 (2) 高齢者自らが行う体操(健康体操等)の実施・普及促進活動 500円×老人クラブ活動月数
3 老人クラブ連合会活動促進事業 (尼崎市老人クラブ連合会運営要領(別紙3)の規定に基づき、尼崎市老人クラブ連合会により行われる社会活動に対する運営助成金)	(1) 175,000円+(65円×老人クラブ連合会加入老人クラブの4月1日現在の会員数) (2) 次に掲げる事業を先駆的又は重点的に実施する場合で市長が必要と認めた額 ① 老人クラブの活動別リーダーの育成事業 ② 女性役員・リーダーの育成事業 ③ 外部からの指導者・協力者の招聘促進事業 ④ 高齢者と他世代との交流促進事業 ⑤ 会員以外の者のクラブ活動への参加促進事業 ⑥ 老人クラブの広報・加入促進事業 ⑦ 高齢者に関する情報提供、相談活動 ⑧ 高齢者相互支援事業 その他、地域の特性を生かしたモデル的な活動促進事業
4 老人クラブによる健康づくり活動支援事業	市長が必要と認めた額

(3) 監査の結果及び意見

【意見 50】 団体数及び加入率増加に向けた取り組み

尼崎市は、老人クラブ数及び加入率を増加させる取り組みを推進されたい。

(理由)

尼崎市では、老人クラブ数 403 団体、会員数 30,000 人を目標値としているが、高齢者数が増加傾向にあるにもかかわらず老人クラブ数及び加入会員数は減少傾向にある。老人クラブの活動が地域福祉活動に貢献し、また高齢者の社会参加の促進がひいては介護予防等に結びつくのであれば促進していくべきであり、減少傾向を食い止め、増加させていく必要がある。

たしかに、定年後の再雇用など社会環境の変化と関連する部分もあると思われるが、地域的、世代的な加入率の相違の有無など、様々な角度から減少の要因を検証していくべきである。

については、団体数及び加入率が減少傾向にある要因について虚心坦懐に多角的な視点で検証し、制度の修正も含めて取組を推進されたい。

【意見 51】 活動の促進

尼崎市は、老人クラブを通じてより多くの会員が活動するよう指導を継続されたい。

(理由)

老人クラブは、1 団体おおむね 30 人以上という要件が定められている。これの企図するところは、一定数の高齢者を集めて交流を促進し、より多くの高齢者に活動してもらうという趣旨と思われる。

しかし、相当数の会員が登録されているものの、各活動への参加率が低い団体もある。

については、各団体の参加率を向上させるよう、指導を継続されたい。

11 産休等代替職員費補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	産休等代替職員費補助金		
所管部署	健康福祉局 福祉部 高齢介護課		
補助金等の目的・概要	民間高齢者福祉施設の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための代替職員を当該民間高齢者福祉施設の長が臨時的に雇用するための諸経費の一部を本市が負担することによって、産休等職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、民間高齢者福祉施設における高齢者の処遇を確保することを目的とする。		
補助開始年度	平成21年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	なし		
補助対象経費	産休等代替職員の賃金		
根拠規程等	産休等代替職員費（民間高齢者福祉施設）補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	0	0	0
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

なし。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 52】補助金の必要性のチェック

尼崎市は、本補助金の利用がされない原因を調査したうえで、利用されやすいように要件の変更を行う、あるいは必要性がないのであれば制度の撤廃を検討されたい。

(理由)

本補助金は、制度としては存在するものの、制度開始以降、一度も利用された実績がない。10年以上にもわたって一度も利用がないということは極めて例外的であり、利用のための要件が厳しい、あえて利用するまでものメリッ

トがない、そもそも周知がされていないなどの、制度を改善すべき理由がある可能性がある。または、そもそもまったくニーズがない可能性も考えられる。したがって、この点を検証したうえで、対応を検討されたい。

毎年度の予算においては、1,000円の単価計上をするにとどめ、申請があった場合に予算措置をすることとしていることもあり、このまま継続することの弊害が大きいというものではない。しかし、制度としてありながら利用されず、それに対して何らの対応がされていないということが適切とはいえないため、あえて意見を述べる次第である。

12 福祉医療事務協力負担金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	福祉医療事務協力負担金		
所管部署	健康福祉局 福祉部 福祉医療課		
補助金等の目的・概要	尼崎市が実施する福祉医療費助成事業の円滑な運営と適正な実施を図るため、交付先に対し、福祉医療事務協力負担金を交付する。		
補助開始年度	平成13年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	一般社団法人尼崎市医師会、一般社団法人尼崎市歯科医師会、一般社団法人尼崎市薬剤師会、一般社団法人兵庫県柔道整復師会尼崎支部 (4件)		
補助対象経費	事務経費の一部		
根拠規程等	福祉医療医師会事務協力負担金交付要綱 福祉医療歯科医師会事務協力負担金交付要綱 福祉医療薬剤師会事務協力負担金交付要綱 福祉医療柔道整復師会事務協力負担金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	5,952,000	5,952,000	5,952,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 本補助金は、尼崎市が尼崎市医師会、同歯科医師会、同薬剤師会及び兵庫県柔道整復師会尼崎支部に対して委託する事業の事務経費について、予算の範囲内でその一部を補助するとするものである。

各事業にかかる事務経費の算出は複雑で、委託する事業毎に、事務経費を算出することは、市職員にとっても、委託をうける各会にとっても負担となるだけでなく、通常業務の妨げとなることも考えること、また、業務の性質上、市の業務ではなく委託といい難いものも含まれていることから、事務経費について、補助金という形式で支出を行うことには、一定の合理性が見られる。

イ 負担する事務経費は、人件費+物件費とされ、人件費については、(給与+福利厚生費)×人工数(給与額については兵庫県産業別賃金を、福利厚生費については、全国平均福利厚生率を用いている)、物件費については、通信運搬費、消耗品費、医師会事務室管理諸経費(光熱水費、燃料費)の実績を踏まえて人件費の10%として算出されている。物件費については、各会の本来業務にかかる費用との区別は困難であり、実費の算定は困難であることから、概数を用いて算出されている。

ウ 前述のように、各委託事業の事務経費について、補助金という形式で支出を行うことには、一定の合理性が見られる。

もっとも、本来的には、委託事業の当否は、事務経費がどの程度かかっているのかについても把握したうえでなされるべきであり、本補助金のような形で、事務経費が別途算出されている場合、この点を見逃しがちとなる。現状、委託と補助の双方を同一の課で事務処理していることなどから、見逃しのような事態にはなっていないものの、事務経費が別途算出されていることを、意識的にフィードバックすることが必要と考える。

(3) 監査の結果及び意見

上記(2)補足説明で述べた事項について留意されれば、特段の指摘・意見はない。

13 重症心身障害者通園事業体制維持補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	重症心身障害者通園事業体制維持補助金		
所管部署	健康福祉局 障害福祉担当 障害福祉政策担当		
補助金等の目的・概要	医療的ケアを要する重症心身障害者が通所利用する兵庫県内の生活介護事業所で、看護職員を加配しているなど一定の要件を満たした場合に、その費用の一部を補助することで、安全かつ継続的なサービスの提供体制を確保するとともに、重症心身障害者の社会参加と福祉の増進を図る。		
補助開始年度	平成29年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	社会福祉法人甲山福祉センター（西宮すなご医療福祉センター）（1件）		
補助対象経費	介護職員の代わりに、看護職員（医療的ケアの担い手）を配置している場合、看護職員と介護職員の雇用に係る人件費の差額（ただし、法定配置を超えて加配した場合の当該超えた常勤換算数の看護職員の人数とする。）		
根拠規程等	尼崎市重症心身障害者通園事業体制維持補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	2,571,000	2,240,000	1,802,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 重度心身障害者が通所する生活介護事業所において、介護職員の代わりに、看護職員（医療的ケアの担い手）を配置している場合、看護職員と介護職員の雇用に係る人件費の差額の一部を補助するものである。一般的に介護職員よりも高額な看護職員の人件費の一部を補助することにより、看護職員の雇用を促進させ、もって、重症心身障害者の社会参加等の増進を図ろうとしたものである。

イ もともとは、国の事業である「重症心身障害児（者）通園事業」（平成15年11月10日障発1110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

ー以下、「旧障害児通園事業」という。)として、国から補助がされていたが、同事業は平成 24 年度から法定化（障害者自立支援法及び児童福祉法のサービスへ移行）されたことに伴い、平成 23 年度で廃止された。本補助金は、前述の国事業の一部を引き継ぎ、実施施設における看護職員の配置水準の確保に資するものである。

ウ 令和元年度と令和 2 年度の交付先は、いずれも社会福祉法人甲山福祉センター（西宮すなご医療福祉センター）の 1 件である。近年この状況が、継続している。尼崎市在住の同施設の延利用者数（日毎の利用者数を 1 年間積算した人数）は、平成 30 年度は 1,464 人、令和元年度は 1,488 人、令和 2 年度は 1,382 人である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 53】補助対象事業者の見直し

尼崎市は、旧障害児通園事業を実施していた兵庫県内の生活介護事業者を補助対象事業者の条件としている点について、見直されたい。

(理由)

要綱第 2 条で、補助の対象となる事業者として、旧障害児通園事業を実施していたことが条件とされているため、新規に交付先となる法人が生じる可能性は極めて低く、補助対象事業者は、事実上、現在交付を受けている 1 法人に限定されることになる。

国の事業の廃止により、国の事業を利用していた事業者が看護職員の加配ができなくなることにより、当該事業所を利用していた重症心身障害者が急激な環境変化を受けないように、本補助金が設けられたというのであれば、既に国の事業廃止から 10 年、本補助金の設置から 5 年を経過しようとしていることも踏まえ、急激な環境変化を避ける対策をとって（例えば、今後 5 年、10 年といった年数をかけて）補助を縮小していくことも考えられる。

一方で、一般的に重度心身障害者が通所する生活介護事業所において、重度心身障害者の社会参加等の増進のために、看護職員の雇用を促進させる必要があるというのであれば、旧障害児通園事業を実施していたことを対象補助事業者の条件とする必要はなく、門戸を広げるべきである。

いずれにしても、現在、本補助金の交付を受けている事業者が 1 法人で、今後新規に交付先となる事業者が現れることもないという状況であるのならば、同様に重度心身障害者が通所する生活介護事業所を運営する事業者との

公平が保たれないと考えることから、補助対象事業者の見直しを求めるものである。

14 グループホーム等新規開設サポート事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	グループホーム等新規開設サポート事業補助金		
所管部署	健康福祉局 障害福祉担当 障害福祉課		
補助金等の目的・概要	「保護者の高齢化」や「親亡き後」の生活を見据えた親元からの自立や入院・入所からの地域生活への移行など、障害者が地域で暮らしていくための基盤整備が重要となっているため、グループホーム等の整備促進を図り、障害者が本人の希望や状況に応じて、身近な地域で安心して暮らせるよう支援する。		
補助開始年度	平成30年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	ヘルスプロダクト株式会社（ホームわんこⅢ）ほか5件		
補助対象経費	備品購入費、住居等の借上げ経費、消防設備の整備経費		
根拠規程等	尼崎市グループホーム等新規開設サポート事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	2,012,000	3,050,000	2,685,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（いわゆる、障害者総合支援法）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居（以下「グループホーム」という。）及び同法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（以下「短期入所事業所」という。グループホームと併せて「グループホーム等」という。）を新規に開設する際に、備品購入費、住居等の借上げ経費、消防設備の整備経費の一部を補助することにより、グループホーム等の開設の促進を図ろうとするものである。

イ 備品購入費の対象となる備品は、グループホーム等の利用者が共同で使用する備品等に限られ、利用者が居室等で個人的に使用する物品は除かれてい

る。また、住居等の借上げ経費とは、グループホーム等を開設するために必要となるアパートや一般住宅等の借り上げ等に要する初期経費を指し、具体的には敷金、礼金、仲介手数料といったものとなるが、保証金的性格の預け金（将来返還されることとなっているもの）については、対象外とされている。

ウ 令和元年度の実績は6事業者6ホーム（定員29人）であり、令和2年度の実績は5事業者6ホーム（定員25人）である。これにより、市内のグループホーム等の総定員数は、令和2年度で497人となった。

なお、令和8年度までに700人とすることを目標として掲げている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見54】補助金の必要性のチェック

尼崎市は、新規開設後のグループホーム等の運用状況についても加味して、継続の必要性を検討されたい。

(理由)

本補助金を活用して、グループホーム等が新規に開設されたとしても、仮に短期間で閉鎖されてしまえば、市内の総定員数は増加せず、障害者の地域における自立生活の促進が期待できないだけでなく、補助した費用に対する効用も、十分ではない。そればかりか、本補助金を活用して、購入される備品は、個人や団体で、流用することができるものも多く、仮にそうした事態が生じれば、本補助金交付の目的にそぐわない。

備品購入費は、多くの場合、家電などの購入費に充てられているが、現在でも、事実上、約1年程度は、経過を観察する運用を行っているほかは、補助事業の完了、すなわち、グループホーム等の新たな開設の完了の確認に止まっており、より効果的に補助金により整備された備品や設備のグループホーム開設後の活用状況が確認されているといえない。補助金がより効果的に利用されているか分析できるように、開設されたグループホーム等が、継続して運用されているか、仮に、短期間で閉鎖されたとすれば、その原因をフィードバックする仕組みを検討すべきである。

15 障害者小規模作業所運営費等補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	障害者小規模作業所運営費等補助金		
所管部署	健康福祉局 障害福祉担当 障害福祉課		
補助金等の目的・概要	在宅の身体障害、知的障害又は精神障害のある者に対し、自宅から通所可能な場所に通わせ、障害の程度に応じた日常生活訓練、軽作業等を継続して実施することにより、障害者の自立を図り、社会参加を促進し、その福祉の向上を図ることを目的として運営する小規模作業所に要する費用の一部を補助する。		
補助開始年度	昭和57年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	NPO法人福祉作業所コスモス他4件		
補助対象経費	人件費、旅費、需用費、役務費、使用料、交通費		
根拠規程等	尼崎市障害者小規模作業所運営費等補助要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	33,601,000	33,504,000	32,793,000
財源	県、尼崎市		

(2) 補足説明

ア 本補助金は、要綱第3条所定の下記の条件を満たす作業所の運営費等の一部を補助するものである。

記

- ① 事業内容は、作業所を利用する障害者（以下、「利用者」という。）の障害の程度、特性、能力に応じた日常生活訓練、軽作業、社会との交流の促進等（以下、「補助事業」という。）を地域の実情に応じて実施するものとする。
- ② 利用者は、学齢を超えた障害者等で、地域において就労機会を得がたい者を対象とする。
- ③ 利用人員は、1日当たりの実利用人員でおおむね5名以上で、かつ、本市に居住する者を1名以上含むものとする。
- ④ 開設日数は、原則として週5日以上とする。
- ⑤ 開設時間は、原則として1日あたり6時間以上とする。

⑥ 指導員は、利用者に対し適切な訓練及び指導を行う能力を有する者を、原則として1名以上配置するものとする。

⑦ 設備は、事業内容の実施及び保健衛生並びに利用者の安全が確保できるように作業指導室、便所、その他必要な設備を有するものとする。

イ 補助金額については、「尼崎市小規模作業所運営費等補助要綱の補助基準について」（以下、「本件細則」という。）に基づき決定されるが、本件細則記載の基準Aは、県の補助金交付要綱に基づいた補助交付額を定めるものであり、基準Bは、市独自の補助交付額を定めるものである。基準Bで考慮される要素は、①事務改善費、②加算事務費、③重度加算費、④借上費、⑤新規開設費、⑥増改築費、⑦移転費である。

補助金額は、本件細則に規定される計算式により算出される基準額と対象経費の実支出額を比較して、いずれか低い方の額とされているので、実支出額を超えて交付されることはない。

ウ 令和2年度の交付の実績としては、5施設で、このうち利用人員が5名である施設は4施設、6名である施設が1施設で、利用者の総人員は26名となる。

(3) 監査の結果及び意見

【意見55】補助金の必要性のチェック

尼崎市は、地域活動支援センター事業補助金と目的が重複しているため、補助継続の必要性について検討されたい。

(理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（いわゆる、障害者総合支援法）第5条第27項に規定される地域活動支援センターに対しても、「尼崎市地域活動支援センター事業補助要綱」に基づき補助金の交付がなされている。ここでいう地域活動支援センターとは、「障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設」とされている。本補助金により補助される作業所は、「障害者（以下、「利用者」という。）の障害の程度、特性、能力に応じた日常生活訓練、軽作業、社会との交流の促進等（以下、「補助事業」という。）を地域の実情に応じて実施する」ものであるところ、その設置目的は、近似するものといえる。

ところで、地域活動支援センターとして補助を受けるためには、法人格を

有する必要があるし、利用人員についても形態に応じて10名以上ないしは20名以上である必要がある。また、地域活動支援センターでは、指導員の人数や指導員のうち、固定数を常勤とすることを要件とされている等、本補助金の対象となる作業所の設置よりも、より安定的なサービスを提供しやすいといえ、利用者である障害者の利便により資するものと推測されるし、補助金における効率はより高いものと考えられる。

一方で、本補助金の交付を受けている5施設のうち、4施設は、補助金交付基準の最低限度である利用人員5名であることに鑑みると、本補助金の存在が、本市にとってもより効率が高い地域活動支援センターへの移行を妨げているのではないかと考えるところである。

そこで、支出する補助金のうち、特に本市独自の補助を継続するかについて、改めて検討するとともに、仮に、小規模作業所に、地域活動支援センターとは異なる存在目的を見いだすとしても、交付要件については、より厳格なものとするものを検討すべきではないかと考えるものである。

16 尼崎口腔衛生センター事業補助金（運営費補助）

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎口腔衛生センター事業補助金		
所管部署	健康福祉局 保健部 保健企画課		
補助金等の目的・概要	心身障害者（児）診療、休日急病歯科診療及び予防検診業務の円滑な運営を図ることで、地域の歯科医療の充実に寄与する。		
補助開始年度	昭和51年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	尼崎市歯科医師会（1件）		
補助対象経費	人件費、物件費、減価償却費		
根拠規程等	尼崎口腔衛生センター事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	53,784,246	52,230,420	50,547,548
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア ニ崎口腔衛生センターは、従前は、公益財団法人尼崎口腔衛生センターが運営していた。平成 29 年に、尼崎市歯科医師会館が完成した際に、同会館の 1 階を前記公益財団法人が区分所有し、同所に開設されていたものである。

イ 令和 2 年に、尼崎市歯科医師会が、前記公益財団法人を組織統合したことに伴い、尼崎口腔衛生センターの運営も、尼崎市歯科医師会に承継されている。また、前記公益財団法人が区分所有していた尼崎市歯科医師会館の 1 階も、尼崎市歯科医師会が区分所有することとなり、現在に至る。

なお、尼崎口腔衛生センター事業補助金交付要綱は、前記公益財団法人が組織統合されるのに併せて、令和 2 年に整備された。

ウ ニ崎口腔衛生センターの補助金の対象となる事業は、①障害者（児）歯科診療事業、②休日急病歯科診療事業、③口腔機能向上事業、④その他今日的なニーズに対応する公益目的事業の 4 点である。障害者（児）歯科診療事業が、補助金の対象となる事業のうち、事業費ベースで約 8 割を占めており、残りが休日急病歯科診療事業となる。口腔機能向上事業、その他今日的なニーズに対応する公益目的事業については、実績がない若しくは、あっても極めて少ない。

なお、尼崎口腔衛生センターでは、補助金の対象とならない企業歯科検診（例えば、酸蝕症検診、歯周疾患検診等）などの独自の収益事業も行っている。

エ 令和 2 年度の利用実績としては、障害者（児）歯科診療事業につき 2,828 人、休日急病歯科診療事業につき、393 人（お盆期間 19 人、ゴールデンウィーク期間 51、年末年始 131 人を含む）となっている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 56】補助金交付の対象となる費用等の明確化

尼崎市は、減価償却費の内容や支出運用について、明確にすべきである。

(理由)

要綱によると、補助金交付対象経費として、減価償却費（口腔衛生センター建物）を支払うこととし、当該減価償却費は、令和 36 年度まで支出されることが規定されている。また、補足説明記載のとおり、尼崎市歯科医師会と前記公益財団法人が組織統合した際に、尼崎市は、尼崎市歯科医師会、前記公益財団法人との間で、「一般社団法人尼崎市歯科医師会と公益財団法人尼崎口腔衛

生センターの組織統合に関する確認書」を締結しており、要綱第7条によると、当該減価償却費を、補助金として令和36年度まで支出するとともに、この補助金は、将来、口腔衛生センター建物部分を建て替える際の費用として累積する旨が記載されている。

ここでいう「減価償却費」とは、歯科医師会が区分所有する口腔衛生センターの建物に対する賃料、使用料というものではなく、将来、口腔衛生センターを建て替える場合、資金不足となることから、これに備えて将来の建て替え費用を積み立てているものであり、仮に、口腔衛生センターの建替えが為されなかった場合は、積み立てられた減価償却費は、尼崎市に返却されると説明されている。

しかしながら、減価償却とは、一般的には、使用または時間の経過による固定資産の価値の減少を決算期ごとに一定の方法により費用と算出するものであり、何らの説明なく、ここでいう「減価償却費」が、将来、口腔衛生センター建物部分を建て替える際の積立金であるとは読み取れない（前記確認書に、「将来、口腔衛生センター建物部分を建て替える際の費用として累積する」と記載されていることを酌んでも、積立金である趣旨はわかりにくい。）。また、仮に、将来、口腔衛生センター建物部分の建て替えがなされなかった場合、積み立てた補助金が返還されることについても、文言上は明らかでない。

以上のことから、要綱において、減価償却費とされる項目の内容や仮に、趣旨どおり、将来口腔衛生センターの建物部分の建て替えがされなかった場合の取扱いについて、明文化すべきである。

【意見 57】 補助金の適正使用（支出根拠資料の確認）

尼崎市は、物件費の支出実績の確認方法について、検討すべきである。

（理由）

現在、本補助金においては、歯科医師会からの補助金交付申請を受けて、補助金交付決定を行い、5月、7月、10月、及び翌年1月の年4回に均等額を分割して交付したのち（要綱第7条）、年度が終了したあと、歯科医師会から提出される実績報告を審査し、交付額と実績額との間で差額があった場合は、差額の返還を求める運用がなされている（要綱第12条）。

実績報告の審査方法としては、歯科医師会へ職員が直接赴き、報告書の裏付け資料の提示を受けて、確認されているとのことであるが、資料そのものが提出されているわけではない。

職員が歯科医師会に赴き、資料を確認されている点で、一応の信憑性は確保されているといえるが、このままでは、当該職員の主観や能力により、確認の程度に差が生じるおそれがあるほか、時間的制約などにより、十分な確認ができないことも考えられる。さらに、このままでは、事後的な確認は一切不可能とならざるを得ない。

市職員や歯科医師会職員の事務量を考えると、疎明資料をすべて提出させることが困難であるとしても、例えば、サンプリングを行う手法を検討するなどして、実際に適正な支出がなされていることが担保されるようにすべきである。また、適切な確認が行われたことを将来も検証できるようにするため、せめて帳簿を提出させるなどの対応を検討されたい。

17 第2次救急医療補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	第2次救急医療補助金		
所管部署	健康福祉局 保健部 保健企画課		
補助金等の目的・概要	兵庫県保健医療計画において、休日及び夜間における2次救急患者に対し、1次救急医療機関の後送先ともなる病院を確保するため、市内の病院群が輪番制方式（病院群輪番制）により対応することとしている。		
補助開始年度	昭和54年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	尼崎市医師会（1件）		
補助対象経費	人件費等		
根拠規程等	尼崎第2次救急医療施設輪番運営事業補助要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	31,520,000	31,780,000	31,440,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

ア 救急指定病院は、都道府県ごとに作成される医療計画に基づき、傷病者の症状が軽く、緊急性が低い順に、「1次救急」「2次救急」「3次救急」の3段階の医療体制に分かれている。本補助金は、軽傷かつ緊急性が低く、入院治療の必要がない患者に対する1次救急に対して、手術や入院が必要な重症患

者に対する2次救急については担当が不足しがちであることを踏まえ、特に救急搬送が多い一般内科、循環器内科、消化器内科、脳神経外科、一般外科、整形外科の6診療科目の2次救急患者について、日曜、休日、年末年始（12月29日から31日、1月2日、3日）の日直、宿直及びその他の日の宿直について輪番にて担当する制度について、補助を行うものである。

イ 制度に参加する医療機関に対し、1回の日直又は宿直の1診療科目につき、20,000円を支給している（要綱6条）。この基準単価は、人事院規則による医師の宿日直手当を参考に設定されている。

ウ 令和2年度において参加医療機関は12医療機関である。令和2年度の輪番制時間帯の搬送総数12,147件のうち、市内医療機関での受け入れ件数は10,970件、民間医療機関受入件数は5,071件である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見58】補助金の趣旨・目的の明確化

尼崎市は、民間病院も第2次救急医療を担当しやすくするために、民間病院に補助を行うことを目的とすることを、要綱上明確にすべきである。

(理由)

要綱第5条で「四半期ごとで市が定める体制の6割を、医師会に加入する実施施設相互間で確保されることを要件として行うものとする」とされ、要綱第6条で、「6診療科目の日直及び宿直の合計回数に100分の60を乗じて得た数に、補助金基準単価を乗じて得た額」を補助金単価としているのは、民間病院で6割を負担する趣旨とのことであるが、そもそも、公的病院と民間病院の区別がどのようになされているのか、定かではないことと相俟って、この趣旨が要綱上、不明瞭となっている。

科目によっては民間病院の担当が6割を下回ることがあるものの、実際には全体としては、8割近くが民間病院に割り当てられており、現状としては、少なくとも過度な補助となっているわけではないが、この割合は将来的には変動する可能性があることも踏まえると、この趣旨を不明瞭なまま放置しておくことは不適切である。そこで、要綱を改正したり、細則を定めるなどして、この趣旨を明らかにすべきと考える。

第5 こども青少年局の補助金等に係る監査の結果及び意見

1 乳幼児一時預かり事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	乳幼児一時預かり事業補助金		
所管部署	こども青少年局 こども福祉課		
補助金等の目的・概要	保育所を利用していない家庭等、在宅で育児をしている家庭において保護者の心理的・身体的負担を軽減する目的で、地域の子育て支援拠点であるあまがさきキッズサポーターズ「つどいの広場」事業実施施設において実施する乳幼児一時預かり事業に対して補助金を交付する。		
補助開始年度	平成25年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	すこやかプラザ、あみんぐステーション、わらべ (3件)		
補助対象経費	一時預かり事業の実施に係る事業費（施設借上料、広報関係経費、光熱水費、人件費等）、物件費（消耗品費、原材料費等）。		
根拠規程等	あまがさきキッズサポーターズ「つどいの広場」事業乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度 14,423,000	令和元年度 14,423,000	令和2年度 9,520,000
財源	国、県、尼崎市		

(2) 補足説明

地域の子育て支援拠点である、あまがさきキッズサポーターズ「つどいの広場」事業実施施設は、あまがさきキッズサポーターズ活動要領に従った活動を委託事業として行っているが、本件補助金交付先は、そのような施設のうち乳幼児一時預かり事業を行っている団体である。本補助金の交付先は、委託事業である「つどいの広場」事業と乳幼児一時預かり事業を行っているため、事業毎に作成される収支決算書では本件補助金交付先の判断で支出が振り分けられている。

また、「つどいの広場」事業に関しても、尼崎市は国と県から補助金を受けて一般財源から委託費を支払っている。

なお、両事業とも尼崎市の予算で認められた委託費及び補助金と同額を国と県が負担している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 59】 補助金額の相当性のチェック

尼崎市は、乳幼児一時預かり事業の補助金額の基準である利用児童数について、事業所からの報告だけでなく、その正確性を担保するための手段を検討すべきである。

(理由)

「つどいの広場」事業の委託費の金額は、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の地域子育て支援拠点事業における基準額に従い、一週間あたりの開設日数と常勤職員や非常勤職員の配置により定まる。そして、乳幼児一時預かり事業の補助金の金額は、同要綱別紙の一時預かり事業における基準額に従い、年間延べ利用児童数により定まる。「つどいの広場」事業の開設日数や乳幼児一時預かり事業を行っている施設名は、尼崎市の広報で明らかにされており、各施設の報告と市民からの問合せ等により一定の正確性は担保されているといえる。

しかし、乳幼児一時預かり事業の利用児童数は専ら事業所からの報告により確認されており、その正確性の担保は必ずしも十分とはいえない。なお、今後は、保護者からの一時預かり申込書や職員の業務日誌など、一時預かりの実態が確認できる資料との照合により、利用児童数を確認することであるが、確実に同手段を継続していきながら、さらに、利用児童数を偽る等の不正を防止する手段を検討すべきである。

2 神戸婦人同情会等補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	(社福)神戸婦人同情会「子供の家」補助金		
所管部署	こども青少年局 子どもの育ち支援センター いくしあ推進課		
補助金等の目的・概要	当該施設は、児童相談所が入所を適当なものとして判断し、措置を行った2歳以上18歳までの要保護児童等が入所している児童養護施設であるが、厳しい経営環境の中で積極的な児童養護を展開していくことが困難な状況にある。特に生活の基本となる食事面では、尼崎市が設置運営している児童養護施設「尼崎学園」の入所児童にかかる給食材料費よりも低額であり、同種の施設でありながら格差が生じているため、「子供の家」の入所児童の給食材料費等の処遇改善のために、当該施設を開所運営する社会福祉法人神戸婦人同情会に補助金を交付し、入所児童の栄養改善や体力の増強とともに生活環境の向上を図る。		
補助開始年度	昭和50年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	社会福祉法人神戸婦人同情会「子供の家」		
補助対象経費	入所児童の食事面を基本とした処遇改善のための経費		
根拠規程等	社会福祉法第58条、尼崎市社会福祉法人助成条例第2条		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1,000,000	1,000,000	1,000,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

いくしあ推進課によると、本補助金は令和3年度にこども福祉課からいくしあ推進課に担当が変わり、その引き継ぎでは、当初は、(社福)神戸婦人同情会が児童養護施設等の施設を開設するにあたり、その所在地の各自治体に施設運営の補助を求め、当該施設の「子供の家」の運営の補助を尼崎市が認めたと聞いているものの、その詳細な経緯は不明とのことである。当初は、不安定な運営状況のなか、まさに入所児童の食事を充実させるという目的で補助金

支給が開始されたが、その後も同じ目的のまま本補助金の交付が継続し、また、100万円という金額は補助開始年度の昭和50年度に設定され、少なくともこの10年間は変わっておらず、予算上100万円を上限としている。

なお、本補助金については、令和3年8月に実施した交付先との協議の中で、国による民間施設の措置費加算が充実されたこと等により、事業収支が安定し、事業目的は一定終息したとの共通認識を得たことから、令和3年度末をもって、本件補助金は廃止する予定である。

本補助金は、監査対象年度である令和2年度は存続しており、上記のとおり、効果検証の観点から事業の必要性に疑問があったものであるが、令和4年度から廃止されるため、特に意見は述べない。

(2) 監査の結果及び意見

なし。理由は上記(2)補足説明で述べたとおり。

3 一時預かり事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	一時預かり事業補助金		
所管部署	こども青少年局 保育児童部 こども入所支援担当		
補助金等の目的・概要	日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に対応するほか、専業主婦家庭等の育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。		
補助開始年度	平成3年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	法人保育園等28園		
補助対象経費	一時預かり事業を実施するために必要な経費		
根拠規程等	尼崎市法人保育施設一時預かり事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	67,317,230	65,627,270	85,795,650
財源	国、県、尼崎市		

(2) 補足説明

本事業には、保育認定を受けていない児童を対象とした、非定型的保育サービス事業、緊急保育サービス事業、私的理由による保育サービス事業が含まれる。

補助金額は国の「子ども・子育て支援交付金の交付について」（第五次改正令和元年11月25日付け府子本第658号—以下、単に「子ども・子育て支援交付金の交付について」という。）の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」第4条により、別紙「4 対象経費」の実支出額、「3 基準額」により算定した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額を選定するが（要綱第4条）、本事業では「3 基準額」により算定した額が最も少ない額として選定されている。なお、「3 基準額」が第五次改正により増額された結果、令和2年度の補助金交付実績は増額している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 60】 補助金の適正使用（利用児童数の正確な把握）

尼崎市は、一時預かり事業の補助金額の基準である利用児童数について、事業所からの報告だけでなく、その正確性を担保するための実効性のある手段を継続的に検討すべきである。

(理由)

本事業の補助金額は、「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「3 基準額」により算定した額が選定されているが、同基準は利用児童数により基準額が決まり、例えば、年間延べ利用児童数が300人未満の場合は基準額2,676,000円、300人以上900人未満は基準額3,024,000円と定められ、以後600人ごとに基準額が増額される。

各基準額の根拠となる人数の幅が大きいことで、利用児童数の水増しによる補助金の不正請求は困難であるとはいえ、これまでは、実際の利用児童数の把握は、交付先施設の自己申告である月ごとの尼崎市一時預かり事業実施報告書と年ごとの一時預かり事業補助金実績報告書に依拠していた。しかし、令和2年度から、市の担当者が交付先施設を訪れた際に、抜き打ち調査として、保護者作成の一時預かり申込書や職員の業務日誌など、一時預かりの実態がわかる資料を確認する運用がなされている。

さらに、令和4年1月から、全ての交付先施設に対し、一時預かりの実態が確認できる資料の提供を求めているとのことであるが、本監査報告書の作

成時点では、市は当該資料を受領するまでに至っていない。

以上により、尼崎市において、令和2年度以降、利用児童数の正確性を担保するための手段は講じられてきているところであるが、今後も、同手段の改善等を継続的に実施し、要綱第12条が定める調査の実効性を確保する方策を検討していくことが望ましい。

4 法人保育施設等特別保育事業等補助金（延長保育事業補助金）

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	延長保育事業補助金（法人保育園・認定こども園・地域型保育事業所）		
所管部署	こども青少年局 保育児童部 こども入所支援担当		
補助金等の目的・概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間帯を越える時間において引き続き保育を実施することにより、保護者の仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援するとともに安心して子育てができるよう環境整備を推進する。		
補助開始年度	昭和56年度		
令和2年度の交付先 （交付先の件数）	私立保育所54園、認定こども園12園、地域型保育事業所6園		
補助対象経費	延長保育事業の実施に必要な経費		
根拠規程等	尼崎市延長保育事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 （単位：円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	62,245,150	61,954,050	55,087,700
財源	国、県、尼崎市		

(2) 補足説明

本補助金の対象施設は私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所である。補助金額は、前記「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」第4条により、別紙の第2欄の区分「延長保育事業」の第3欄「基準額」により算定した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない方の額を選定する。

なお、補助対象施設は、毎月例月実績報告書、延長保育実績報告書等を市に提出して、延長保育事業を行っている時間を報告している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 61】 補助金の適正使用（利用実態の正確な把握）

尼崎市は、補助金額の基準である延長時間の実態把握について、事業所からの報告だけではなく、その正確性を担保するための手段を検討すべきである。

(理由)

補助対象施設は毎月例月実績報告書、延長保育実績報告書等を市に提出するが、それらの報告書は、認定を受けた子どもの名簿を利用し、その延長時間を利用者ごとに記載したもので、延長保育の利用者が作成する利用料の納付書や領収書等の根拠資料は添付されていないことから、これまでは、必ずしもその正確性が担保されているとはいえなかった。

令和 2 年度から、市の担当者が交付先施設を訪れた際に、抜き打ち調査として保護者作成の延長保育申込書や職員の業務日誌などの延長保育の実態がわかる資料を確認する運用となり、さらに、市は、令和 4 年 1 月から、すべての交付先施設に対し、延長保育の実態が確認できる資料の提供を求めているが、本監査報告書の作成時点において、市は上記資料を受領するまでには至っていない。

以上により、令和 2 年度以降、延長保育時間の正確性を担保するための手段が講じられてきているところであるが、今後も、同手段の改善等を継続的に実施し、要綱第 13 条が定める調査の実効性を確保する方策を検討していくことが望ましい。

5 民間社会福祉施設運営支援事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	民間社会福祉施設運営支援事業補助金		
所管部署	こども青少年局 保育児童部 保育管理課		
補助金等の目的・概要	利用者処遇に直接影響のある施設職員を配置基準以上に配置している法人保育施設に対して、補助を行うことにより、利用者の処遇の向上を図るもの。		
補助開始年度	平成21年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	法人保育園 56園 幼保連携型認定こども園 10園 保育所型認定こども園 1園		
補助対象経費	人件費		
根拠規程等	民間社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）運営支援事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	24,277,000	29,477,000	32,904,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

なし。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 62】 補助金の適正使用（裏付け資料の提出）

尼崎市は、補助金申請時の添付書類として、職員の実在や勤務状況を裏付ける資料の提出を求めるべきである。

(理由)

本補助金は、端的に言えば、職員を基準以上に配置すれば補助金を交付するというものであるが、職員の配置状況は、保育園からの保育士等配置状況確認書の提出等により毎月更新されるものの、6時間以上20日間以上の勤務を行う正保育士以外は、市においてその裏付け（資格証など）を正確に把握していないのが現状のようである。

すなわち、短時間勤務の職員については、市において必ずしもその実在や

勤務状況等につき裏付けを得ておらず、いわば保育園の自己申告に委ねていることとなる。

そして、本補助金の申請にあたっては、上記配置状況確認書を前提として申請を行うものであるため、結果的には、市において裏付けを得ていない、保育園の自己申告に基づいた職員の配置を前提に、補助金支出の可否が決められることとなる。

よって、市は、職員の実在や勤務状況を正確に把握するために、その裏付けとなる雇用契約書ないしは資格証等の資料の提出を求め、その実在や勤務状況等を正確に把握するべきである。

6 備品及び施設改修費等補助事業費

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	備品及び施設改修費等補助事業費		
所管部署	こども青少年局 保育児童部 保育管理課		
補助金等の目的・概要	<p>保育施設の定員拡大を促進し、待機児童の解消を図るとともに、保育の質の維持、向上と、保育の質の確保を進めることを目的とする。</p> <p>概要としては、備品及び施設改修費等補助事業と保育定員弾力化緊急支援事業に分かれるが、前者はほとんど実績が無い。</p> <p>後者の保育定員弾力化緊急支援事業については、既存の法人保育施設が受け入れ児童数（年間平均）を前年度と比較して2人以上拡大した場合に、保育の質を確保するため、小型遊具や保育士等の研修費用の一部を補助するものとなる。</p>		
補助開始年度	平成31年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	法人保育園 14園 認定こども園 5園		
補助対象経費	研修費、備品費等		
根拠規程等	尼崎市備品及び施設改修費等補助事業補助金交付要綱等		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	0	7,296,000	7,723,000
財源	県、尼崎市		

(2) 補足説明

本補助金は、上記補助対象経費のうち66%を補助するものである。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 63】 補助金額の相当性のチェック

尼崎市は、備品の補助については、増員分のみを対象とすることを基本とし、過度な支出を回避するための措置を講じるべきである。

(理由)

備品については、本来は、増員分の補助金支出を予定しており、かかる運用が本補助金の趣旨にも合致すると考えられるが、実際には、基準をクリアした増員があれば、増員分を遙かに超えた備品についての補助がなされていることが現状のようである（たとえば、5人程度の増員につき、スケッチブック27万円分の購入なども認められており、増員分のみならず、他の在籍園児分についても含まれていると思われる）。

しかしながら、本補助金が保育の質を確保するため、小型遊具や備品、保育士等の研修費用の一部を補助することを趣旨とするものである以上、少なくとも備品については、増員分についての補助を基本とすべきと考える。

実際には、区別や線引きが困難な場合もあろうが、研修費用などとは異なり、備品については、増員分と在籍園児分をある程度明確に区別できると考えられるため、税金を原資とする以上は、過度な支出を回避すべき必要がある。

そのため、定員増員分を大幅に超える備品等の購入については、その必要性を確認する措置を講じたうえで、当該申請が補助事業の趣旨に沿ったものであるかの確認を行うとともに、明らかに補助対象とならないケース等を例示するなどして、過度な申請とならないよう周知を図るべきである。

7 新卒保育士確保事業費

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	新卒保育士確保事業費		
所管部署	こども青少年局 保育児童部 保育管理課		
補助金等の目的・概要	<p>市内保育施設に平成30年度以降採用された新卒保育士（保育士登録1年未満の者）を対象に、保育士の処遇改善等を行うことで、保育士の確保と離職防止を図り、保育の質の維持・向上と保育の量の確保を進めることを目的とする。</p> <p>法人が対象保育士に対して1年目に100,000円を支給する場合、市はその全額を助成する。</p> <p>保育士就職フェアin尼崎を開催する。</p> <p>また、潜在保育士が市内の保育施設等で保育士として就職した場合、就労支援金として1年目に50,000円を支給する。</p>		
補助開始年度	平成30年度 (潜在保育士就労支援事業は令和2年度)		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	<p>(新卒保育士就労支援事業)</p> <p>法人保育園 34園54人 認定こども園 14園46人 小規模保育事業所 3園3人</p> <p>(新卒保育士確保事業)</p> <p>来場者36人</p> <p>(潜在保育士就労支援事業)</p> <p>法人保育園 7園9人 認定こども園 2園2人</p>		
補助対象経費	人件費		
根拠規程等	<p>尼崎市新卒保育士就労支援事業補助金交付要綱</p> <p>尼崎市潜在保育士就労支援事業補助金交付要綱</p>		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	8,700,000	11,000,000	10,850,000
財源	尼崎市の一般財源		

※ 補助金等交付実績は平成30年度及び令和元年度は新卒保育士のみ、令和2年度は新卒保育士及び潜在保育士の合算

(2) 補足説明

保育士不足は全国的な問題であり、これが待機児童の解消と密接な関連を有することは論を待たない。

尼崎市においては、令和3年4月1日時点で待機児童数が118人となっており、これが全国の自治体においてワースト4位の数字となっている。そのため、待機児童の早期解消を実現するために、保育士確保策は尼崎市にとって極めて重要な施策となる。

(3) 監査の結果及び意見

【意見64】人材確保のための方策の拡充等

尼崎市は、新卒1年目のみならず、継続的な処遇改善策を執るとともに、就労後においても、多面的な人材確保策を講じるべきである。

(理由)

本補助金は、法人保育園等が保育士登録1年未満の新卒保育士を採用するにあたり支給する就労支援金の全額を、補助するものである。

他の自治体では、1年目のみならず、その後も継続的な勤務がなされた場合に、さらに支援を行う場合もあるなど、保育士確保のための処遇改善策は自治体によって様々であり、近隣自治体との保育士の取り合いという状況も事実上見られるところであるので、尼崎市においても、住民の保育環境の確保のため、継続的な保育士の処遇改善策をとることが必要と考えられる。

また、保育士不足については、いかになり手を増やしたところで、離職者がそれを上回れば保育士不足という事態の改善には至らず、むしろ悪化することとなるため、潜在保育士ならびに新卒保育士の就職段階のみならず、就労後の離職を防止するという点についても検討が必要と思われる。そのため、いわゆるインセンティブの付与のみならず、離職理由等の分析を進め、多面的な人材確保策を講じる必要があると考える。

8 保育環境改善事業費（保育環境事業費〔政策分〕）

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎市法人保育園施設整備事業補助金		
所管部署	こども青少年局 保育児童部 保育管理課		
補助金等の目的・概要	老朽化した法人保育園の保育環境の改善を図ることを目的とする。 増改築及び大規模改修を行う市内の法人保育園に対して、費用の一部を助成する施設整備補助事業。		
補助開始年度	平成8年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	増改築事業 2園		
補助対象経費	建築費、備品費など		
根拠規程等	児童福祉法 尼崎市法人保育園施設整備事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	712,199,000	470,632,000	203,401,000
財源	国、県、尼崎市		

(2) 補足説明

ア 補助金交付手続の流れは、次のとおりとなる。

- ① 整備事業募集の案内
- ② 法人保育園施設整備事業選考会議で候補園を決定
- ③ 市と国で協議後、国から市へ国庫補助金の内示を通知
- ④ 施設から市へ補助金の申請
- ⑤ 工事完了後、実績報告書の提出
- ⑥ 補助金交付

イ 工事については、入札が実施され、市職員も立ち会う。

工事完了後、市職員が現場へ赴き、申請どおりの工事がなされたことの確認として、工事完了検査を実施する。

ウ 本補助金は、建築費等の補助対象経費の75%を補助するものである。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 65】 選考過程の公開

尼崎市は、法人保育園施設整備事業選考会議における選考の経過について、支障のない範囲で広く市民に公開することが望ましい。

(理由)

本補助金は、建物の増改築や大規模改修を伴うものであることから、金額も多額に上るところ、いかなる選考基準で、いかなるプロセスに基づき整備事業が決定されたのかは、納税者である市民に広く公開されるべきである。

もっとも、選考過程をそのまま公開することにより、たとえば、選考に漏れた法人が風評被害等の不利益を被ったり、法人の財務状況が露見するなどの看過しがたい支障が生じることも想定されるため、法人名を含め一定の事実を非公開とすることは必要と思われるが、かかる支障を回避できる形で市民に公開することは十分に可能であると思われる。

第6 経済環境局の補助金等に係る監査の結果及び意見

1 創業支援（創業拠点運営支援）事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	創業支援（創業拠点運営支援）事業補助金		
所管部署	経済環境局 経済部 経済活性化課		
補助金等の目的・概要	尼崎市における創業の実現と事業の確立を促すため、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構が実施する創業支援（創業拠点運営支援）事業に要する費用に対して補助金を交付する。		
補助開始年度	平成28年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 (1件)		
補助対象経費	事業費		
根拠規程等	創業支援（創業拠点運営支援）事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	17,210,000	17,210,000	17,210,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

本補助金の補助率は、補助対象経費の 100%が上限として定められている(要綱第 2 条)。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 66】 交付申請書の内容審査

尼崎市は、本補助金の交付決定にあたり、交付申請書の添付書類(事業計画書等)について、より充実した内容のものを求めるべきである。

(理由)

交付申請書に添付された事業計画書の内容が薄い。特に本事業の中核をなすインキュベーションマネージャー業務については、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構(以下「活性化機構」という)から第三者に対して業務委託することが計画されているにもかかわらず、業務委託先の選定理由や業務委託にあたってのインキュベーションマネージャーが行うべき業務の仕様が申請書類上明らかにされておらず、交付決定にあたり、要綱第 4 条に基づき交付申請書の内容審査が適切に行われたとは認められない。

なお、申請内容の詳細な情報を補完する資料等について、尼崎市への直接的な提出はないものの、経済活性化課の職員が活性化機構に出向き、現地で審査しているとのことであるが、現地審査を行った事実及びその審査結果を確認しうる文書等は作成されておらず、いずれにせよ審査手法として適切とはいえない。

【意見 67】 補助金の適正使用(事業完了報告書の内容審査)

尼崎市は、交付額の確定にあたり、事業完了報告書の添付書類(事業実績報告書等)について、より充実した内容のものを求めるべきである。

(理由)

事業完了報告書に添付された事業実績報告書の内容が薄い。特に本事業の中核をなすインキュベーションマネージャー業務について、インキュベーションマネージャー2 名ないし 3 名の出勤実績は添付されているものの、出勤日の具体的な活動内容がわかる資料は添付されていない。このため、交付額の確定にあたり、要綱第 7 条に基づき完了報告書の内容審査が適切に行われたとは認められない。

なお、事業完了報告書に係る詳細な情報を補完する資料等について、尼崎市への直接的な提出はないものの、経済活性化課の職員が活性化機構に出向き、現地で審査しているとのことであるが、現地審査を行った事実及びその審査結果を確認しうる文書等は作成されておらず、いずれにせよ審査手法として適切とはいえない。

2 尼崎版観光地域づくり推進事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎版観光地域づくり推進事業補助金		
所管部署	経済環境局 経済部 観光振興課		
補助金等の目的・概要	一般社団法人あまがさき観光局が行う事業に対し補助金を交付することにより、尼崎市における観光振興の基盤整備を推進することを目的とする。		
補助開始年度	平成30年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	(一社) あまがさき観光局 (1件)		
補助対象経費	運営費、事業費		
根拠規程等	尼崎版観光地域づくり推進事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	14,500,000	72,126,173	70,672,579
財源	国(令和元年度及び令和2年度)、尼崎市		

(2) 補足説明

ア 本補助金の交付先である(一社)あまがさき観光局(以下、「あまがさき観光局」という。)の代表者理事長は尼崎市長である。

イ 補助金の額(補助率)について、要綱第2条は、市長が必要且つ適当と認めるものと定めているが、運営費及び補助事業の事業費ともに全額(100%)について補助金の交付決定がなされている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 68】 交付申請書の内容審査

尼崎市は、交付決定にあたり、補助金交付申請書に添付される事業実施概要について、より充実した内容のものを求めるべきである。

(理由)

補助金交付申請書に添付された事業実施概要の内容が薄く、収支予算書の事業費の積算根拠も明確になっていない。このため、交付決定にあたり、要綱第 5 条に基づき補助金交付申請書の内容審査が適切に行われたとは認められない。

なお、申請内容の詳細な情報を補完する資料等について、尼崎市への直接的な提出はないものの、観光振興課の職員があまがさき観光局に出向き、現地で審査しているとのことであるが、現地審査を行った事実及びその審査結果を確認しうる文書等は作成されておらず、いずれにせよ審査手法として適切とはいえない。

【意見 69】 補助金額の相当性のチェック（自主事業の損益状況の確認）

尼崎市は、交付決定にあたり、補助事業以外の自主事業（自転車駐車場事業等）の損益状況についても適切に審査し、これを考慮したうえで、補助金の額（補助率）を決定すべきである。

(理由)

あまがさき観光局が行う補助事業以外の自主事業（自転車駐車場事業等）により収益が上がれば、これを運営費等に充てることにより補助金の額（補助率）を抑えることが可能になるため、補助事業以外の自主事業の損益状況についても適切に審査し、補助金の額の決定にあたり考慮すべきであるが、補助金交付申請書の添付書類である事業実施概要及び収支予算書からは自主事業の損益状況を正確に把握することはできない。

この点、あまがさき観光局は、設立されてから間もない法人であり、COVID-19 の影響も相俟って財務体制が不安定な状況が継続することが予想されることからすると、自主事業により収益が上がった場合に、直ちに収益分について補助金の額を削減すべきとまではいえないが、少なくとも自主事業の収益状況について正確に把握したうえで、これを補助金の額の決定にあたり考慮要素の一つとすべきである。

【意見 70】補助金の適正使用（事業実績報告書の内容審査）

尼崎市は、補助金の額を確定するにあたり、事業完了報告書の添付書類である事業実績報告書について、より充実した内容のものを求めるべきである。

（理由）

事業完了報告書に添付された事業実績報告書の内容が薄い。交付額の確定にあたり、要綱第 7 条に基づき完了報告書の内容審査が適切に行われたとは認められない

なお、報告書の詳細な情報を補完する資料等について、尼崎市への直接的な提出はないものの、観光振興課の職員があまがさき観光局に出向き、現地で審査確認しているとのことであるが、現地審査を行った事実及びその審査結果を確認しうる文書等は作成されておらず、いずれにせよ審査手法として適切とはいえない。

【意見 71】利益相反のおそれ（市長と理事長の兼職）

本件のように市長が補助先の代表者を兼職している場合には、住民がいわゆる「お手盛り」の疑念を抱くおそれもあることから、尼崎市は、補助金交付の必要性及び相当性について、より一層厳格な姿勢で審査にあたるべきである。

（理由）

市長があまがさき観光局の理事長を兼職しているため、本補助金の交付は、民法第 108 条が禁止する双方代理に該当するおそれがあることから、あまがさき観光局は、本補助金の申請及び受領にあたり、専務理事を代理人に選任し、民法第 108 条への抵触を回避している。

もっとも、尼崎市とあまがさき観光局との間に内在する利益相反性に起因するお手盛りのリスクは、上記代理人の選任により完全に解消されるわけではない。本件のように、あまがさき観光局の代理人に選任された者が尼崎市の OB 職員である場合はなおさらである。

このため、本件のように市長が補助先の代表者を兼職している場合には、住民がお手盛りの疑念を抱くおそれもあることを十分に認識したうえで、本補助金の交付の必要性及び相当性についてはより一層厳格な姿勢で審査にあたるべきであるが、上述のとおり、補助金交付申請書や事業実績報告書の内容は薄く、審査が厳格かつ適切に行われているとは認められない。

3 (一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所補助金 (土地賃借料補助金)

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	(一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所補助金 (土地賃借料補助金)		
所管部署	経済環境局 経済部 地域産業課		
補助金等の目的・概要	「尼崎リサーチコア整備基本計画」に基づき公設民営型の研究所として開設した施設の運営を行う一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所に対し、同研究所の施設の底地の賃借料について補助金を交付することで、リサーチコア事業の推進及び同研究所の安定した法人運営の支援を図るとともに、ものづくりに関する加工技術等の普及・啓発を通じた地域産業の向上を図る。		
補助開始年度	平成5年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	(一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所 (1件)		
補助対象経費	事業費		
根拠規程等	(一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度 10,412,400	令和元年度 10,412,400	令和2年度 10,412,400
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

平成5年4月1日、尼崎市は、株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という）から、(一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所（以下、「AMPI」という。）が運営する予定の高度加工技術研究所の施設を建築するため、当該施設の建設が完了するまでの間、尼崎市道意町7丁目1番8所在の土地の一部（2555.87㎡）を賃借した。

その後、平成5年12月にAMPIが設立されたことに伴い、平成6年4月1日、神戸製鋼所を貸主、尼崎市を借主及びAMPIを土地使用者兼賃料債務引受人として、上記土地について、契約期間を30年間（平成6年4月1日から平成36年3月31日）とする土地賃貸借契約書を作成した。以後、尼崎市は、賃料相当額の補助金を交付し、賃料債務引受人であるAMPIは、これを原資として神戸製鋼所に対し賃料を支払っている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 72】債務負担行為の定め可否

尼崎市は、本補助金の交付について、予算で債務負担行為を定めるか、土地賃貸借契約書第 7 条に規定する補助金交付義務の内容を予算の範囲内において交付する趣旨に変更し、尼崎市が財政支出義務までは負担しないことを明確にすべきである。

(理由)

貸主である神戸製鋼所、借主である尼崎市及び土地使用者兼賃料債務引受人である AMPI の三者間で締結された平成 6 年 4 月 1 日付け土地賃貸借契約書第 7 条では、AMPI が神戸製鋼所に対し賃料を支払うのに先立ち、尼崎市が AMPI に対し本補助金を交付するものとされている。上記条項には、毎年度の予算の範囲内で補助金を交付する旨の限定は付されておらず、土地賃貸借契約の有効期間(30 年間)中は尼崎市に本補助金の交付を義務付ける内容と解される。

このように複数年度にわたり補助金を交付することを市が合意する場合には、地方自治法第 214 条の「普通地方公共団体が債務を負担する行為」に該当するものとして、予算で債務負担行為を定めたいうえで、毎年度の歳出予算に義務費として計上する必要があると解される。

この点、地域産業課は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する「不動産を借りる契約」として長期継続契約に該当するという理解のもと、本補助金の交付について予算で債務負担行為を定めていない。

たしかに、三者合意たる上記土地賃貸借契約書においては、尼崎市が賃料債務引受人たる AMPI に対して本補助金を交付し(同契約書第 7 条)、AMPI がこれを原資として神戸製鋼所に賃料を支払う(同契約書第 8 条)ことが予定されていることから、実質的には尼崎市が AMPI を通じて神戸製鋼所に対し賃料を支払っていると解釈することもできる。

しかしながら、尼崎市と AMPI との間で土地賃貸借契約書第 7 条により成立した、尼崎市に将来にわたって本補助金の交付を義務付ける合意は、同じ土地賃貸借契約書の中に規定されているものの、あくまで法律行為としては、神戸製鋼所と尼崎市との間の土地賃貸借契約とは区別されるところの、尼崎市と AMPI との間の別個の合意である。すなわち、尼崎市の補助金交付義務は、神戸製鋼所と市との間の土地賃貸借契約に基づき発生するものではなく、補助金交付を賃料の支払と同視することはできない。

また、長期継続契約に関する地方自治法第 234 条の 3 は、予算の単年度主

義の重大な例外であり、その締結には議会の決議を要しないとされていることからすると、同条で規定された契約以外に拡大適用することには慎重であるべきである。尼崎市と AMPI との間で土地賃貸借契約書第 7 条により成立した、市に将来にわたり本補助金の交付を義務付ける合意は、少なくとも AMPI との関係では無償契約であるところ、無償契約を長期継続契約として取り扱うことには無理があると考えられる。

このため、本補助金の交付については、予算で債務負担行為を定めるか、土地賃貸借契約書第 7 条の補助金交付義務の内容を尼崎市が毎年度の歳出予算の範囲内において交付すべきものに変更し、尼崎市が毎年度の財政支出義務までは負担しないことを明確にすべきである。

4 ものづくり技術支援事業補助金（事業費）

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	ものづくり技術支援事業補助金（事業費）		
所管部署	経済環境局 経済部 地域産業課		
補助金等の目的・概要	「尼崎リサーチコア整備基本計画」に基づき公設民営型の研究所として開設した施設の運営を行う一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所に対し、同研究所が行う公益性が高い事業について補助金を交付することで、リサーチコア事業の推進及び同研究所の安定した法人運営の支援を図るとともに、ものづくりに関する加工技術等の普及・啓発を通じた地域産業の向上を図る。		
補助開始年度	平成16年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	(一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所 (1件)		
補助対象経費	事業費（人件費、物件費）		
根拠規程等	(一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度 33,751,000	令和元年度 33,751,000	令和2年度 33,751,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

なし。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 73】 交付申請書の内容審査

尼崎市は、交付決定にあたり、交付申請書の添付書類（ものづくり支援事業申請額概要、事業計画書等）について、より充実した内容のものを求めるべきである。

(理由)

交付申請書の添付書類（ものづくり支援事業申請額概要、事業計画書）の内容が薄い。事業申請額概要には各補助対象事業への人員配置の員数が記載されており、事業計画書には AMPI の大まかな活動方針が記載されているが、これだけでは各補助対象事業の具体的な事業計画の内容がわからず、要綱第 4 条に基づき交付申請書の内容審査が適切に行われたとは認められない。

【意見 74】 補助金の適正使用（実績報告書の内容審査）

尼崎市は、交付額の確定にあたり、補助金交付事業実績報告書について、より充実した内容のものを求めるべきである。

(理由)

事業完了報告書に添付された事業実績報告書の内容が薄く、補助事業として実施された技術相談、技術支援及びセミナー等の具体的内容がわからない。また、事業完了報告書に添付された経費報告書についても委託料、諸謝金等の内訳も添付されておらず、これが適正な支出であったのかを審査するのは困難である。

このため、交付額の確定にあたり、事業完了報告書の内容審査が適切に行われたとは認められない。

5 (一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所人件費補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	(一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所人件費補助金		
所管部署	経済環境局 経済部 地域産業課		
補助金等の目的・概要	「尼崎リサーチコア整備基本計画」に基づき公設民営型の研究所として開設した施設の運営を行う一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所に対し、同研究所からの人定支援申請を受け、兵庫県知事及び尼崎市長が推薦する職員の人件費について補助金を交付することで、リサーチコア事業の推進及び同研究所の安定した法人運営の支援を図るとともに、ものづくりに関する加工技術等の普及・啓発を通じた地域産業の向上を図る。		
補助開始年度	平成16年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	(一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所 (1件)		
補助対象経費	事業費 (人件費、物件費)		
根拠規程等	(一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	9,941,105	9,911,564	9,920,116
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

なし。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 75】 交付申請書の内容審査

尼崎市は、交付決定にあたり、交付申請書の添付書類として対象職員の担当業務や活動実績について記載した書面の提出を求めるべきである。

(理由)

交付申請書の添付書類として、対象職員の人件費の内容と AMPI の令和 2 年度の事業計画書及び令和元年度の業務報告・活動報告が提出されているが、対象職員の補助対象期間(令和 2 年度)の担当業務や活動実績は不明である。

本補助金の効果検証を適切に行うためにも対象職員の具体的な活動実績の報告を受けるべきである。

6 尼崎地域産業活性化機構補助金（尼崎地域産業活性化機構人件費補助金・ 商業専門家派遣等事業補助金）

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎地域産業活性化機構補助金（尼崎地域産業活性化機構人件費補助金・ 商業専門家派遣等事業補助金）		
所管部署	経済環境局 経済部 地域産業課		
補助金等の目的・概要	市内産業団体が行う、地域産業の振興や活力ある街づくりの推進を目的とした公益性の高い事業の一部に対して補助することで、産業団体の活発な事業展開を図り、産業の振興と地域経済の発展に寄与することを目的とする。		
補助開始年度	昭和56年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 (1件)		
補助対象経費	人件費、事業費		
根拠規程等	商業専門家派遣等事業補助金交付要綱 ※人件費補助金については、なし		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	20,131,714	13,544,481	10,558,929
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明（尼崎市中小企業勤労者福祉共済事業（ハートプル事業）の概要）

尼崎市内の中小企業に働く従業員の福利厚生向上を目指し、個々の企業では独自に実施することが難しい福利厚生を、市内中小企業の事業主が力を合わせて実施することを内容とする事業である。具体的な事業内容としては、従業員及びその家族の結婚・見舞金等の給付事業や映画・観劇観賞、スポーツ・旅行等の利用補助、文化活動、家族レクリエーション大会等の福利事業を行っている。

ハートプル事業は、財団法人尼崎市勤労者福祉協会（以下「勤労者福祉協会」という）が行っていたが、同協会の解散に伴い、平成21年度からは公益財団法人尼崎地域産業活性化機構（以下「活性化機構」という）が事業を引き継いでいる。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 76】 人件費補助の必要性・相当性のチェック

ハートプル事業に従事する職員1名（以下「本件職員」という）に関する人件費補助の必要性及び補助金額の相当性について検討を加え、必要に応じて廃止・削減等の措置を講じるべきである。

また、今後も本件職員に関する人件費補助金を継続する場合であっても、各年度の交付決定にあたり、補助金交付申請書及び添付書類について、より充実した内容のものを求め、補助の必要性及び補助金額の相当性を慎重に審査すべきである。

(理由)

ア 勤労者福祉協会の解散に伴い同協会に雇用されていた本件職員を含む4名のプロパー職員が活性化機構に再雇用されたが、尼崎市は、平成21年度以降、活性化機構に対し、これらの職員の人件費について一定の補助を継続しており、令和2年度は、本件職員に要する人件費のうち管理職手当を除く全額（年間合計7,399,389円）について補助金を交付している。

イ 令和2年度の本補助金の決裁文書には、交付の理由として、「本市産業の振興を図るうえで、同機構が産業施策の実行部隊として果たす役割は大きいことから、その運営を支援することにより事業の円滑な推進を図るため」と記載されており、そのうち本件職員分については「(財)尼崎市勤労福祉協会の廃止に伴いプロパー職員を採用する外郭団体への

人件費補助について」(平成 21 年 1 月 13 日しごと支援課起案)において、「実際に必要となる人件費を補助することとしていることから、当該補助金については旧勤労者福祉協会の廃止に伴い、同機構へ移行したプロパー職員の相当額を補助するという考えのもと、管理職手当相当分を除く人件費相当額について交付します。」と記載されている。

また、令和 2 年度の本補助金の決裁文書には、上記平成 21 年 1 月 13 日しごと支援課起案に係る決裁文書(以下、「平成 21 年度決裁文書」という。)が参考資料として添付されているところ、そこには「(財)尼崎市勤労者福祉協会の廃止に伴い、14 名のプロパー職員の再就職が重要な課題となっている。この課題の解決策の一つとして(財)尼崎市勤労者福祉協会のプロパー職員 4 名を(財)尼崎地域・産業活性化機構(以下、「活性化機構」という)における中小企業勤労者福祉共済事業の担当者として斡旋するにあたり、共済事業及び活性化機構の安定した運営を図るため、関係部局で協議した結果、次のとおり人件費補助を行う。」と記載され、具体的には尼崎市が活性化機構に対して次のような人件費補助を行うことになったとされている。

- ・ 平成 21 年及び平成 22 年度

国庫補助金(11,400,000 円)の 2 倍の額(22,800,000 円)を尼崎市から活性化機構に補助するものとし、実際の人件費との差額はハートプル事業の会費負担とする。

- ・ 平成 23 年及び平成 24 年度

国庫補助金(11,400,000 円)の 2 倍の額(22,800,000 円)は、ハートプル事業の会費負担とし、実際の人件費との差額を尼崎市から活性化機構に補助する。

- ・ 平成 25 年度以降

補助の考え方などについて、別途協議し決定する。

ウ 補助の必要性

(ア) 令和 2 年度の本補助金の決裁文書の記載によると、本件職員の人件費補助は、勤労者福祉協会の解散に伴うプロパー職員の雇用確保が主な理由で実施されるようになったと解されるが、法的には尼崎市は本件職員に対して雇用責任を負う立場になく、本件職員の雇用確保は、補助金の必要性を直接に基礎付ける事情とはならない。

また、平成 21 年度決裁文書には、「共済事業及び活性化機構の安定した運営を図るため」と記載されており、ハートプル事業の公益性が

考慮されていることが窺われる。この点、ハートプル事業の内容からすると一定の公益性を有することが認められるため、活性化機構が同事業を承継した当初は、これを円滑に運営継続するために同事業を担当していたプロパー職員の人件費の補助を行うことについて一定の必要性が認められるとも言える。しかし、ハートプル事業が活性化機構に承継されて10年以上が経過した令和2年度の時点においても、同様の必要性があるかは別問題であり、補助金交付の時点での活性化機構の財務状況、ハートプル事業の収支や運営状況（会員数及び福利事業や給付事業の件数等）、同事業の業務量と担当する職員の人員体制（同事業の業務に精通した本件職員以外の職員の有無等）等を考慮して、毎年度個別に判断されるべきものである。平成21年度決裁文書において平成25年度以降の人件費補助の考え方については別途協議して決定するとされているのも同趣旨と解される。

- (イ) 令和2年度の補助金交付申請書には、令和2年度の活性化機構の収支予算書が添付されており、ハートプル事業のうち公益目的事業会計に計上されている福利事業については3,556,000円（同年度の収支計算書では2,770,765円）の赤字、収益事業等会計に計上されている給付事業の収支差額は0円とされている。また、令和2年度の補助金交付申請書には添付されていないが、活性化機構がホームページ上で公開している令和2年度の貸借対照表によると、一般正味財産期末残高は1,104,087,245円、指定正味財産を含めた正味財産期末残高は1,591,547,465円とされている。

他方で、令和2年度の補助金交付申請書及びその添付書類には、ハートプル事業の公益性に着目して同事業への人件費補助の必要性を検討するにあたり考慮すべき、活性化機構の財務状況、同事業の運営状況、業務量と同事業を担当する職員の人員体制等に関する事情が記載されておらず、地域産業課が他の方法でこれらの事情を審査した痕跡も見当たらないことから、本件職員の人件費補助の必要性について十分な審査が行われたとは認められない。

エ 補助金額の相当性

ハートプル事業について補助金を交付する必要性が認められるとしても、その補助金額の相当性については、別途検討を要する。

令和2年度の補助金交付申請書には、同年度の活性化機構の収支予算書が添付されており、ハートプル事業のうち公益目的事業会計に計上されて

いる福利事業については 3,556,000 円（同年度の収支計算書では、2,770,765 円）の赤字、収益事業等会計に計上されている給付金事業の収支差額は 0 円とされている。この点について、本件職員に対する人件費補助金を含む尼崎市からの補助金は、福利事業及び給付事業の収益としては計上されていないことからすると、ハートプル事業への事業補助として、本件職員の管理職手当を除く人件費全額（年間合計 7,399,389 円）を補助することについて相当性が認められるのか疑問がある。

なお、そもそも本件職員が令和 2 年度もハートプル事業の業務に従事していること自体、令和 2 年度の本補助金の決裁文書によって確認できないことは上述のとおりであり、補助金額の相当性の審査及び本補助金の効果検証の審査を適切に行うためにも、本件職員の担当業務や活動内容について具体的に説明を求めるべきである。

7 尼崎地域産業活性化機構補助金（尼崎商工会議所事業補助金）

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎地域産業活性化機構補助金（尼崎商工会議所事業補助金）		
所管部署	経済環境局 経済部 地域産業課		
補助金等の目的・概要	尼崎市内の産業団体が行う、地域産業の振興や活力ある街づくりの推進を目的とした公益性の高い事業に対し、その経費の一部を補助することで、同産業団体の育成及び事業強化並びに市内商工業の発展を図ることを目的とする。		
補助開始年度	昭和42年度		
令和2年度の交付先 （交付先の件数）	尼崎商工会議所 （1件）		
補助対象経費	事業費		
根拠規程等	尼崎市産業団体事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 （単位：円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1,500,000	1,500,000	1,500,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

なし。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 77】 交付申請書の内容審査

交付決定にあたり、交付申請書の添付書類（事業計画書等）について、より充実した内容のものを求めるべきである

(理由)

提出されている事業計画書等の内容が薄く、これだけでは、要綱第 6 条に基づき交付決定を行うことが適当であるかの審査を行うことは困難である。

少なくとも、同じ要綱に基づき補助金を交付している協同組合尼崎工業会と同程度の内容の事業計画書の提出を求めるべきである。

8 実践型インターンシップ推進事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	実践型インターンシップ推進事業補助金		
所管部署	経済環境局 経済部 しごと支援課		
補助金等の目的・概要	尼崎市内には魅力ある企業が多数存在しているものの広く知られていないのが実情であり、個々の企業の優位性などを広く発信していく必要がある。地域に根付き地域経済を支えている尼崎市内企業の魅力を将来の産業界を担う若者に発信し、また体感できる場を提供することで、学生の社会人基礎力の養成や尼崎市内企業の課題解決・魅力向上を図る。		
補助開始年度	令和元年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	特定非営利活動法人JAE (1件)		
補助対象経費	事業費		
根拠規程等	実践型インターンシップ推進事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)		令和元年度	令和2年度
		2,450,000	3,250,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

令和元年度より委託事業から補助事業に変更された。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 78】政策目的の明記

尼崎市は、要綱に本補助金の政策目的を明記すべきである。

(理由)

要綱第 1 条（趣旨）では、本補助金の目的として実践型インターンシップを実施、普及させることが掲げられているが、これは手段に過ぎず、これをもって実現すべき政策目的が明記されていない。政策目的が明確でないと十分な効果検証も困難となる。

【意見 79】事業の適法性のチェック

尼崎市は、長期実践型インターンシップが適法に実施されているかについて確認すべきである。

(理由)

長期実践型インターンシップに参加する大学生等は受入事業者で 3 か月から 6 か月程度の期間にわたり、新規事業の企画立案・実施などの実践的なプロジェクトに従事する活動を行うことが予定されており、労基法等の労働法令において労働者性が認められる可能性がある。

要綱第 3 条では、関係法令を遵守して事業を実施できる者であることが補助対象者の要件とされていることから、上記参加大学生等の労働者性の有無及びこれが認められる場合の労基法等の労働法令の遵守状況を確認すべきである。

9 シルバー人材センター補助金（人的支援分）

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	シルバー人材センター補助金（人的支援分）		
所管部署	経済産業局 経済部 しごと支援課		
補助金等の目的・概要	公益社団法人尼崎市シルバー人材センターの安定的かつ自立した経営の確立に向けての取り組みを推進すべく、同センターの要請に基づき常務理事として推薦したOB職員の人件費について補助金を交付する。		
補助開始年度	平成14年度		
令和2年度の交付先 （交付先の件数）	公益社団法人尼崎市シルバー人材センター （1件）		
補助対象経費	人件費		
根拠規程等	なし（方針決裁）		
補助金等交付実績 （単位：円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	8,465,682	8,511,085	8,519,340
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

なし。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 80】 補助金の必要性のチェック

尼崎市は、本補助金を交付する必要性を検証し、必要に応じて見直すべきである。

(理由)

補助対象のOB職員1名は、公益社団法人尼崎市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）が自らの業務に従事させるために委任契約を締結して常務理事に選任している者である。また、センターの令和2年度の収支は黒字であることからしても、センターの要請に応じてOB職員を推薦すること自体はともかく、同人の人件費について補助金を交付する必要性が認められるのか疑問がある。

なお、資産統括局長及び総務局長が各部局長宛てに令和3年4月1日付け

で発出した「外郭団体等への職員派遣及び職員 OB 斡旋等の考え方について」(第3章第3の2記載の「通知1」)によると、センターは、分類Ⅱ(尼崎市の一定関与のもと、尼崎市の政策を推進していく団体)に該当するとされ、人件費補助が可能な外郭団体等として位置づけられているが、上記通知も、人件費補助の必要性を個別具体的に検討することなく、補助金の交付を義務付けるものではないと解される。上記通知は、監査対象である令和2年度の補助金に適用されるものではないが、上記通知が発出された令和3年度以降も本補助金を交付する必要性について個別具体的に審査したうえで、交付決定すべきことには変わりはない。

【意見81】補助金額の相当性のチェック

尼崎市は、補助金額の相当性を検証すべきである。

(理由)

補助金額の相当性については、当該常務理事の担当業務を踏まえて判断される必要がある。この点、尼崎市は、給与課長が各部局企画管理担当課長宛に令和元年12月10日付けで発出した「令和2年度に外郭団体等の役員に就任する本市の元職員の報酬等の参考数値について(通知)」を参考に補助金額を決定しているが、センターでの担当業務に関係なく決定された人件費の全額について補助金を支給することに合理性は認めがたい。

【意見82】補助金の効果測定

尼崎市は、センターに当該常務理事の具体的な活動実績を報告させ、本補助金の効果を検証すべきである。

(理由)

当該常務理事の活動実績としては、出退勤時刻が記載された出勤管理簿と人件費の内訳書が提出されているのみであり、同人の具体的な活動実績は報告されていない。出勤管理簿のみでは、本補助金の政策目的(センターの安定的かつ自立した経営の確立への取り組みを推進する)の効果検証を十分に行うことはできない。

10 高年齢者就業機会確保事業費補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	高年齢者就業機会確保事業費補助金		
所管部署	経済産業局 経済部 しごと支援課		
補助金等の目的・概要	労働者の能力を活用することが出来る就業機会の増大及び福祉の増進を図るため、公益社団法人尼崎市シルバー人材センターが実施する事業に対して補助金を交付し、団体の活動支援を行う。		
補助開始年度	昭和55年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	公益社団法人尼崎市シルバー人材センター (1件)		
補助対象経費	運営費、事業費		
根拠規程等	高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	23,996,000	23,996,000	24,496,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

なし。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果2】「消費税仕入税額控除の確定に伴う補助金の返還」に係る条項

尼崎市は、要綱に「消費税仕入税額控除の確定に伴う補助金の返還」に関する条項を追加すべきである。

(理由)

ア 消費税仕入額控除の概要

(ア) 消費税の仕組み

消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く課税される税で、消費者が負担し、事業者が納付する間接税である。

消費税は生産、流通などの各取引段階で課税されるが、税が累積しない

仕組みが採られている。具体的には、消費税の申告時において、消費税の課税対象となる資産の譲渡等（課税売上）に係る消費税額から、消費税の課税対象となる資産の譲り受け等（課税仕入）に係る消費税額を控除（仕入税額控除）する仕組みとなっている。

これを算式で示すと、以下のようになる。

商品の売上等の 課税仕入に係る消 費税（以下、「仮 受消費税」とい う）	—	材料の仕入及び固 定資産の取得等の 課税仕入に係る消 費税（以下、「仮払消 費税」という）	=	納税額
--	---	---	---	-----

(イ) 消費税と補助金

補助金対象事業者が行う補助対象の費用の支出や固定資産の取得は、課税仕入に該当するため、消費税の課税事業者が補助金を受領して課税仕入を行った場合、補助金事業に係る課税仕入の仮払消費税額分だけ、補助金事業を行わなかった場合に比して、納税額が減少する。

(具体的計算例)	
「ケース1 補助金がない場合」	
課税売上高	1,100 (内消費税 100)
課税仕入高	550 (内消費税 50)
人件費等非課税仕入高	300 (内消費税 0)
納付税額	100 — 50 = 50
「ケース2 補助金がある場合」	
課税売上高	1,100 (内消費税 100)
課税仕入高	550 (内消費税 50)
人件費等非課税仕入高	300 (内消費税 0)
補助金の受領	220 (内消費税 0)
補助金による課税仕入高	220 (内消費税 20)
納付税額	100 — (50+20) = 30

ケース2は補助金交付を受けなかった場合に比べ、納税額が20減少している。以上のことから、消費税仕入税額控除を受けることが出来る事業者にとっては、仕入税額控除額相当額は補助事業に必要な経費とはなり得な

いため、補助対象とすべきではない。この考え方に基づき国からは補助金事業における取扱いの通知等が多く発せられている。

イ 問題点

厚生労働省の「高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」の第 1 条では、「高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び厚生労働省所管補助金等交付規則の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。」としている。

また、同要綱の第 13 条（消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）においては、第 1 項で「補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助事業に係る消費税仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税額の確定に伴う報告書（様式第 11 号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。」、第 2 項で「厚生労働大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除額の返還を命ずる。」と定められている。

しかしながら、尼崎市の本補助金の要綱では、上記厚生労働省の要綱の第 13 条（消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）に該当する条項が欠落している。また、同 13 条では「補助事業に係る消費税仕入控除額が確定した場合は、たとえ仕入控除税額が 0 円であっても、報告しなければならない。」とされているところ、尼崎市においては、消費税仕入控除額の報告の条項が欠落しているため、補助対象事業者がこの報告を行っていない可能性がある。

したがって、高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱に「消費税仕入税額控除の確定に伴う補助金の返還」に関する条項を追加する必要がある。

11 尼崎環境財団補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎環境財団補助金		
所管部署	経済環境局 環境部 資源循環課		
補助金等の目的・概要	(公財) 尼崎環境財団に対し人的支援を行うことにより、尼崎市の環境保全や公衆衛生の向上に貢献することを事業目的とする当該財団の中長期的な経営計画や効率的な業務執行体制を整備し、安定した経営基盤の確立による自立を図ること。		
補助開始年度	平成4年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	(公財) 尼崎環境財団 (1件)		
補助対象経費	人件費		
根拠規程等	なし(方針決裁)		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	10,810,095	7,698,105	7,701,583
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

公益財団法人尼崎環境財団(以下、「環境財団」という。)は、尼崎市における環境の保全及び公衆衛生の確保を図るべく、昭和56年に設立された。現在の主な事業内容は次のとおりである。

①し尿の収集運搬及び一般廃棄物処理施設の運営に関する事業

一般家庭や工事現場等の仮設トイレからし尿を収集し、運搬する事業や、クリーンセンターし尿処理施設において、し尿・浄化槽汚泥の受入確認や圧送設備の運転・維持管理業務をする事業などを実施している。いずれも尼崎市から委託を受けた事業である。

②環境美化及び環境保全の推進に関する事業

尼崎市から委託を受けた事業としては、不法投棄防止対策等事業、市民工房管理運営事業、地域清掃ごみ等収集運搬事業がある。

③斎場・墓園の管理運営に関する事業

尼崎市立弥生ヶ丘斎場及び尼崎市墓園の指定管理者として、施設の維持管理業務を

実施している。

④ごみ収集運搬事業

自主的な収益事業として、民間施設から排出される事業系一般廃棄物や、尼崎市内の駅前広場から排出されるごみの収集運搬等を行っている。

(環境財団ホームページ掲載の情報に基づき監査人作成)

本補助金は、平成 4 年度に交付が開始されているようであるが、その補助対象経費の内容等の詳細は不明である。ただし、環境財団は、平成 21 年度に、減損会計を導入したことを機に単年度赤字決算に陥り、退職給付引当を行っていなかったこと等から、実質的には危機的な収支見直しにあることが判明したとのことである。このような背景のもと、平成 23 年度からは、環境財団の経営の自立化を促進し、経営改善を進めることを目的に、OB 職員の派遣とその人件費補助をセットで実施してきた。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 83】OB 職員の人件費負担

尼崎市は、財団の収支状況及び将来的な環境財団の方向性を踏まえ、補助金の減額・廃止を含めた見直しを検討されたい。

(理由)

本補助金は、平成 23 年度から人的支援とのセットで交付されており、その成果として、収益増や財務基盤の強化が図られたという。しかしながら、財団の財務諸表によれば、平成 28 年度から令和 2 年度まで、経常収益計は 511,459,640 円～516,635,165 円の間で、経常費用計は 484,745,596 円～500,035,239 円の間で推移しており、一般正味財産増減額は 14,585,466 円～21,896,751 円の間で黒字となっているが、収益が増加傾向にあるというわけではなく、既に一定の経営改善がなされ、経営は安定していると考えられる。

市の主張では、環境財団の懸案事項である退職金の積立不足がいまだ解消されておらず、盤石な体制とは言い難いとのことであるが、主として中小企業退職金共済制度による積立をする以外に、特段の策を講じていることはうかがえない。直近の事業報告や事業計画を見ても、経営改善に関する具体的な課題についての言及はなく、人的支援によって解決すべき経営課題が残っているか疑問がある。

以上のことから、財団に対して人的支援をする必要性について、財団が安

定的に黒字経営となった現在は、平成 23 年当時とは状況が異なっているといわざるを得ない。

もっとも、環境財団が担う事業が公益的性格の強いもので、市と協働していくべき団体であること、環境財団内に中長期的な視点から団体運営を担える人材がいないという現状からすれば、OB 職員を斡旋する必要性が認められる余地がないとはいえない。しかし、OB 職員の斡旋に関する必要性と、人件費補助の金額（補助率）については別問題である。この点につき、市の全庁的なルール（前記「OB 職員報酬通知」）において、上限額が定められているところ、本補助金の額は当該ルールにおける上限額で設定されていると思われる。しかしながら、環境財団の常務理事の職務内容や、前記の環境財団の財務状況を踏まえたときに、上限額での補助が必要であるという十分な根拠があるか不明である。

将来的には財団を解散させる方向性であることも踏まえ、これを機に補助金の減額・廃止を含めた見直しを検討されたい。

12 資源集団回収運動奨励金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	資源集団回収運動奨励金		
所管部署	経済環境局 環境部 資源循環課		
補助金等の目的・概要	資源集団回収運動を実施する団体に対して奨励金を交付することにより、ごみの減量化及び資源の有効活用を図るとともに、コミュニティづくり及びリサイクルシステムの維持にも寄与することを目的とする。		
補助開始年度	平成3年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	資源集団回収運動を定期的実施する市内の社会福祉協会、子ども会、老人クラブ、婦人会、PTA等の営利を目的としない市民団体に市に登録した団体（534件）		
補助対象経費	奨励金		
根拠規程等	資源集団回収運動奨励金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	17,826,617	16,448,090	14,539,433
財源	市町村振興協会市町交付金		

(2) 補足説明

本奨励金の概要は以下のとおりである。平成 18 年度以降、業者奨励金の交付実績はなく、団体奨励金を中心となっている。

	団体奨励金	業者奨励金
交付対象	上記交付先団体	古紙回収業者による団体からの古紙回収業務及び回収物の問屋等への引渡業務が古紙相場の下落により継続困難な状況にある場合において、当該業務を行う古紙回収業者
奨励金の額	対象品目の回収 1 キログラムにつき 3 円	古紙を対象に、各年 1 月から 6 月までの回収分及び 7 月から 12 月までの回収分ごとに、市長が別に定める基準に基づき設定した額

団体奨励金の交付対象品目は、紙類、布類、缶類、ビン類である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 84】 奨励金の実効性確保

回収された資源が適切に有効活用されるように、尼崎市は、市民団体から資源を回収する業者の登録制度の導入を検討されたい。

(理由)

団体奨励金は、登録を受けた市民団体が業者に資源を引き渡し、回収した業者から発行される仕切書を添えて申請することとなっている。しかし、当該回収業者が適切に資源として有効活用をしているかについて、尼崎市は確認しておらず、そのような仕組みにはなっていない。

本奨励金のごみの減量化及び資源の有効活用を目的としていることからすれば、実際に当該資源が有効活用されて初めてその目的を達することができる。尼崎市が直接、有効活用の状況を把握することは困難であっても、本奨励金を交付することができる業者を登録制にしたうえで、登録の際に有効活用

していることの資料提出をさせる等によって、間接的にはあるが、資源として有効活用されることを担保することは可能である。

古紙については、市民団体等が回収した古紙を回収業者が市民団体から有償で買取り（市は市民団体等に団体奨励金支給）、⇒回収業者が古紙問屋等に売却してリサイクルされるという流れで処理される。このように、有償で回収業者が買い取っているため、わざわざ買い取ったうえで不法投棄等のリサイクル化に繋がらない不適正な処理をすることは考えづらいものの、尼崎市が資源の有効活用に向けた取り組みを推進していくことは、循環型社会の形成を目指す尼崎市環境基本計画とも軌を一にするものであって、これを通じてさらなる市民・事業者の意識啓発が図られることにもつながる。

については、本奨励金が実際の効果に結びつくような仕組みの導入を検討され、他の事業においても実効的な取り組みを推進されたい。

第7 都市整備局の補助金等に係る監査の結果及び意見

1 老朽危険空家等除却費補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	老朽危険空家等除却費補助金		
所管部署	都市整備局 住宅部 住宅政策課		
補助金等の目的・概要	老朽危険空家等の解体及び撤去に要する経費の一部を補助することにより、当該空家等の除却の推進を図る		
補助開始年度	平成29年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	2件		
補助対象経費	老朽危険空家等の除却工事費（ただし、標準除却費のうちの除却工事費の額を限度とする。）		
根拠規程等	尼崎市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	693,000	0	2,058,000
財源	国、県、尼崎市		

(2) 補足説明

本補助金は、本来、法令に基づく助言や指導を受けた所有者等が自費で空家等の除却等をすべきとの考え方から、他の補助制度とは異なり、市の補助事業の一覧表にも掲載していない制度である。

市の担当者によると、助言や指導を受けた所有者等との折衝の中で除却費用を負担できるだけの資産が無いと判断した場合にのみ本補助制度を紹介しているとのことである。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 85】 補助要件の整備

尼崎市は、補助金交付の実体に合った交付要件を要綱で規定すべきである。

(理由)

本来、法令に基づく助言や指導を受けた所有者等が自費で空家等の除却等をすべきとの考え方から、本補助制度は、市の補助事業の一覧表にも掲載されておらず、市民への広報の対象とされていない。政策的に補助金のあり方としてこのような考え方を採用することはあり得るところであるが、補助金交付要綱では交付の要件につき上記の考え方が反映されていない状況である。

すなわち、補助金交付要綱第 3 条第 1 項は、補助対象者につき前年度の所得金額が 900 万円以下の者に限定する要件を挙げてはいるものの（同項第 2 号）、保有資産の状況を踏まえた除却費用の負担の可否については何ら要件として規定していない。

また、補助金交付要綱第 1 条の補助の趣旨を含め、本補助制度が自費で除却等ができない場合の補充的な制度であること示す事項は規定されていない。補助金交付手続の現状に鑑みれば、実態として補助金交付要綱には規定されていない要件を付加して補助の決定がされていることにほかならず、恣意的な補助制度の運用が懸念されるところである。

そのため、上記の補助制度の運用方針を維持するのであれば、その方針を踏まえた補助の交付要件を要綱で規定すべきである。

2 尼崎緑化公園協会補助金（人件費）

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎緑化公園協会補助金（団体職員人件費補助金）		
所管部署	都市整備局 土木部 公園計画・21世紀の森担当		
補助金等の目的・概要	OB職員の人件費相当額を補助することにより外郭団体である尼崎緑化公園協会の人的支援を行う		
補助開始年度	昭和62年		
令和2年度の交付先 （交付先の件数）	1件		
補助対象経費	職員人件費相当額		
根拠規程等	なし（方針決裁）		
補助金等交付実績 （単位：円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	8,644,071	8,693,514	8,656,959
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

現在、本補助金は、尼崎市財政課及び人事課から発出されている「外郭団体等への職員派遣及び職員 OB 斡旋等の考え方について」（第3章第3の2記載の「通知1」）に示された基準等を踏まえて対象職員の人件費の全額が支出されている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 86】OB 職員の人件費負担（補助金額等の見直し）

尼崎市は、補助金交付の金額等の見直しを検討すべきである。

（理由）

前記「外郭団体等への職員派遣及び職員 OB 斡旋等の考え方について」によると、尼崎市緑化公園協会（以下、「協会」という。）は、分類 I（市と一体的あるいは市に代わって市の政策を推進していく団体）に該当するとされ、人件費補助が可能な外郭団体等として位置づけられており、前記「OB 職員報酬通知」にしたがい、当該 OB 職員の元役職に応じた上限額が交付されている。

協会の事業内容、財務状況等により、OB 職員が勤務すること及びその人件費補助の必要性が認められるとしても、具体的に「当該元役職の」OB 職員を

勤務させることの必要性や補助する金額の妥当性を検討しなければならない。すなわち、補助の可否及びその金額の決定にあたっては、当該OB職員が団体で行う具体的な職務内容等を十分に調査したうえで、補助金額が公益目的を達成するために必要かつ最小限度と評価されるかについて、交付申請、実績報告の両場面で常に検証しなければならない。

しかしながら、上記の検証が行われないまま前記「OB職員報酬通知」の上限金額が交付されているところであり、当該OB職員を勤務させることの具体的な必要性や補助する人件費の額の合理性を十分に踏まえた上で、補助金交付の金額等の見直しを検討すべきである。

第8 消防局の補助金等に係る監査の結果及び意見

1 消防団等交付金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎市消防団運営交付金		
所管部署	消防局 企画管理課		
補助金等の目的・概要	地域に密着した消防団の円滑な運営を図るため、消防団に対して運営交付金を交付する。		
補助開始年度	昭和37年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	・ 団本部	1,000,000円×1本部	
	・ 団地区本部	250,000円×6地区	
	・ 分団	100,000円×58分団	計 65件
補助対象経費	研修費、訓練費、消防団員に係る慶弔費、出勤費、予防費、会議費、消耗品費、その他消防団活動に必要な経費		
根拠規程等	尼崎市消防団運営交付金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	8,300,000	8,300,000	8,300,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

消防団は、「自らのまちは自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された市町村の消防機関であり、それぞれの市町に設置されている。

消防団に所属する消防団員は、常勤の消防職員とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場に駆けつけ、消火活動や救助活動を行う非常勤特別職の地方公務員であり、令和2年4月1日現在894人が在籍している。

消防団は、以下の表に示すとおり、6地区58分団で構成されている。

中央地区	小田地区	大庄地区	立花地区	武庫地区	園田地区
城内分団	潮江分団	浜分団	尾浜分団	東武庫分団	園田第1分団
難波分団	久々知分団	道意分団	大西分団	西武庫分団	園田第2分団
開明分団	藻川分団	東分団	塚口分団	守部分団	園田第3分団
西難波分団	小田北分団	浜田分団	三反田分団	南武庫之荘分団	園田第4分団
竹谷分団	若草分団	西分団	七松分団	西富松分団	園田第5分団
大物分団	常光寺分団	今北分団	水堂分団	武庫庄分団	園田第6分団
水上分団	杭瀬分団	西立花分団	東富松分団	友行分団	園田第7分団
	左門殿分団	東大島分団	南塚口分団	時友分団	園田第8分団
	稲川橋分団	西大島分団	上ノ島分団	西昆陽分団	園田第9分団
	金楽寺分団		栗山分団	常松分団	園田第10分団
			塚口本町分団	常吉分団	

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果3】補助金の適正使用（添付書類の妥当性 [その1]）

尼崎市は、交付金収支報告の添付書類である領収書について、消防団内の支出にとどまらず、消防団から外部に支払われた際の領収書の添付を求めるべきである。

また、A地区の全分団及びB地区の全分団の領収書が、宛名以外の領収日、領収金額、但書及び領収者が同一という異常な状態となっていることから、その理由を調査されたい。

(理由)

令和2年度の本交付金の交付手続において、A地区の各分団が提出した「消防団運営交付金収支内訳書」(以下、「収支内訳書」という。)を閲覧したところ、以下の記載となっていた。

支出日 分団	R2. 9. 15	R2. 9. 30	R3. 2. 17	R3. 2. 17
a	30,000円	20,000円	30,000円	20,000円
b	30,000円	20,000円	30,000円	20,000円
c	30,000円	20,000円	30,000円	20,000円
d	30,000円	20,000円	30,000円	20,000円
e	30,000円	20,000円	30,000円	20,000円
f	30,000円	20,000円	30,000円	20,000円
g	30,000円	20,000円	30,000円	20,000円
h	30,000円	20,000円	30,000円	20,000円
i	30,000円	20,000円	30,000円	20,000円
j	30,000円	20,000円	30,000円	20,000円
k	30,000円	20,000円	30,000円	20,000円

そして、同支出に係わる領収書には、A地区の全分団とも以下のとおり記載されている。(○には各分団名が記載、△△△△はすべて同一名)

令和2年9月15日 宛先： ○分団 様 領収金額： 30,000円 但書： 令和2年度分団長等研修旅行積立金(上半期) 領収者： 尼崎市消防団 副団長 △△△△
--

令和2年9月30日 宛先： ○分団 様 領収金額： 20,000円 但書： 令和2年度 A地区幹部負担金その他分担金(上半期) 領収者： 尼崎市消防団 副団長 △△△△
--

令和3年2月17日

宛先： ○分団 様

領収金額： 30,000 円

但書： 令和2年度分団長等研修旅行積立金（下半期）

領収者： 尼崎市消防団 副団長 △△△△

令和3年2月17日

宛先： ○分団 様

領収金額： 20,000 円

但書： 令和2年度 A地区幹部負担金その他分担金（下半期）

領収者： 尼崎市消防団 副団長 △△△△

令和2年11月11日

宛先： 尼崎市消防団副団長（A地区） 様

領収金額： 60,000 円

但書： 令和2年度分団長等研修旅行積立金（上・下半期）

領収者： 尼崎市消防団 副団長 △△△△

以上のとおり、A地区のすべての分団において、①令和2年9月15日に令和2年度分団長等研修旅行積立金（上半期）30,000円及び②令和3年2月17日に令和2年度分団長等研修旅行積立金（下半期）30,000円が支出されていた。また、同じく同地区のすべての分団において、③令和2年9月30日に令和2年度A地区幹部負担金その他分担金（上半期分）20,000円及び令和3年2月17日に令和2年度A地区幹部負担金その他分担金（下半期分）20,000円が支出されている。

さらに、B地区の各分団の収支内訳書に添付されている領収書の記載内容も、A地区と同様、日付、費目、内容、金額が所属の全分団においてすべて同じであったことから、各領収書がそれぞれの分団ごとの個別の支出を反映したものと到底考えにくく、尼崎市において、各領収書の作成経緯を調査する必要がある。また、上記領収書は、「令和2年度分団長等研修旅行積立金」及び「尼崎市消防団A地区幹部負担金等」として、当該分団から副団長が金員を預かったことの証拠となる書類ではあるが、それだけでは地方自治体の支出とは認められない。「A地区幹部負担金その他分担金」等の記載では支出内容も不明であり、当該分団が最終的に外部に支出したとみなされる時点の請求書及び領収書を添付すべきである。

【監査の結果 4】 補助金の適正使用（添付書類の妥当性 [その 2]）

尼崎市は、本交付金の交付手続において、消防団内部の副団長の領収書だけでなく、購入した備品の請求書、見積書及び領収書等の添付を求めるべきである。

（理由）

D 地区の映像設備等購入に要した費用として、同地区内のすべての分団の収支報告書に、以下の記載内容の領収書が添付されている。

宛名	領収金額	但書	日付	領収者
○分団	30,000 円	令和 2 年度尼崎市消防団 D 地区の映像設備等購入負担金として、領収致しました。	R3. 2. 19	尼崎市消防団副団長 △△△△

本ケースにおいては、地区として備品を購入したものと考えられるが、上記領収書は、D 地区の代表である副団長が当該分団から金員を預かったという限度での証拠にしかならず、交付手続における添付書類としては不十分である。

よって、上記領収書に加えて、D 地区消防団が映像設備等購入のために外部に金員を支出した際の請求書、見積書及び領収書等の添付を求めるべきである。

【監査の結果 5】 交付金の適正使用（餞別の支出）

特定の地区において、交付対象となる費用として「消防団員幹部教育指揮幹部科現場指揮課程入校激励金」なるものが存在するが、いわゆる餞別を公金で支出することは適切でないので、今後このような支出をすべきではない。

（理由）

B 地区の支出に「消防団員幹部教育指揮幹部科現場指揮課程入校激励金 10,000 円」とあるところ、実質は消防団員の幹部研修に際しての餞別にほかならないと考えられる。

地方公務員に対する餞別を公金で支出することは、明らかに不適切であるので、かかる運用は廃止する必要がある。

【意見 87】 補助金の適正使用（添付書類の妥当性 [その 3]）

C 地区の全分団の領収書において、宛名以外の記載事項（領収者、領収日、領収金額及び但書）が同一という異常な状態となっているので、その理由を調査されたい。

（理由）

令和 2 年度の本交付金の交付手続において、C 地区の全分団が提出した収支内訳書添付の領収書を閲覧したところ、すべての領収書が以下の記載となっていた。

宛名	領収金額	但書	日付	領収者
尼崎市消防 団○分団	15,000 円	T シャツ代として 記載なし	R2. 6. 16	A 社 B 社
	70,000 円	収支内訳書上は「防 寒衣」 記載なし	R2. 11. 26	C 社
	15,000 円	収支内訳書上は「ポ ンプ操法用ホース」	R3. 3. 3	

上記各領収書の記載内容が、それぞれの分団ごとの個別の事情を反映した支出であるとは到底考えにくいので、尼崎市において、各領収書の作成経緯を調査する必要がある。

【意見 88】 修正収支報告書の再提出

尼崎市は、本交付金の収支報告書に誤りが発見された場合は、交付先に修正収支報告書の再提出を求めることが望ましい。

（理由）

E 地区の 1 分団の収支報告書を閲覧したところ、同報告書に赤字で訂正がなされているものの、市に修正報告をすることなくそのままの形で保管されていた。

収支報告書に誤りが発見された場合は、公正決定の観点から、修正した収支報告書を再提出させるべきである。

【意見 89】支出対象費目のルール

尼崎市は、消防団運営交付金でどのような支出ができるかが明確になる、より具体的な指針を作成すべきである。

(理由)

要綱第 4 条において、「交付金は次に掲げる費目に従って使用するものとする。」と記載され、以下の各費目が列挙されている。

- (1) 研修費
- (2) 訓練費
- (3) 消防団に係る慶弔費
- (4) 出勤費
- (5) 予防費
- (6) 会議費
- (7) 消耗品費
- (8) その他消防団活動に必要な経費

本交付金においては、上記【監査の結果 5】のように適切でない支出も行われているように、非常勤の地方公務員である消防団員にとって、各費目において具体的にどのような支出が交付金の対象となるのかについて、判断しづらい状況が生じているものと思われる。

交付手続の適正の観点からは、交付申請者にとって、当該経費の交付対象としての適否が可能な限り明らかになっていることが望ましいので、客観的なルール作りが必要である。

第9 教育委員会事務局の補助金等に係る監査の結果及び意見

1 学校プール開放支援事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	学校プール開放支援事業補助金		
所管部署	教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ推進課		
補助金等の目的・概要	夏休み中に市立小学校のプールを開放する事業を運営する団体に運営費等を補助することで、中学生以下の子どもたちが自由に水に親しめる場を確保し、夏季休業中の生活を充実させることにより、子どもたちの健康増進と健全育成を図る。		
補助開始年度	平成21年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	0件（令和2年度はCOVID-19の影響により事業中止） 〈令和元年度の交付先〉 スポーツクラブ21杭瀬、学校プール開放事業運営協議会、今北エコクラブ、スポーツクラブ21上坂部 以上4件（4団体にて6小学校で実施）		
補助対象経費	監視員関係経費、保険料、運営経費等		
根拠規程等	学校プール開放支援事業補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	3,414,760	3,134,380	0
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

本補助金は、中学生以下の子どもたちが自由に水に親しめる場を確保し、夏休み中の生活を充実させる目的で、夏休み中の一定期間に市立小学校のプール開放を実施する団体に、運営経費等を補助するものである。

令和元年度の実施校は、難波小学校、杭瀬小学校、大島小学校、浜田小学校、上坂部小学校、武庫東小学校6校であったが、令和2年度はCOVID-19の影響のため事業が中止されている。

プール開放の実施回数により交付額は異なるが、基本的には定額が交付されている（上限あり）。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 90】 プール貸し出し後の現状復旧の確認の徹底

尼崎市は、プール開放終了後の現状復旧の確認を適切に実施し、利用後のプールの状態に問題がなかった旨の記録を文書で残すべきである。

(理由)

要綱第3条第3項においては、「利用後の原状復旧については、責任を持って行う」と記載されているが、現在の運用では特に原状復旧の確認の記録を残していないとのことである。しかしながら、本事業は、夏休み中に、市の教育施設を外部の者に貸し出すものである以上、現状復旧の確認を適切に実施し、次回以降の開放開始時のプールの客観的状況を明らかにしておくためにも、問題がなかった旨の記録を文書で残すことが望ましい。

2 尼崎市体育協会補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	尼崎市体育協会補助金		
所管部署	教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ推進課		
補助金等の目的・概要	尼崎市体育協会に対して補助金を交付し、その活動を支援することにより、スポーツ活動をより充実させ、心身ともに豊かな市民生活の醸成を図る。		
補助開始年度	平成25年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	1件		
補助対象経費	強化振興事業費、普及啓発事業費、指導者養成事業費等の事業実施経費（事務費及び上部団体への負担金は除く）		
根拠規程等	尼崎市体育協会補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1,405,000	1,405,000	1,405,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

本補助金は、市の外郭団体である尼崎市体育協会（以下、「体育協会」という。）に対し、上記補助対象経費について、50%を上限として補助を行うものである。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 91】利益相反のおそれ（事務局体制）

尼崎市は、補助金交付申請を行う体育協会の事務局職員と、実質的な補助金交付決定者が同一人となっていることで、本補助金について実質的に審査機能が働かない状況が生じているため、ほぼ市のスポーツ推進課職員のみで構成されている体育協会の事務局体制を市の外部者に変更すべきである。

(理由)

本補助金の交付手続の窓口は市のスポーツ推進課が担当しているところ、体育協会役員名簿令和元年・2年度によれば、事務局の体制は、以下の表のとおり、5名の事務局のうち、4名を市の職員が担い、そのうち3名がスポーツ推進課の所属、もう1名が管轄部の部長という状況にある。

事務局	A氏	尼崎市教育委員会社会教育部	部長
〃	B氏	尼崎市教育委員会社会教育部 スポーツ推進課	課長
〃	C氏	尼崎市教育委員会社会教育部 スポーツ推進課	係長
〃	D氏	尼崎市教育委員会社会教育部 スポーツ推進課	一般職員
〃	E氏	(公財)尼崎市スポーツ振興事業団 総務課	一般職員

このような状況では、補助金交付申請手続を実際に行う事務局職員と市の補助金交付決定者が実質的には同一人となっているといわざるを得ず、本補助金について実質的に審査機能が働かない、いわゆる「お手盛り」の防止が困難な状況となっている。

よって、体育協会の事務局体制を市の外部者に変更し、補助金の交付事務において適正なチェック機能を働かせる必要がある。

なお、体育協会の事務は、地方公務員の職務ではないため、市の職員が体育

協会の業務を行う場合は職務免除の手続を行う必要があると考えられるが、職務免除の手続はとられていないとのことである。

さらに、体育協会の事務局設置場所は、教育委員会事務局内にあるが、目的外使用許可申請は行っていないとのことであるので、使用実態を再度検証したうえで、目的外使用許可の申請について検討する必要もある。

3 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団補助金		
所管部署	教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ推進課		
補助金等の目的・概要	スポーツ基本法第34条の規定により、スポーツ振興事業を推進するための経費を補助するもの。		
補助開始年度	平成22年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	1件		
補助対象経費	人件費		
根拠規程等	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団補助金交付要綱		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	—	—	8,583,819
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

尼崎市においては、従来、尼崎市スポーツ振興事業団（以下、「事業団」という。）に対し、市の現職職員を役員として派遣していたが、令和2年度より市のOB職員の斡旋に変更されたことに伴い、当該職員の人件費の100%を補助金により支出している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 92】OB 職員の人件費負担

尼崎市は、本補助金において、OB 職員の人件費について補助 100%を実施している現状につき、見直しを検討すべきである。

(理由)

第3章第3の2で詳述したとおり、現職職員の給与を、派遣先の公益法人等に負担させないのは原則でなく、あくまでも、特別の理由がある場合の容認規定にすぎず、さらに、OB職員を斡旋するにあたっては、「公金を使った天降り」との疑念を市民に抱かせないように、人件費を補助する場合の必要性、金額の相当性が厳密に検討される必要がある。

本補助金において、前記「OB職員報酬通知」にしたがって、上限額100%が交付されている現状については、①公益目的に照らし、当該元役職のOBが勤務する必要性が真に認められるか、②仮に必要性が認められるとして、事業団における具体的な業務内容に応じて、上限額の100%を補助金として交付することが妥当であるかを十分に検証したうえで、見直しを検討すべきである。

4 英語検定料補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	英語検定料補助金		
所管部署	教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課		
補助金等の目的・概要	英語を使ったコミュニケーションの充実を図り、尼崎市の生徒の英語力の向上を推進するため、中学生、高校生を対象に英語検定の受験料の一部を補助するもの。		
補助開始年度	平成28年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	1件		
補助対象経費	英語検定受験費用		
根拠規程等	『英検チャレンジ事業』実施要領4の(3)及び『英検チャレンジ事業』の実施に関する覚書第6条		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1,768,000	1,679,000	1,656,000
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

英語検定料補助金事業は、市制 100 周年を契機に教育振興基金を活用して始められた『英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業』の一つである。

『英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業』とは、小学校・中学校・高等学校を通じて、英語学習に対して積極的な態度を育むとともに、自ら学習する意欲を高め、英語力を向上させて、国際的な視野でのコミュニケーション能力の向上を図り、その積極的な態度が他教科の学習に対しても波及することを目標とした事業であり、そのうちの一つである本『英検チャレンジ事業』は、中学生・高校生を対象に「実用英語技能検定（以下、「英検」という。）」の受験を推奨することにより、英語力の向上心を高め、自ら学習する意欲を高めることを目的としている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 93】 補助金の効果測定

尼崎市は、本補助金の効果を適切に評価できる指標を設定し、定期的にその効果を検証したうえで、当該補助金に係る事業を継続する必要性及び補助金額の相当性について検討されたい。

(理由)

英検は、高校入試や大学入試、企業のエントリーシート等において、加点要素となる場合もある文部科学省後援の検定である。検定の合格通知には期限がないため生涯資格となり、また英語圏で広く使用される共通参照レベルである CEFR により他試験団体のデータとも比較ができることで、国内外で認知度の高いものとなっているため、本事業においては、文部科学省が推進する「生徒の英語力目標向上推進プラン」に基づき、英検受験料の補助を実施している。

本補助金の評価指標は、受験者数によっているところ、下記（表 1）に記載のとおり、英検受験者数は令和 2 年度の COVID-19 の影響を除けば、年々増加傾向にあるものの、「英語力の向上心を高め、自ら学習する意欲を高める」あるいは「英語を使ったコミュニケーションの充実を図り、尼崎市の生徒の英語力の向上を推進する」ことを目的とする本補助金の評価指標として、受験者数の増減のみでは必ずしも十分でない。

例えば、補助対象となった生徒の合格率を加味するなど、目的に応じた指標の再設定が必要であると考えます。

(表 1)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受験者数	1,120 人	1,352 人	1,768 人	1,680 人	1,656 人

5 定期演奏会支援事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	定期演奏会支援事業補助金		
所管部署	教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課		
補助金等の目的・概要	児童生徒による多彩な音楽活動を通じて、子ども達を育み、大人も育ち、市民にとって愛着と誇りの持てるまちや未来につながるまちづくりを推進するもの。		
補助開始年度	平成28年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	10件		
補助対象経費	定期演奏会に係る会場使用料（付属設備使用料等含む）		
根拠規程等	定期演奏会支援事業補助金交付要綱第2,3条		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	2,145,295	1,985,030	1,825,083
財源	尼崎市の一般財源		

(2) 補足説明

定期演奏会支援補助金事業は、市制 100 周年を契機に教育振興基金を活用して始められた『育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業』の一つである。

尼崎市では、ほかにも英語科目を中心とした上記『英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業』や理数科目を中心とした『理数探求事業』があり、これら教育振興基金を活用した事業以外にも、様々な科目において特色のある事業を実施している。

『育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業』は、小学校・中学校・高等学校の児童生徒による多彩な音楽活動を通じて、子どもたちを「育み」、大人（市民）も「育ち」、市民が愛着と誇りの持てるまちを未来に「つなぐ」まちづくりを推進することを目標とした事業である。

そのうちの一つである本事業は、様々な大会において、また地域で親しまれながら活躍をしている市立中学校・高等学校の吹奏楽部に発表の機会を提供することにより、市民とともに、音楽に親しみ楽しむまちづくりを推進することを目的としている。

市内には、音楽家が選ぶ優良ホール100選にも選ばれ、オーストラリアのシドニー・オペラハウスと友好ホール提携を結ぶ「あましんアルカイックホール」が存在するところ、演奏活動面では、毎年3日間にわたって繰り広げられる「全小中学校が参加する音楽会（児童生徒文化発表会）」のほか、市立高等学校2校も、それぞれの吹奏楽部が切磋琢磨しながら様々な大会において活躍し、市民を対象とした定期演奏会を開催するなどその認知度は非常に高い。また、多くの中学校吹奏楽部が、保護者や地域市民を対象とした演奏会をはじめとした多彩な活動を行っているほか、国内外における幅広い活動が高い評価を得ている「尼崎市吹奏楽団」、「尼崎市合唱団」、「尼崎市合唱連盟」が定期的に演奏会を実施するなど、市民が様々な形で音楽活動に取り組み、また、音楽に親しんでいる。

(3) 監査の結果及び意見

【意見94】補助金の効果測定

尼崎市は、本演奏会の来場者に対するアンケートを実施するなどして、本補助金が、上記公益目的達成の手段として有効に機能しているかを検証し、また検証結果を踏まえて、補助の必要性、金額の相当性について検討することが望ましい。

(理由)

本補助金にかかる事業は、市立中学校・高等学校の吹奏楽部定期演奏会を会場使用料の補助という形で支援することによって、市民がさらに音楽に親しむ機会を学校から発信することにより、活気あふれる地域社会の実現を図り、新たな都市イメージである『音楽のまち尼崎』を標榜するまちづくりを推進しようとするものであるが、真に補助金の支出金額に見合った効果があるかについての検証は重要である。

すなわち、学校外の音楽施設を借りて、定期演奏会を実施することは、各学校の講堂等では収容できないほどの観客（出演する生徒の親族や関係者以外の一般客）が、音楽に親しみ楽しむという目的で多数来場することが前提とされていることから、本補助金の効果を考えるにあたっては、その来場者

の人数、属性はもちろん、来場した動機や、演奏への満足度、演奏会が今後の行動にもたらす影響等を可能な限り分析・把握することが必要である。

仮に、来場者の大半が出演する生徒の関係者であるとするれば、毎年、在学中の出演者の身内のみが来場することを繰り返しているだけで、本補助金が目的とする「音楽を通じた、市民にとって愛着と誇りを持てるまちづくり」への効果は薄いということになる。

よって、本補助金の効果を検証するにあたっては、来場者に対するアンケートを実施し、質問事項として①来場の動機・きっかけ、②過去に来場した回数、③演奏会を終えた感想、④次年度以降も定期演奏会に来場したいか否か、⑤他の音楽イベントへの参加意欲等を設定したり、尼崎市における他の音楽イベントへの好影響（参加者の増加など）も考慮するするなどして、本補助金の目的に応じた効果をもたらされているかを十分に検討する必要がある。

6 幼稚園型一時預かり事業補助金

(1) 補助金等の概要

補助金等の名称	幼稚園型一時預かり事業補助金		
所管部署	教育委員会事務局 学校教育部 幼稚園・高校企画推進担当		
補助金等の目的・概要	幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に補助金を交付する。		
補助開始年度	平成27年度		
令和2年度の交付先 (交付先の件数)	10件		
補助対象経費	運営費		
根拠規程等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援法第59条 ・ 児童福祉法第6条 ・ 尼崎市幼稚園型一時預かり事業実施要綱第9条 ・ 尼崎市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第8条 		
補助金等交付実績 (単位：円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	19,777,190	28,927,350	37,188,770
財源	国、県、尼崎市		

(2) 補足説明

本補助金は、通常の教育時間の終了後や長期休業期間中などに、保護者の子育てニーズに対する支援を行うため、幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園、認定こども園（原則として、教育標準時間認定子ども対象）に対し、利用実績に応じて、当該事業経費の補助を行うものである。

各園には、利用実績を報告する書類として、各月の利用実績を報告する「一時預かり実施状況報告書」を毎月、年間の利用実績を報告する「一時預かり実績明細書」を年度末に提出させている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 95】 補助金の適正使用（実地調査の検討）

尼崎市は、幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対して、実績報告書の信憑性を確保するとともに、不正受給に対する抑止力を高める観点から、実地調査を実施することが望ましい。

(理由)

当該事業を適正に実施するうえでは、「一時預かり実施状況報告書」等の提出書類の信憑性を確保することが求められるところ、尼崎市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第 10 条において「市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について調査し、又は資料の提出を求めることができる。」との規定が設けられているが、この市長の調査権を行使したことはないとのことである。

現状において、実績報告時に提出を求めている、「一時預かり実施状況報告書」等の書類は、事実上は幼稚園等の自己申告であり、その信憑性が十分担保されているとは認められないことから、不正受給に対する抑止力を高めるという観点からも、実地調査を実施することが望ましい。

以 上